経営事項審査（平成30年度審査）

秋田県建設工事入札参加資格審査
（平成31･32年度適用）

申請の手引

平成３０年２月

秋田県建設部建設政策課

目　　次

はじめに　建設業許可・経営事項審査・建設工事入札参加資格審査とは・・・・・・・・・ 1
第１章　経営事項審査
　第１　経営事項審査制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
　第２　審査項目と審査基準等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
　第３　審査申請手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
　第４　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
第２章　経営規模等評価申請書等の記載要領
　　経営規模等評価申請書・経営規模等評価再審査申立書・総合評定値請求書
　　【２０００１帳票】・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
　　工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高
　　【２０００２帳票】・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
　　その他の審査項目　　【２０００４帳票】・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
　　技術職員名簿　　【２０００５帳票】・・・・・・・・・・・・・・・・・・36
　　工事経歴書の作成について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
　　経営規模等評価申請及び総合評定値請求手数料一覧表・・・・・・・・・・・・48
　　別表１　経営規模の評点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・49
　　別表２　自己資本額・利益額の評点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・50
　　別表３　技術力の評点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52
　　別表４　その他の審査項目の評点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・54
　　別表５　業種別技術職員コード表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・58
　　別表６　市町村コード・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・61
　　別表７　建設工事の内容と例示・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・62
第３章　建設工事入札参加資格審査
　第１　入札参加資格審査制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・65
　第２　申請工種、等級格付及び建設業許可の関係・・・・・・・・・・・・・・・66
　第３　審査項目と審査基準等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・68
　第４　審査申請手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・72
　第５　その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・75
第４章　入札参加資格審査申請書の記載要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・77
　　建設工事入札参加資格審査申請書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・86
　　技術職員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・88
　　技術職員名簿（特例用）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・89
　　地域貢献活動実施申告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・90
　　未就業者の職業体験受入実施申告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・91
　　未就業者の職業体験受入実施証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・92
　　若年者雇用申告書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・93

巻末資料
「平成３１・３２年度適用定期年建設工事入札参加資格審査にかかる発注者別評価の考え方」
「入札参加資格審査において解体工事を申請する際の留意事項について」

建設業許可・経営事項審査・建設工事入札参加資格審査とは

※それぞれの趣旨、制度の違いをよく御理解ください。

	建　設　業　許　可	経　営　事　項　審　査	建設工事入札参加資格審査（格付審査）
根拠法令	建設業法第３条	建設業法第２７条の２３	地方自治法施行令 第１６７条の５及び 第１６７条の１１ （公共工事の各発注機関の定め）
対　　象	業として建設工事の請負をする者 （公共、民間、下請等）	許可業者で公共工事を直接請け負おうとする者	公共工事の各発注機関の入札に参加しようとする者
趣　　旨	２９業種の区分に従い、一定規模以上の建設工事を請け負って営業することが許可される	申請者の客観的能力判定のため、経営状況、経営規模等を全国統一の基準で審査する 請求があった場合のみ総合評定値を通知する	業者施工能力に応じた発注をするため、格付対象工種ごとに等級区分する
実施機関	知事又は国土交通大臣 （許可行政庁）	知事又は国土交通大臣 （許可行政庁） 経営状況の分析は、登録経営状況分析機関が実施	公共工事の各発注機関 （国、地方公共団体、公社等）
対象工種	２９業種	同左	当該発注機関の定めるところによる
備　　考		第１章・第２章を参照のこと	秋田県に申請する場合は、第３章を参照のこと
有効期間	許可のあった日から５年	直前の決算日（＝審査基準日）から１年７ヶ月	２年間 ただし、中間年審査については１年間

第１章　経営事項審査

第１　経営事項審査制度

公共工事発注機関が定期的に行う工事入札参加資格者の格付審査は、客観的事項の審査結果と発注機関ごとに評価する事項（以下「発注者別評価事項」という。）の審査結果を総合して行われます。

この客観的事項のうち、経営規模等に係る審査は、審査基準が同一である限り、どの公共工事発注機関が行っても同一の結果となりますので、建設業法に基づき、許可行政庁（知事又は国土交通大臣）が統一的に行うこととされているほか、経営状況分析については、国土交通大臣の登録を受けた登録経営状況分析機関が行うこととされています。

この客観的事項の審査が、建設業法第２７条の２３に定める「経営事項審査」です。

建設業者と経営事項審査の関係を図示すると次のようになります。

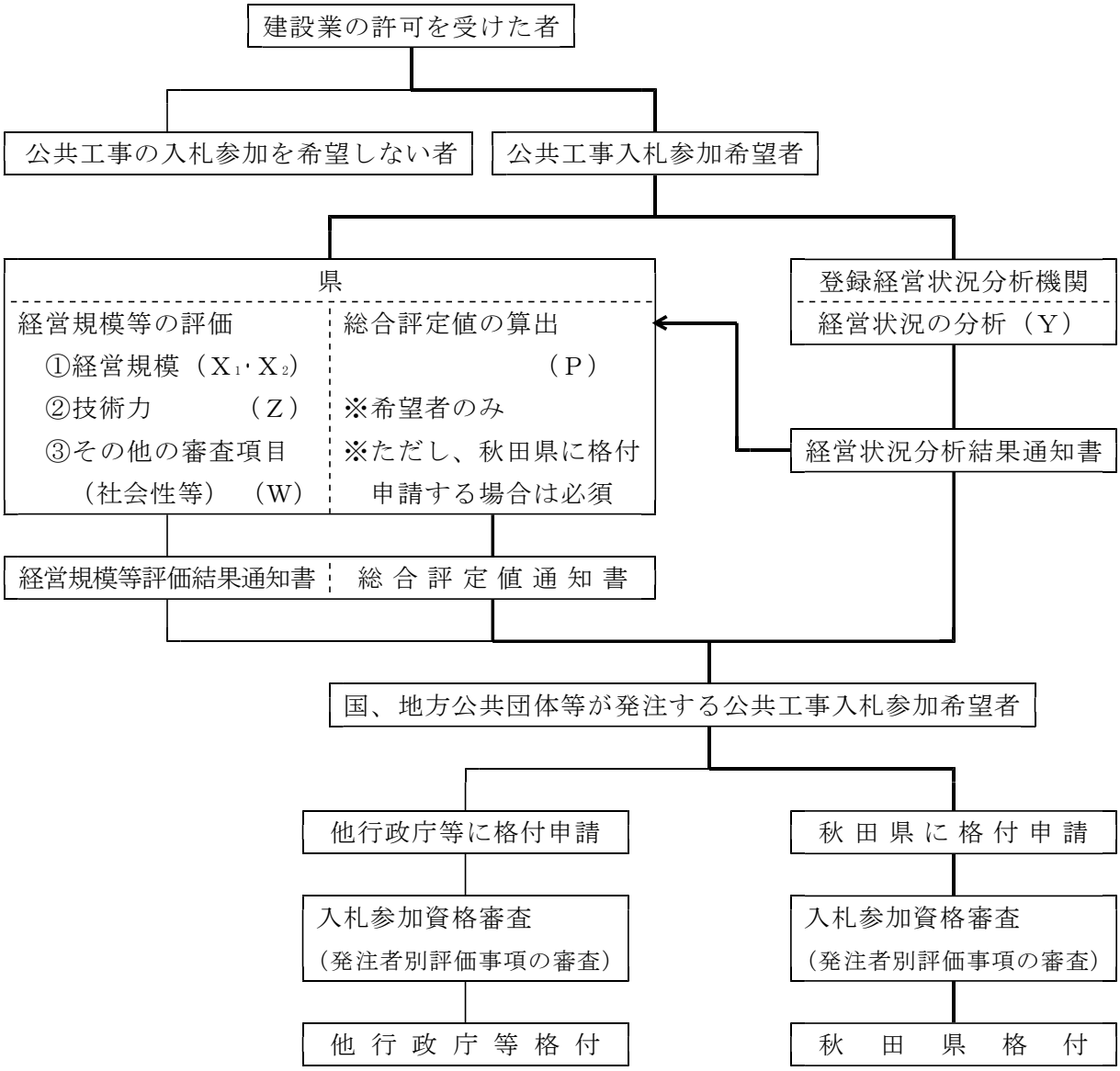

なお、虚偽の申請等を行った場合は、罰則の対象となります（建設業法第５０条）。

第２　審査項目と審査基準等

１　審査基準日

審査基準日は、申請をする日の直前の事業年度終了日（決算日）です。

２　審査項目

(1) 許可行政庁

区　　分	審　　査　　項　　目	算定根拠
１　経営規模 （X_1・X_2）	①工事種類別年間平均完成工事高 ②自己資本額 ③利益額（利払前税引前償却前利益） ＝営業利益＋減価償却実施額	①別表１ ②別表２ ③別表２
２　技術力 （Ｚ）	①建設業の種類別の技術職員数 ②工事種類別年間平均元請完成工事高	別表３
３　その他の審査項目（社会性等） （Ｗ）	①労働福祉の状況 ａ　雇用保険加入の有無 ｂ　健康保険加入の有無 ｃ　厚生年金保険加入の有無 ｄ　建設業退職金共済制度加入の有無 ｅ　退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無 ｆ　法定外労働災害補償制度加入の有無 ②建設業の営業継続の状況 ａ　営業年数 ｂ　民事再生法又は会社更生法の適用の有無 ③防災活動への貢献の状況（防災協定の締結の有無） ④法令遵守の状況 ａ　営業停止処分の有無 ｂ　指示処分の有無 ⑤建設業の経理の状況 ａ　監査の受審状況 ｂ　公認会計士等の数 ｃ　二級登録経理試験合格者の数 ⑥研究開発の状況（研究開発費） ⑦建設機械の保有状況 （建設機械の所有及びリース台数） ⑧国際標準化機構が定めた規格による登録の状況 ａ　ＩＳＯ９００１の登録の有無 ｂ　ＩＳＯ１４００１の登録の有無	①～⑨ 別表４

	⑨若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況 a　若年技術職員の継続的な育成及び確保 b　新規若年技術職員の育成及び確保	

(2) 登録経営状況分析機関

区　分	審　査　項　目	算定根拠
経営状況 （Y）	①純支払利息比率 ②負債回転期間 ③総資本売上総利益率 ④売上高経常利益率 ⑤自己資本対固定資産比率 ⑥自己資本比率 ⑦営業キャッシュ・フロー ⑧利益剰余金	

3　審査基準等

２の審査項目のそれぞれの数値に基づき、一定の基準により、それぞれの評点を算定します。

なお、総合評定値の請求を行った場合のみ、次の算式により建設工事の種類ごとに経営事項審査の総合評定値を算定します。

※秋田県の入札参加資格審査を申請する場合は、総合評定値の請求を行うことが必要です。
なお、総合評定値の請求を行っていることを入札参加資格審査の申請の条件とすることについては、各発注機関ごとに取扱いが異なりますので、入札参加資格審査の申請をしようとする各発注機関に直接お問い合わせください。

総合評定値（P）＝０．２５X_1＋０．１５X_2＋０．２Y＋０．２５Z＋０．１５W

X_1　＝　許可を受けた建設工事の種類別年間平均完成工事高の評点（別表１）
X_2　＝　自己資本額及び利益額の評点（別表２）
Y　＝　経営状況分析の評点
Z　＝　技術職員数及び種類別年間平均元請完成工事高の評点（別表３）
W　＝　その他の審査項目（社会性等）の評点（別表４）

第３　審査申請手続

建設業者が経営事項審査を申請するには、経営規模等評価申請書・経営規模等評価再審査申立書・総合評定値請求書及び関係添付書類を秋田県知事に、経営状況分析申請書及び関係添付書類を登録経営状況分析機関に、それぞれ提出しなければなりません。

なお、総合評定値の請求を行う場合は、決算が確定次第、先に経営状況分析の申請手続を行ってください。

Ⅰ　県への申請　　経営規模等評価申請（X_1、X_2、Ｚ、Ｗ）
総合評定値請求（Ｐ）

１　提出書類

		知事許可	大臣許可
(1) 提出書類	1　経営規模等評価申請書・経営規模等評価再審査申立書・総合評定値請求書(建設業法施行規則別記様式第25号の11)　【２０００１帳票】	○	○
	2　工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高　【２０００２帳票】	○	○
	3　その他の審査項目（社会性等）　【２０００４帳票】	○	○
	4　技術職員名簿　【２０００５帳票】	○	○
	5　２又は３事業年度分の消費税抜きの工事経歴書 ただし、免税事業者は消費税込みの工事経歴書 （建設業法施行規則別記様式第２号）	○	○
	6　経営状況分析結果通知書	○	○
	7　舗装工事を申請する場合は６ページに記載する書類	○	
	8　建設機械保有状況一覧表（別紙様式３） ※建設機械を１台以上保有する者のみ	○	
	9　その他の確認書類 ※東北地方整備局が発行している申請の手引きを御確認ください。		○
(2) 提出部数	知事許可業者　→　１のみ２部、その他は１部 大臣許可業者　→　１～５は２部、６は原本及び写し１部、９は１部		
(3) 手数料の納付	知事許可業者　→　秋田県証紙により申請書類提出時に納付 秋田県証紙貼付書は受付窓口の地域振興局に用意 大臣許可業者　→　収入印紙により申請書類提出時に納付 収入印紙貼付書は建設政策課に用意		

１－２　舗装工事を申請する場合の提出書類

舗装工事を申請する場合は、工事経歴書（舗装工事）に記載した工事のうち、**請負金額が税込で５００万円以上**の元請工事（請負代金の額が大きい順に**３件**まで）及び下請工事（請負代金の額が**最も大きいもの１件**）（確認対象工事）に関して次の書類を**提出**してください。

なお、次の場合は原則として舗装工事として認めておりませんので御注意ください。

・発注工種が舗装以外で、かつ、見積内訳書において、舗装に係る工事費が直接工事費の過半以上を占めていない場合

・下記資料の提出がなく、舗装工事であるかどうかを確認できない場合

提　出　書　類	提出が必要な対象工事	説　明
1　請負契約書（写）	1)全ての確認対象工事	・「契約当事者」、「工事名／工事番号」、「請負代金」、「契約工期」の記載のある部分の写しを提出してください。 ・契約書が無い場合は、契約内容が確認できる書類（注文書、請書、注文者からの証明書等）の写しでも可。 ・なお、面談日当日に契約書原本を提示してください。
2　入札公告書又は指名通知書等（写）	確認対象工事のうち元請負工事	・対象工事の**発注業種が確認できる**入札公告又は指名通知書等（写）を提出してください。
3　見積内訳明細書（写）	確認対象工事のうち 1)下請負工事 2)上記２の書類が無い元請負工事 3)発注工種が舗装以外の元請負工事	・対象工事の施工内容及び工事費明細（**金額の分かるもの**）が確認できる見積内訳明細書を提出してください。
4　施工箇所の工事写真		・舗装工事の施工状況が分かる工事写真を提出してください。 ・工事施工中の写真が無い場合は、舗装工事施工箇所の現況写真でも可。

２　申請書

秋田県ホームページ（http://www.pref.akita.lg.jp/）からダウンロードしてください。

3　受付期間

平成３０年度の受付は、次の区分により定められた日に行います。

(1) 知事許可業者

対 象 と な る 決 算 期	平成３０年度の受付日
① 個人事業者及び法人で決算期が 平成２９年１０月から１２月の方	平成３０年 ３月１５日（木）及び　３月１６日（金）
② 法人で決算期が 平成３０年１月から３月の方	平成３０年 ６月２１日（木）及び　６月２２日（金）
③ 法人で決算期が 平成３０年４月から６月の方	平成３０年 ９月２０日（木）及び　９月２１日（金）
④ 法人で決算期が 平成３０年７月から９月の方	平成３０年 １２月１３日（木）及び１２月１４日（金）

※各決算期に対応する受付日よりも前に申請を行うことはできません。例えば、法人で決算期が平成３０年３月の方が、平成３０年６月２１日よりも前に申請を行うことはできません。

※上記の受付日に申請が間に合わない場合は、受付窓口となる地域振興局総務企画部総務経理課へ、申請書持参前にあらかじめ御相談ください。なお、申請が遅くなった場合、直前の経審の有効期間満了の日までに新たな経営規模等評価結果及び総合評定値を通知できないことがあります。

※次の場合は随時受付します。（申請する場合は事前に御相談ください。）

①新規（いわゆる経審切れを含む。）に申請する場合

②合併、営業譲渡又は会社分割に伴う組織変更を行った者が申請する場合

③会社更生手続き開始の申立て等を行った者が申請する場合

(2) 大臣許可業者

随時受付します。（面談日時を調整しますので、あらかじめ御連絡ください。）

4　受付場所

(1) 知事許可業者：主たる営業所の所在地を所管する地域振興局総務企画部総務経理課総務経理班又は工事契約班

(2) 大臣許可業者：建設政策課建設業班

5　手数料

(1) 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求を同時に行う場合

審査基本料　８，５００円　　１工種につき　２，５００円

(2) 経営規模等評価の申請のみ行う場合

審査基本料　８，１００円　　１工種につき　２，３００円

(3) 経営規模等評価結果通知書受領後、総合評定値の請求のみ行う場合

請求基本料　　４００円　　１工種につき　　２００円

※いったん納付した手数料は返却できませんので、注意してください。

※(1)の場合、経営規模等評価の申請と総合評定値の請求を行う工種は一致していなければなりません。

※(3)の場合、経営規模等評価結果に係る申請工種と同一の工種を請求することが必要です。

6　面談審査

申請書提出後、日を改めて面談審査を行います。面談審査の日時は、申請書提出の際、各地域振興局で指定します。なお、面談審査にあたっては、申請書、提示書類の全般にわたって確認しますので、説明のできる方の来所をお願いします。

7　提示又は提出をお願いする書類

面談審査日には、提出書類の控えの他、次の書類の原本（写しと明記しているものを除く。）を漏れなく持参してください。

提示等のない場合は、保留となり、結果通知が遅れることとなります。

審査事項	確認資料の例
1　許可の有無等	①建設業許可通知書又は建設業許可証明書 （知事許可：各地域振興局、大臣許可：東北地方整備局で発行） ※記載内容に変更があった場合、変更届の控えも提示してください。 ②法人の申請者の場合、「法人番号指定通知書」等、法人番号を確認できる書類
2　経営状況分析及び経営事項審査の結果	①経営状況分析結果通知書 ※２事業年度分（完成工事高を３年平均とした場合、３事業年度分）提示してください。 ※審査対象事業年度分は提出してください。 ※登録経営状況分析機関にかかわらず、経営状況分析結果通知書の原本を提示又は提出してください。 ②経営事項審査結果通知書（前年度分）
3　財務内容	①法人の場合：法人税確定申告書の控え及びその添付書類 個人の場合：所得税確定申告書の控え及びその添付書類 ②消費税確定申告書の控え及びその添付書類 ※前年に経営事項審査を受けていない場合、２事業年度分必要です。 （前年かつ前々年度に経営事項審査を受けていない場合で、完成工事高を３年平均としたときは、３事業年度分必要です。） ③消費税納税証明書（その１・納税額等証明用） ※税額が記載され、面談日の概ね１週間前以内に発行されたものを提示してください。 （②で審査対象事業年度以前の申告書も提示する場合は、当該各年度の税額も記載されているものを提示してください。）
4　職員の常勤性及び雇用期間	社会保険等に加入している事業所の場合 社会保険被保険者標準報酬決定通知書（常勤性の確認）及び雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届及び雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（雇用期間の確認） ※高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度の対象者は、当該制度対象者であることを証する会社代表者の押印のある書面を提出してください。（常時１０人以上の労働者を使用する企業については、併せて労働基準監督署の受付印のある就業規則を提示してください。） 社会保険等に加入していない事業所の場合 源泉所得税を納付したことを証する書類等、賃金台帳並びに出勤簿（常勤性の確認）及び雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届及び雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（雇用期間の確認） ※高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度の対象者は、当該制度

	対象者であることを証する会社代表者の押印のある書面を提出してください。（常時１０人以上の労働者を使用する企業については、併せて労働基準監督署の受付印のある就業規則を提示してください。） ※雇用保険に係る書類については、技術職員名簿の記載順に並べ替えて提示してください。
5　完成工事高	請負工事の契約書、共同企業体協定書等（２又は３事業年度分）及び工事請負代金の受領が確認できる通帳等 ※原則として契約書としますが、契約書がない場合、工事高が確認できる他の書類を提示してください。 ※ただし、元請工事については、原則として契約書原本の提示がない場合、実績として認めません。
6　社会性	①雇用保険に加入している場合は、平成２９・３０年度保険料申告書とその領収書 ②健康保険・厚生年金保険に加入している場合、審査基準日の月を含む社会保険料納入確認書 ※健康保険料と厚生年金保険料を別々に納めている場合（組合管掌健康保険に加入している場合等）、それぞれについて確認書を準備してください。 ※健康保険被保険者適用除外承認を受けて国民健康保険組合（中建国保、建設国保等）に加入している場合、上記社会保険料納入確認書に加え、次のいずれかの書類を準備してください。 a　国民健康保険組合が発行する加入証明書又は保険料納入証明書 b　全員の保険料払込証明書又は被保険者証の写し（ただし、厚生年金保険に加入していない場合、健康保険被保険者適用除外承認証又は健康保険の適用除外承認を受けていることが分かる年金事務所の証明書も合わせて提示してください。） ③建設業退職金共済契約を締結している場合は、加入・履行証明書 ④退職一時金制度を導入している場合は、次のいずれかの書類 a　労働協約、就業規則 （労働基準監督署の収受印が押されたもの） b　独立行政法人勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部又は特定退職金共済団体の発行する加入証明書 ⑤企業年金制度を導入している場合は、次のいずれかの書類 a　厚生年金基金、確定拠出年金（企業型）又は確定給付企業年金（基金型・規約型）の企業年金基金への加入証明書 b　適格退職年金契約書 ※④及び⑤のどちらにも加入している場合は、④又は⑤のいずれかの書類を提示してください。 ⑥法定外労災に加入している場合、加入証明書、契約書、証書等で契約内容の確認できる書類 ⑦民事再生法及び会社更生法の適用を受けている場合、民事再生・会社更生手続開始決定日、計画認可日、手続終結を確認できる書類

⑧国、特殊法人等又は地方公共団体と防災協定を締結している場合、その防災協定の写し。加入している社団法人等の団体が防災協定を締結している場合、当該団体が締結している防災協定の写し、当該団体に加入していることを証する書類及び申請者が防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類（当該団体の活動計画書、当該団体の長による証明書等の写し）を提出してください。

※ ただし、次の一般社団法人等が締結している防災協定については、提出は不要です。誤って「無」と記載することのないようにしてください。

証明書等の提出を不要としている防災協定締結団体		
・秋田県建設産業団体連合会 （(一社)秋田県建設業協会等） ・(一社)秋田市建設業協会 ・北秋田市建設業協会 ・八峰町建設業協会 ・三種町建設業協会 ・八郎潟町建設業協会 ・八郎潟町建築業協会 ・五城目建設業協会 ・男鹿市建設業協会	・潟上市建設産業協会 ・由利本荘市建設業協会 ・にかほ市建設業協会 ・仙北市建設業協会連合会 ・美郷町建設業協会 ・角館町建設業協会 ・横手市建設業協会 ・湯沢市建設業協会 ・羽後町建設業協会	・秋田管工事業協同組合 ・能代山本管工事業協同組合 ・由利本荘市管工事協同組合 ・大仙･美郷管工事組合 ・仙北市管工事協会 ・北鹿電気工事業協同組合 ・能代山本電気工事協同組合 ・秋田電気工事協同組合 ・大曲仙北電気工事協同組合

⑨有価証券報告書若しくは監査証明書の写し、会計参与報告書の写し又は下記⑩の経理実務責任者（２級登録経理試験合格者を除く。）が経理処理の適正を確認した旨の書類に自らの署名を付したもの（「監査の受審状況」で「１」～「３」のいずれかに該当する場合に限る。）

⑩公認会計士、会計士補、税理士であること又はこれらとなる資格を有する者であることを証するものの写し、１級又は２級登録経理試験合格者の合格証書　※毎年必ず提示してください。

⑪建設機械の保有状況を確認するための書類

※建設機械の保有状況一覧表（別紙様式３）を提出してください。

（所有の場合）建設機械の売買契約書、販売店からの譲渡・販売証明書、車検証、固定資産税申告書・明細書又は減価償却資産台帳を提示してください。

（リースの場合）リース契約書を提示してください。

⑫特定自主検査記録表、自動車検査証又は移動式クレーン検査証

※審査基準日時点で有効な検査記録表､検査証を提示してください。

⑬ブルドーザー又はモーターグレーダーの自重、トラクターショベルのバケット容量、大型ダンプ車の車両総重量又は最大積載量、移動式クレーンのつり上げ荷重が⑪、⑫の書類で確認できない場合、これらが確認できる資料（カタログ等）

⑭ＩＳＯ９００１、ＩＳＯ１４００１の登録を受けていることを証明する書類及びその付属書

7　技術職員の資格	①技術職員リスト（受付時に地域振興局から交付されます。） ②卒業証明書（建設業法第７条第２号イ該当の者） ③合格証、免許証（建設業法第７条第２号ハ該当の者） ④建設業監理技術者資格者証、監理技術者講習修了証（写） ⑤実務経験証明書（建設業法第７条第２号イ、ロ該当の者） ⑥登録基幹技能者講習修了証 ⑦解体工事業の技術者として申請をする場合で、附則第４条該当の有資格区分コードでないコードを記載するときは、登録講習の修了若しくは解体工事について所定の期間以上の実務経験又は平成２８年度以降に実施された技術検定により資格を有した事実を証明する書類 ⑧１級建設機械施工技士等「附則第４条該当」のみが解体工事に対応する資格を有する者を解体工事業の技術者として申請する場合、平成２７年度までに実施された技術検定により資格を有している事実を証明する書類 ※技術職員リストに掲載されている技術職員は、資格に異動がない限り、②③⑤の書類の提示は不要です。 ※④⑥⑦⑧は該当者がいる場合は、必ず提示してください。

8　通知

面談審査後、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書により、結果を通知します。

なお、総合評定値を通知するのは、請求があった場合のみですので、県の入札参加資格審査を申請しようとする場合、必ず、総合評定値を請求するようにしてください。

Ⅱ　登録経営状況分析機関への申請

経営状況分析は、国の登録を受けた登録機関が行うこととなっています。経営状況分析の申請をしようとする場合、申請者は、登録経営状況分析機関の中から自由に申請先を選択することができます。申請の手続については、各登録経営状況分析機関に直接お問い合わせください。

（平成２６年１１月現在）

登録番号	機関の名称	事務所の所在地	電話番号
1	（一財）建設業情報管理センター（東日本支部）	東京都中央区築地２－１１－２４	03-5565-6131
2	（株）マネージメント・データ・リサーチ	熊本県熊本市中央区京町２－２－３７	096-278-8330
4	ワイズ公共データシステム(株)	長野県長野市田町２１２０－１	026-232-1145
5	（株）九州経営情報分析センター	長崎県長崎市今博多町２２	095-811-1477
7	（株）北海道経営情報センター	北海道札幌市白石区東札幌一条４－８－１	011-820-6111
8	（株）ネットコア	栃木県宇都宮市鶴田２－５－２４	028-649-0111
9	（株）経営状況分析センター	東京都大田区大森西３－３１－８	03-5753-1588
10	経営状況分析センター西日本（株）	山口県宇部市北琴芝１－６－１０	0836-38-3781

11	（株）日本建設業経営分析センター	福岡県北九州市小倉南区葛原本町６－８－２７	093-474-1561
21	（株）建設システム	静岡県富士市石坂３１２－１	0545-23-2607
22	（株）建設業経営情報分析センター	東京都立川市柴崎町２－１７－６	042-505-7533

※国土交通省による登録経営状況分析機関の一覧は、建設政策課ホームページからリンクしています。

第４　その他

1　再審査の申立

経営規模等評価の結果について異議のある建設業者は、当該経営規模等評価を行った国土交通大臣又は都道府県知事に対して、評価の結果の通知を受けた日から３０日以内に再審査を申し立てることができます。（建設業法第２７条の２８）

ただし、申請者側の誤りによるものは再審査の対象となりませんので、申請書及び添付書類の作成にあたっては、十分留意してください。

※再審査の対象とならないものの例

○完成工事高、職員の計上漏れ

○審査基準日以降の職員の増減、資格の取得

○決算内容の変更（修正申告によるものを含む）

2　入札参加資格審査申請と経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書

秋田県以外の公共工事発注機関に対して、入札参加資格審査申請をする場合、経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書、経営状況分析結果通知書の各正本又はその写し、経営規模等評価申請書・経営規模等評価再審査申立書・総合評定値請求書【２０００１帳票】、工事種類別完成工事高【２０００２帳票】の控えなどの提出を求められることがあります。

したがって、これらの通知書又は申請書の控えは、大切に保管してください。

特に経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書は、紛失又は毀損等理由のいかんを問わず、再発行しませんので、注意してください。

※経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書を紛失等した場合は、内容証明願により証明書を発行することができますので､建設政策課建設業班までお問い合わせください。

3　建設業許可手続に係る変更届の提出について

各事業年度（＝決算期）を経過したときは、４ヶ月以内に事業年度報告（決算変更届）を提出することが義務付けられています。（建設業法第１１条）

この報告書は、後日、経営事項審査等に活用するものですので、報告書が未提出の場合、経営事項審査に重大な支障が出るおそれがあります。また、事業年度報告を含む変更届に未提出がある場合、罰則（建設業法第５０条）のほか、指示処分（建設業法第２８条）の対象となります。期限を守って必ず提出してください。

また、この報告書は閲覧書類として公開されており、発注者が業者選定の際に参考にするなど重要なものです。（建設業法第１３条）

なお、経営規模等評価で職員の増減が確認され、その職員が許可上の技術者の場合には、許可手続に係る変更届を提出しなければなりません。

様式第二十五号の十一（第十九条の七、第二十条、第二十一条の二関係）

（用紙Ａ４）

2 0 0 0 1

経営規模等評価申請書
~~経営規模等評価再審査申立書~~
総合評定値請求書

平成　　年　　月　　日

建設業法第27条の26第２項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
~~建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。~~
建設業法第27条の29第１項の規定により、総合評定値の請求をします。

不要のものを消す

この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

~~地方整備局長~~
~~北海道開発局長~~
秋田県知事　殿

申請者と書類作成者が異なる場合は、書類作成者も記名押印

秋田市山王４－１－１
秋田建設株式会社　代表取締役　秋　田　一　郎
申請者　行政書士　○　○　○　○　印

行政庁側記入欄	項番		請求年月日	土木事務所コード 整理番号
申請年月日	01	平成　年　月　日	平成　年　月　日	－

	項番			許可年月日
申請時の許可番号	02	大臣知事 コード 05 ~~国土交通大臣~~ 秋田県知事 許可（般 ~~特~~ －28）第 001234 号	右詰で記入　余白は０	平成 28 年 07 月 19 日
前回の申請時の許可番号	03	大臣知事 コード　国土交通大臣知事 許可（般 特 －　）第　　号	前回申請時と異なる場合のみ記入	平成　年　月　日
審査基準日	04	平成 30 年 03 月 31 日		
申請等の区分	05	1		
処理の区分	06	00		
法人又は個人の別	07	1（1. 法人 2. 個人）	資本金額又は出資総額 ,　,　20,000（千円）	法人番号 123456789012 3
商号又は名称のフリガナ	08	アキタケンセツ		
商号又は名称	09	秋田建設（株）		
代表者又は個人の氏名のフリガナ	10	アキタ　イチロウ		
代表者又は個人の氏名	11	秋田　一郎		
主たる営業所の所在地市区町村コード	12	05201		
主たる営業所の所在地	13	山王４－１－１		
郵便番号	14	010－8570	電話番号 018－860－2425	
許可を受けている建設業	15	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 しゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 22　2　2　1　1　1（1. 一般 2. 特定）		
経営規模等評価等対象建設業	16	9　9　9　9		

「経営状況分析結果通知書」の「資本金」と同額

濁音・半濁音を表す文字は１カラム内に記入

法人の種類のフリガナは不要

申請者が法人の場合記入（個人の場合記入不要）

別表６（P61）参照

市町村名の次から記入

該当する年度が複数ある場合は最も古い年度を記入

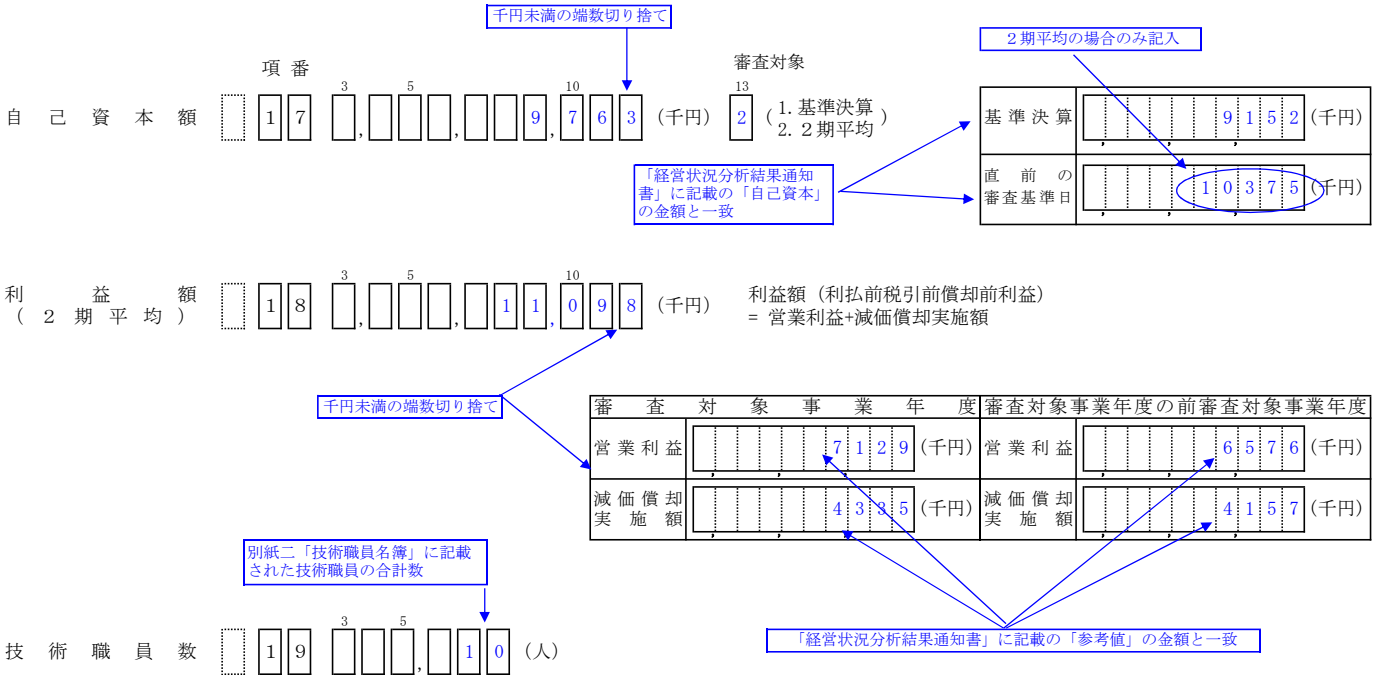

登録経営状況分析機関番号 20 00123 4

経営状況分析を受けた機関の名称

(○) ○○○○○○○○○○

工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高については別紙一による。
技術職員名簿については別紙二による。
その他の審査項目（社会性等）については別紙三による。

経営規模等評価の再審査の申立を行う者については、次に記入すること。

審査結果の通知番号	審査結果の通知の年月日
第　　号	平成　　年　　月　　日
再審査を求める事項	再審査を求める理由

連絡先

所属等　経理課　　氏名　秋田花子　　電話番号　018－860－2425

ファックス番号　018－860－3800

第２章　経営規模等評価申請書等の記載要領

一般的注意事項

1　申請書は、ボールペン、ペン等で記入してください。

2　□□□□ で表示された枠（以下「カラム」という。）に記入する場合は、１カラムに１文字ずつ丁寧に、かつ、カラムからはみ出さないように記入してください。数字を記入する場合は、例えば □□1 2 のように右詰めで、また、文字を記入する場合は、例えば 甲 建 設 工 業 □□ のように左詰めで記入してください。

1　経営規模等評価申請書・経営規模等評価再審査申立書・総合評定値請求書【２０００１帳票】

1　「経営規模等評価申請書
経営規模等評価再審査申立書
総合評定値請求書」、

「建設業法第27条の26第2項の規定により、経営規模等評価の申請をします。
建設業法第27条の28の規定により、経営規模等評価の再審査の申立をします。
建設業法第27条の29第1項の規定により、総合評定値の請求をします。　　」、

「地方整備局長
北海道開発局長
知事」、「国土交通大臣
知事」及び「般
特」については、不要のものを消してください。

2　「申請者」の欄は、この申請書により経営規模等評価の申請、経営規模等評価の再審査の申立又は総合評定値の請求をしようとする建設業者（以下「申請者」という。）の他に申請書又は建設業法施行規則第１９条の４第１項各号に掲げる添付書類を作成した者（財務書類を調製した者等を含む。以下同じ。）がある場合には、申請者に加え、その者の氏名も併記し、押印してください。この場合には、作成に係る委任状の写しその他の作成等に係る権限を有することを証する書面を添付してください。

3　太線の枠内（行政庁側記入欄）には記入しないでください。

4　0 2 「申請時の許可番号」の欄の「大臣
知事」コードのカラムには、申請時に許可を受けている行政庁について、大臣許可業者の場合は 0 0 を、知事許可業者の場合は 0 5 を記入してください。

「許可番号」及び「許可年月日」は、例えば 0 0 1 2 3 4 又は 0 1 月 0 1 日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「０」を記入してください。

なお、現在２以上の建設業の許可を受けている場合で許可を受けた年月日が複数あるときは、そのうち最も古いものについて記入してください。

5　0 3 「前回の申請時の許可番号」の欄は、申請時の許可番号が、前回の申請時の許可番号と異なっている場合についてのみ記入してください。

6　0 4 「審査基準日」の欄は、審査の申請をしようとする日の直前の事業年度の終了の日（８の後段の表の分類のいずれかに該当する場合で直前の事業年度の終了の日以外の日を審査基準日として定めるときは、その日）を記入し、例えば審査基準日が平成３０年３月３１日であれば、3 0年 0 3 月 3 1 日のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「０」を記入してください。

7　0 5　「申請等の区分」の欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入してください。

コード	申　請　等　の　種　類
1	経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求
2	経営規模等評価の申請
3	総合評定値の請求
4	経営規模等評価の再審査の申立及び総合評定値の請求
5	経営規模等評価の再審査の申立

8　0 6　「処理の区分」の欄の左欄は、次の表の分類に従い、該当するコードを記入してください。

コード	処　　理　　の　　種　　類
００	１２か月ごとに決算を完結した場合 （例）平成２９年４月１日から平成３０年３月３１日までの事業年度について申請する場合
０１	６か月ごとに決算を完結した場合 （例）平成２９年１０月１日から平成３０年３月３１日までの事業年度について申請する場合
０２	商業登記法（昭和３８年法律第１２５号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他１２か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合 （例１）合名会社から株式会社への組織変更に伴い平成２９年１０月１日に当該組織変更の登記を行った場合で平成３０年３月３１日に終了した事業年度について申請するとき （例２）申請に係る事業年度の直前の事業年度が平成２９年３月３１日に終了した場合で事業年度の変更により平成２９年１２月３１日に終了した事業年度について申請するとき
０３	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合 （例）平成２９年１０月１日に会社を新たに設立した場合で平成３０年３月３１日に終了した最初の事業年度について申請するとき
０４	事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合 （例）平成２９年１０月１日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（平成３０年３月３１日）より前の日（平成２９年１１月１日）に申請するとき

また、「処理の区分」の欄の右欄は、次の表の分類のいずれかに該当する場合は、該当するコードを記入してください。

コード	処　　理　　の　　種　　類
１０	申請者について会社の合併が行われた場合で合併後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
１１	申請者について会社の合併が行われた場合で合併期日又は合併登記の日を審査基準日として申請するとき
１２	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲渡後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
１３	申請者について建設業に係る事業の譲渡が行われた場合で譲受人である法人の設立登記日又は事業の譲渡により新たな経営実態が備わったと認められる日を審査基準日として申請するとき
１４	申請者について会社更生手続開始の申立て、民事再生手続開始の申立て又は特定調停手続開始の申立てが行われた場合で会社更生手続開始決定日、会社更生計画認可日、会社更生手続開始決定日から会社更生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日、民事再生手続開始決定日、民事再生手続開始決定日から民事再生計画認可日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日又は特定調停手続開始申立日から調停条項受諾日までの間に決算日が到来した場合の当該決算日を審査基準日として申請するとき
１５	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、外国建設業者の属する企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
１６	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その属する企業集団を構成する建設業者の相互の機能分担が相当程度なされているものとして認定を受けて申請する場合

１７	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、建設業者である子会社の発行済株式の全てを保有する親会社と当該子会社からなる企業集団に属するものとして認定を受けて申請する場合
１８	申請者について会社分割が行われた場合で分割後最初の事業年度の終了の日を審査基準日として申請するとき
１９	申請者について会社分割が行われた場合で分割期日又は分割登記の日を審査基準日として申請するとき
２０	申請者について事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合
２１	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、一定の企業集団に属する建設業者（連結子会社）として認定を受けて申請する場合
２２	申請者が、国土交通大臣の定めるところにより、その外国にある子会社について認定を受けて申請する場合

9　0 7「資本金額又は出資総額」の欄は、申請者が法人の場合にのみ記入し、株式会社にあっては資本金額を、それ以外の法人にあっては出資総額を記入し、申請者が個人の場合には記入しないでください。「法人番号」の欄は、申請者が法人であって法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第２条第15項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けたものである場合にのみ当該法人番号を記入してください。

10　0 8「商号又は名称のフリガナ」の欄は、カタカナで記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば ギ 又は パ のように１文字として記入してください。なお、「株式会社」等法人の種類を表す文字については、フリガナは記入しないでください。

11　0 9「商号又は名称」の欄は、法人の種類を表す文字については次の表の略号を用いて、記入してください。

（例 （株） 甲建設 □
乙建設 （有） □ ）

種　類	略 号	種　類	略 号	種　類	略 号
株式会社	（株）	合資会社	（資）	協業組合	（業）
特例有限会社	（有）	合同会社	（合）	企業組合	（企）
合名会社	（名）	協同組合	（同）		

12　1 0「代表者又は個人の氏名のフリガナ」の欄は、カタカナで姓と名の間に１カラム空けて記入し、その際、濁音又は半濁音を表す文字については、例えば ギ 又は パ のように１文字として記入してください。

13　1 1「代表者又は個人の氏名」の欄は、申請者が法人の場合はその代表者の氏名を、個人の場合はその者の氏名を、それぞれ姓と名の間に１カラム空けて記入してください。

14　1 2「主たる営業所の所在地市区町村コード」の欄は、別表６を参照し、主たる営業所の所在する市町村の該当するコードを記入してください。

15　1 3「主たる営業所の所在地」の欄には、14により記入した市町村コードによって表される市町村に続く町名、街区符号及び住居番号等を、「丁目」、「番」及び「号」についてはー（ハイフン）を用いて、例えば 山 王 4 ー 1 ー 1 □ □ □ のように記入してください。

16　1 4「電話番号」の欄は、市外局番、局番及び番号をそれぞれー（ハイフン）で区切り、例えば 0 1 8 ー 8 6 0 ー 2 4 2 5 □ のように記入してください。

17　1 5「許可を受けている建設業」の欄は、申請時に許可を受けている建設業が一般建設業の場合は「１」を、特定建設業の場合は「２」を、次の表の（　）内に示された略号のカラムに記

入してください。

土木工事業（土）	鋼構造物工事業（鋼）	熱絶縁工事業（絶）
建築工事業（建）	鉄筋工事業（筋）	電気通信工事業（通）
大工工事業（大）	舗装工事業（舗）	造園工事業（園）
左官工事業（左）	しゆんせつ工事業（しゆ）	さく井工事業（井）
とび・土工工事業（と）	板金工事業（板）	建具工事業（具）
石工事業（石）	ガラス工事業（ガ）	水道施設工事業（水）
屋根工事業（屋）	塗装工事業（塗）	消防施設工事業（消）
電気工事業（電）	防水工事業（防）	清掃施設工事業（清）
管工事業（管）	内装仕上工事業（内）	解体工事業（解）
タイル・れんが・ブロック工事業（タ）	機械器具設置工事業（機）	

18 1 6 「経営規模等評価等対象建設業」の欄は、経営規模等評価等を申請する建設業（総合評定値の請求のみを行う場合にあっては、経営規模等評価の結果の通知を受けた建設業）について17の表の（　）内に示された略号のカラムに「９」を記入してください。

19 1 7 「自己資本額」の欄は、審査基準日の決算（以下「基準決算」という。）における自己資本の額又は基準決算及び前回の申請時における審査基準日（以下「直前の審査基準日」という。）の決算における自己資本の額の平均の額（以下「平均自己資本額」という。）を記入し、「審査対象」のカラムに「１」又は「２」を記入してください。また、平均自己資本額を記入した場合は、表内のカラムに基準決算における自己資本の額及び直前の審査基準日の決算における自己資本の額をそれぞれ記入してください。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示してください。

20 1 8 「利益額（２期平均)」の欄は、審査対象事業年度における利益額及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度の利益額の平均の額を記入してください。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における営業利益の額及び減価償却実施額をそれぞれ記入してください。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示してください。

21 なお、「自己資本額」及び「利益額」については、国土交通大臣の認定を受けた外国子会社のそれぞれの額を合算することができます。これには、国土交通大臣の認定書が必要となります。認定の手続き等については、国土交通省にお問い合わせください。

22 1 9 「技術職員数」の欄は、別紙二「技術職員名簿」に記入した審査基準日における技術職員の人数の合計を記入してください。「技術職員」とは、審査基準日以前に６か月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者に限られます（雇用期間が限定されている者のうち、審査基準日において高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和４６年法律第６８号）第９条第１項第２号に規定する継続雇用制度の適用をうけているもの（６５歳以下に限る。）については、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者とみなします。）ので注意してください。

23 2 0 「登録経営状況分析機関番号」の欄は、経営状況分析を受けた登録経営状況分析機関の登録番号（経営状況分析結果通知書の「登録経営状況分析機関欄」に記載されています。）を記入し、例えば 0 0 1 2 3 4 のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「０」を記入してください。

24 「連絡先」の欄は、この申請書又は添付書類を作成した者その他この申請の内容に係る質問等に応答できる者の氏名、電話番号等を記入してください。

別紙一

（用紙Ａ４）

2 0 0 0 2

工 事 種 類 別 完 成 工 事 高
工 事 種 類 別 元 請 完 成 工 事 高

項 番 3 1

審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度

自 2 7 年 0 4 月 至 2 9 年 0 3 月

審査対象事業年度の前審査対象事業年度	２８年　４月～２９年　３月
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	２７年　４月～２８年　３月

審査対象事業年度　自 2 9 年 0 4 月 至 3 0 年 0 3 月

計算基準の区分 2 （1. 2年平均 2. 3年平均）

申請する業種コードを必ず記載する（P22）

業種コード	工事の種類	完成工事高（千円）	元請完成工事高（千円）	完成工事高（千円）	元請完成工事高（千円）
3 2 0 1 0	土木一式　工事	審査対象事業年度の前審査対象事業年度：86,500 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度：91,240	審査対象事業年度の前審査対象事業年度：86,500 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度：91,240	8,804,000	8,804,000
3 2 0 1 1	ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ構造物　工事	審査対象事業年度の前審査対象事業年度：0 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度：0	審査対象事業年度の前審査対象事業年度：0 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度：0	0	0
3 2 0 5 0	とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ　工事	審査対象事業年度の前審査対象事業年度：38,500 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度：34,600	審査対象事業年度の前審査対象事業年度：31,234 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度：29,765	4,129,053	3,664,553
3 2 0 5 1	法面処理　工事	審査対象事業年度の前審査対象事業年度：18,500 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度：17,690	審査対象事業年度の前審査対象事業年度：15,500 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度：14,875	2,075,300	1,745,500
3 3	その他　工事	審査対象事業年度の前審査対象事業年度： 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度：	審査対象事業年度の前審査対象事業年度： 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度：		
3 4	合　計				

３年平均で申請する場合は、完成工事高計算表の合計を２で除した数値を記入（千円未満の端数切り捨て）

完成工事高及び元請完成工事高は消費税抜きの金額で記入（ただし、免税事業者は消費税込み。）

※「土木一式工事」を申請する場合、コード「011」の「ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ構造物工事」も必ず記載すること

※「とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事」を申請する場合、コード「051」の「法面処理工事」及びコード「300」の「とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）」も必ず記載すること

契約後ＶＥに係る完成工事高の評価の特例　（ 1. 有　(2.) 無 ）

別紙一

（用紙Ａ４）
2 0 0 0 2

工事種類別完成工事高
工事種類別元請完成工事高

項番	審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度	審査対象事業年度	計算基準の区分
3 1	自 2 7 年 0 4 月　至 2 9 年 0 3 月	自 2 9 年 0 4 月　至 3 0 年 0 3 月	2 （1. 2年平均 2. 3年平均）

審査対象事業年度の前審査対象事業年度	２８年　４月～２９年　３月
審査対象事業年度の前々審査対象事業年度	２７年　４月～２８年　３月

業種コー	完成工事高（千円）	元請完成工事高（千円）	完成工事高（千円）	元請完成工事高（千円）
3 2 1 3 0	2,4,4,4,0	2,0,3,7,7	8,7,2,5,0	7,0,4,0,0
工事の種類 **舗装** 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 20,500 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 28,380	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 17,877 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 22,878		
3 2 2 3 0	1,7,5,0,0	1,3,9,5,4	9,2,4,0	8,1,6,0
工事の種類 **造園** 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 24,900 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 10,100	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 20,565 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 7,344		
3 2 2 9 0	7,9,1,6	7,9,1,6	7,7,1,2	7,7,1,2
工事の種類 **解体** 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 6,878 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 8,954	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 6,878 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 8,954	※「解体工事」を申請する場合、コード「300」の「とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）」も必ず記載すること	
3 2 3 0 0	4,4,4,6,6	3,8,4,1,5	4,9,0,0,2	4,4,3,1,2
工事の種類 **とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事・解体工事（経過措置）** 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 45,378 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 43,554	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 38,112 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 38,719	※「とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事」又は「解体工事」を申請する場合、コード「300」の「とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事・解体工事（経過措置）」も必ず記載すること 「とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事」、「解体工事」及び「その他工事」に含まれる解体工事の合計を記載すること	
3 3 その他	1,4,6,2,5	1,4,4,7,7	3,4,7,9,0	3,4,1,2,5
工事の種類 その他 工事	完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 29,250	元請完成工事高計算表 審査対象事業年度の前審査対象事業年度 0 審査対象事業年度の前々審査対象事業年度 28,954	※その他には、審査対象以外の許可を受けた建設工事の完成工事高及び許可を受けないで営む建設業に関わる建設工事の完成工事高の合計額を記入すること （兼業売上高は計上できません）	
3 4 合計	1,8,9,9,0,1	1,7,6,0,9,3	2,6,0,6,8,2	2,3,7,3,9,7

最後の用紙にのみ記入する

契約後ＶＥに係る完成工事高の評価の特例　（ 1. 有　2. 無 ）

※内訳工事（ﾌﾟﾚｽﾄﾚｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄ構造物工事、法面処理工事、鋼橋上部工事）及びとび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事・解体工事（経過措置）の完成工事高は、重複するため合計には含まないこと

２　工事種類別完成工事高・工事種類別元請完成工事高【２０００２帳票】

審査は、審査基準日の直前２年間（２４ヶ月分）又は直前３年間（３６ヶ月分）の事業年度に基づいて行います。したがって、組織変更、決算期変更等により２事業年度又は３事業年度では２４ヶ月又は３６ヶ月に満たない場合は、２３ページの計算方法により行います。

審査の対象は、工事進行基準により収益に計上する場合における期中出来高相当額、工事完成基準により収益計上する場合における最終総請負高について審査します。なお、共同企業体による工事の場合は、企業体全体の完成工事高に出資の割合を乗じた額が審査対象の工事高となります。

また、本表に計上することができるのは建設工事に係る完成工事高に限られますので、別表７に記載されている２９工種のいずれかに分類されることになります。ただし、審査を申請しない工種の完成工事高は、「その他」工事として一括して計上してください。

なお、製作、除雪、草刈、点検、調査、保守・管理委託等は、建設工事に該当しない（別表７に記載されている２９工種のいずれにも該当しない）ため、それらに係る売り上げ（兼業売上高）は、本表に計上することはできません。また、「その他」工事に計上することもできませんので注意してください。

※完成工事高は消費税抜きの金額で記入してください。（免税事業者を除く。）

１　3 1 「審査対象事業年度」の欄は、次の例により記入してください。

(1)12か月ごとに決算を完結した場合

（例）平成29年4月１日から平成30年3月31日までの事業年度について申請する場合

自平成29年04月 ～ 至平成30年03月

(2)６か月ごとに決算を完結した場合

（例）平成29年10月１日から平成30年3月31日までの事業年度について申請する場合

自平成29年10月 ～ 至平成30年03月

(3)商業登記法（昭和38年法律第125号）の規定に基づく組織変更の登記後最初の事業年度その他12か月に満たない期間で終了した事業年度について申請する場合

（例１）合名会社から株式会社への組織変更に伴い平成29年10月１日に当該組織変更の登記を行った場合で平成30年3月31日に終了した事業年度について申請するとき

自平成29年04月 ～ 至平成30年03月

（例２）申請に係る事業年度の直前の事業年度が平成29年3月31日に終了した場合で事業年度の変更により平成29年12月31日に終了した事業年度について申請するとき

自平成29年01月 ～ 至平成29年12月

(4)事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度について申請する場合

（例）平成29年10月１日に会社を新たに設立した場合で平成30年3月31日に終了した最初の事業年度について申請するとき

自平成29年10月 ～ 至平成30年03月

(5)事業を承継しない会社の設立後最初の事業年度の終了の日より前の日に申請する場合

（例）平成29年10月１日に会社を新たに設立した場合で最初の事業年度の終了の日（平成30年3月31日）より前の日（平成29年11月１日）に申請するとき

自平成29年10月 ～ 至平成00年00月

２　3 1「審査対象事業年度の前審査対象事業年度又は前審査対象事業年度及び前々審査対象事業年度」の欄は、「審査対象事業年度」の欄に記入した期間の直前の審査対象事業年度の期間を１の例により記入してください。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前２年の審査対象事業年度の完成工事高及び元請完成工事高について申請する場合にあつては、直前２年の各審査対象事業年度の期間を１の例により記入し、下欄に直前２年の各審査対象事業年度の期間をそれぞれ記入してください。

3　3 2 「業種コード」の欄は、次のコード表により該当する工事の種類に応じ、該当するコードをカラムに記入してください。

なお、「土木一式工事」について記入した場合においてはその次の「業種コード」の欄は「プレストレストコンクリート構造物工事」のコード「011」を記入し、「完成工事高」の欄には「土木一式工事」の完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「０」を記入してください。また、「元請完成工事高」の欄には「土木一式工事」の元請完成工事高のうち「プレストレストコンクリート構造物工事」に係るものを記入することとし、当該工事に係る実績がない場合においてはカラムに「０」を記入してください。同様に、「とび・土工・コンクリート工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「法面処理工事」のコード「051」を記入し、「鋼構造物工事」に記入した場合においては「業種コード」の欄に「鋼橋上部工事」のコード「111」を記入し、それぞれの工事に係る完成工事高及び元請完成工事高を記入してください。

また、平成２８年６月１日から平成３１年５月３１日までの間にとび・土工工事業又は解体工事業の経営事項審査を受けようとするときは、必ず「とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）」についても記載してください。その際、「完成工事高」の欄にはとび・土工・コンクリート工事及び解体工事の完成工事に係る請負代金の額の合計を記載してください。元請完成工事高の欄についても同様です。

コード	工事の種類	コード	工事の種類	コード	工事の種類
０１０	土木一式工事	１００	タイル・れんが・ブロック工事	２００	機械器具設置工事
０１１	プレストレストコンクリート構造物工事	１１０	鋼構造物工事	２１０	熱絶縁工事
０２０	建築一式工事	１１１	鋼橋上部工事	２２０	電気通信工事
０３０	大工工事	１２０	鉄筋工事	２３０	造園工事
０４０	左官工事	１３０	舗装工事	２４０	さく井工事
０５０	とび・土工・コンクリート工事	１４０	しゅんせつ工事	２５０	建具工事
０５１	法面処理工事	１５０	板金工事	２６０	水道施設工事
０６０	石工事	１６０	ガラス工事	２７０	消防施設工事
０７０	屋根工事	１７０	塗装工事	２８０	清掃施設工事
０８０	電気工事	１８０	防水工事	２９０	解体工事
０９０	管工事	１９０	内装仕上工事	３００	とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）

4　「完成工事高」の欄は、3 1で記入した各審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入してください。また、「元請完成工事高」の欄においても同様に、各審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入してください。

ただし、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の直前２年の審査対象事業年度について申請する場合にあっては、完成工事高においては審査対象事業年度の直前２年の各審査対象事業年度の完成工事高の合計を２で除した数値（千円未満の端数が生じる場合には、当該端数を切り捨てた数値）を記入し、「完成工事高計算表」に直前２年の審査対象事業年度ごとに完成工事高を記入してください。同様に、元請完成工事高においても審査対象事業年度の直前２年の各審査対象事業年度の元請完成工事高の合計を２で除した数値（千円未満の端数が生じる場合には、当該端数を切り捨てた数値）を記入し、「元請完成工事高計算表」に直前２年の審査対象事業年度ごとに元請完成工事高を記入してください。

5　3 3 「その他工事」の欄は、審査対象建設業以外の建設業に係る建設工事の完成工事高及び元請完成工事高をそれぞれを記入してください。

6　3 4 「合計」の欄は、3 2 及び 3 3 に記入した完成工事高の合計を記入してください。同様に、元請完成工事高においては、元請完成工事高の合計を記入してください。

7　この表は、審査対象建設業に係る３のコード表中の工事の種類（「プレストレストコンクリート構造物工事」、「法面処理工事」、「鋼橋上部工事」及び「とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）」もそれぞれ１つとする。）４つごとに作成してください。また、項番 3 3 「その他工事」の欄及び項番 3 4 「合計」の欄は最後の用紙のみに記入してください。

8　用紙ごとに、契約後ＶＥ（施工段階で施工方法等の技術提案を受け付ける方式をいう。以下同じ。）に係る工事の完成工事高について、契約後ＶＥによる縮減変更前の契約額で評価をする特例の利用の有無について記入してください。

9　記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示してください。

10　決算期変更等により、経営事項審査の申請をする日の属する事業年度の開始の日の直前２年（又は直前３年）の間に開始する各事業年度に含まれる月数の合計が２４か月（又は３６か月）に満たない場合は、次の算式により、直前２年又は３年の完成工事高を算定してください。

【例】

３月決算から１２月決算に変更した場合の記載例（３年平均を採用）

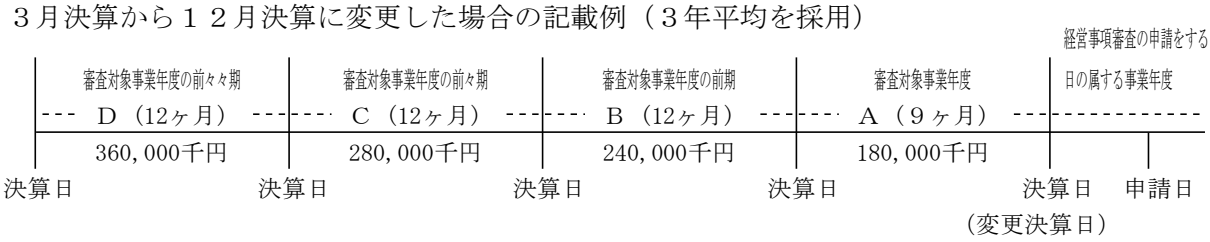

（算式）

$$\frac{\left[\text{Aの完成工事高}+\left(\text{Bの完成工事高}\times\frac{12\text{ヶ月}-\text{Aの月数}}{12\text{ヶ月}}\right)\right]+}{①}$$

$$\frac{\left[\text{Bの完成工事高}\times\left(\frac{\text{Aの月数}}{12\text{ヶ月}}\right)+\left(\text{Cの完成工事高}\times\frac{12\text{ヶ月}-\text{Aの月数}}{12\text{ヶ月}}\right)\right]+}{②}$$

$$\frac{\left[\text{Cの完成工事高}\times\left(\frac{\text{Aの月数}}{12\text{ヶ月}}\right)+\left(\text{Dの完成工事高}\times\frac{12\text{ヶ月}-\text{Aの月数}}{12\text{ヶ月}}\right)\right]=\text{直前３年の完成工事高}}{③}$$

①　審査対象事業年度の完成工事高

$$180,000\text{千円}+240,000\text{千円}\times\frac{12\text{ヶ月}-9\text{ヶ月}}{12\text{ヶ月}}=240,000\text{千円}\cdots\cdots①$$

②　前審査対象事業年度の完成工事高

$$240,000\text{千円}\times\frac{9\text{ヶ月}}{12\text{ヶ月}}+280,000\text{千円}\times\frac{3\text{ヶ月}}{12\text{ヶ月}}=250,000\text{千円}\cdots\cdots②$$

③　前々審査対象事業年度の完成工事高

$$280,000千円 \times \frac{9ヶ月}{12ヶ月} + 360,000千円 \times \frac{3ヶ月}{12ヶ月} = 300,000千円 \cdots\cdots ③$$

〔記入例〕

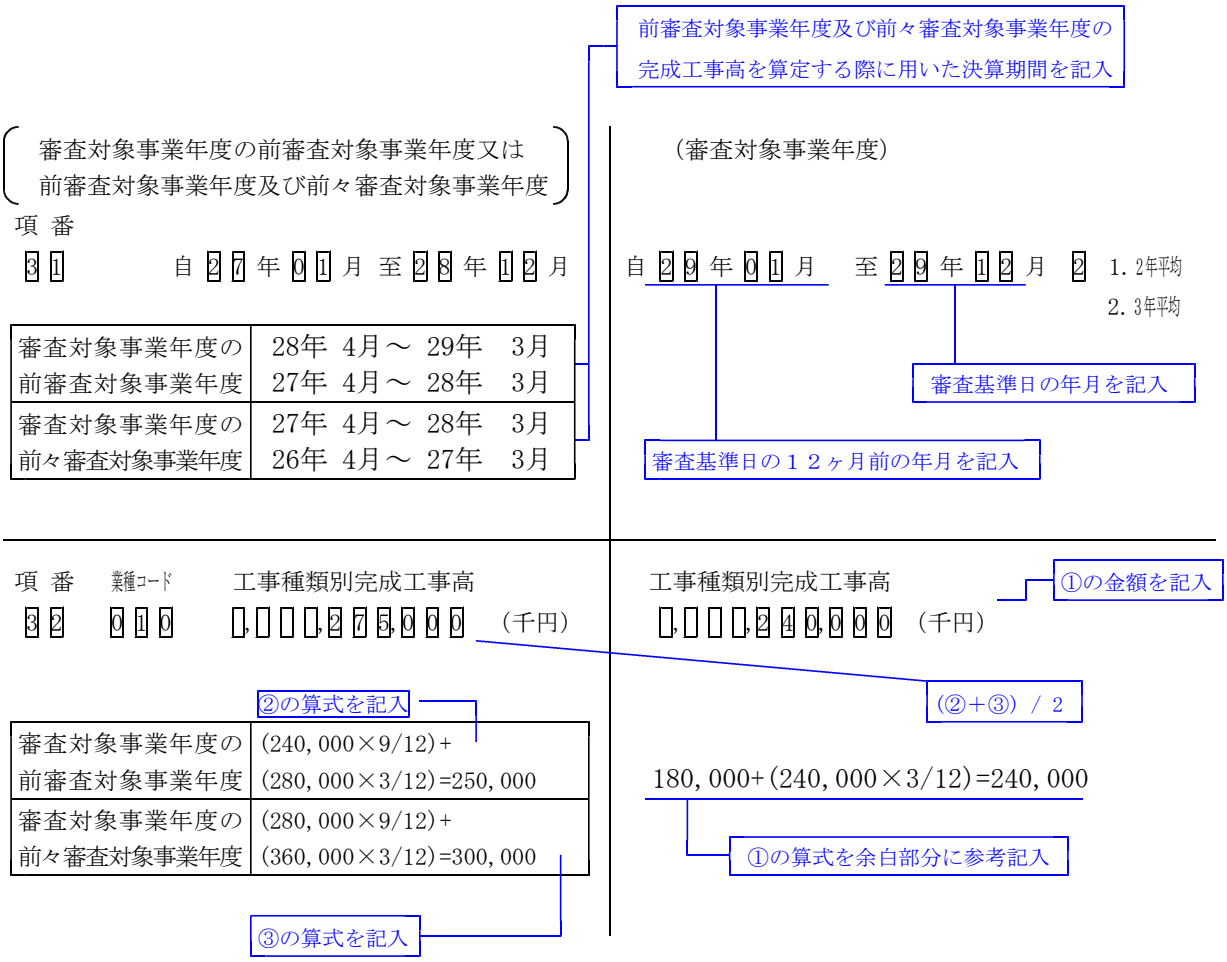

11　審査基準日からさかのぼって２ないし３年以内に事業の同一性を失うことなく組織変更を行った沿革を有する者は、当該変更に関わらず、変更前及び変更後を通じた審査基準日の直前２ないし３年の各事業年度における完成工事高を通算することができます。

12　審査基準日からさかのぼって２ないし３年以内に他の建設業者を吸収合併した沿革又は建設業を譲り受けた沿革を有する場合の完成工事高の算定方法については、事前に建設政策課建設業班までお問い合わせください。

13　一式工事の完成工事高に他の工事の完成工事高を含める取扱い

審査対象が、土木一式工事又は建築一式工事（以下「一式工事」という。）である場合は、許可を受けている建設業のうち審査対象として申請していない一式工事以外の建設業に係る建設工事（以下「専門工事」という。）の年間平均完成工事高を、当該一式工事のいずれかの年間平均完成工事高に含めることができます。

一式工事に含めることができる専門工事は次のとおりです。

一式工事名	含めることができる専門工事
土木一式	とび・土工・コンクリート工事のうち「とび」、「法面」を除く工事及び石工事
建築一式	大工工事、左官工事、屋根工事、タイル・ れんが・ブロック工事、鉄筋工事、板金工事、ガラス工事、防水工事、内装仕上工事、熱絶縁工事、建具工事

（注１）一式工事に含めた専門工事は、審査対象工種にすることはできません。従って、公共工事で５００万円以上の専門工事を直接請け負おうとする場合は、その専門工事について経営事項審査を受けていなければなりませんので、一式工事に含めないで審査対象工種として申請する必要があります。

例：「とび・土工・コンクリート工事」のうち「とび」及び「法面」を除く工事を「土木一式工事」に含める場合、「とび・土工・コンクリート工事」の申請はできません。なお、「とび」及び「法面」の完成工事高は「その他」に計上します。

（注２）「とび・土工・コンクリート工事」のうち「とび」及び「法面」を除く工事を「土木一式工事」に含める場合、「とび・土工・コンクリート工事」の完成工事高を「とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）」の完成工事高に含めることはできません。従って、解体工事を申請する場合を除き「とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）」の記載は不要です。

（注３）一式工事及び一式工事に含める専門工事に係る工事経歴書は、その許可の種類毎に作成してください。

（注４）この取扱いは申請年毎に見直しが可能です。したがって、当期の申請において一式工事に専門工事を含めて審査を受けた場合であっても、次年度以降の申請における審査対象事業年度の前審査事業年度及び前々審査対象事業年度については、専門工事が含まれた一式工事をもとの専門工事と一式工事に分けて申請することができます。

〔記入例〕

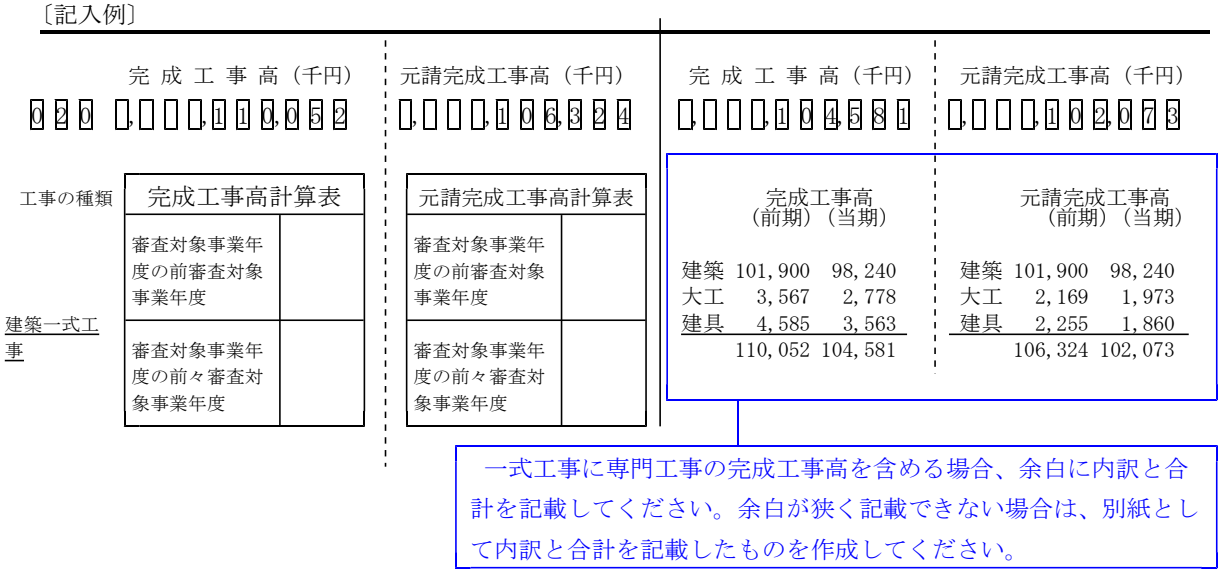

14　国土交通大臣から認定を受けた外国子会社の完成工事高について

国土交通大臣から認定を受けた外国子会社の完成工事高については、申請者の完成工事高に含めることができます。この場合、国土交通大臣からの認定書が必要となります。認定の手続き等については、国土交通省にお問い合わせください。

別紙三

（用紙Ａ４）

2 0 0 0 4

その他の審査項目（社会性等）

労働福祉の状況

項番		
雇用保険加入の有無	41	1 〔1. 有、2. 無、3. 適用除外 〕
健康保険加入の有無	42	1 〔1. 有、2. 無、3. 適用除外 〕
厚生年金保険加入の有無	43	1 〔1. 有、2. 無、3. 適用除外 〕
建設業退職金共済制度加入の有無	44	1 〔1. 有、2. 無 〕
退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無	45	1 〔1. 有、2. 無 〕
法定外労働災害補償制度加入の有無	46	1 〔1. 有、2. 無 〕

健康保険被保険者適用除外承認を受けて国保組合に加入の場合は「3」（適用除外）を記入

建設業の営業継続の状況

１年未満は切り捨て

営業年数	47	29 （年）

初めて許可（登録）を受けた年月日	休業等期間	備考（組織変更等）
昭和 63年 3月 1日 / 平成	年 か月	

民事再生法又は会社更生法の適用の有無 48 2 〔1. 有、2. 無 〕

再生手続又は更生手続開始決定日	再生計画又は更生計画認可日	再生手続又は更生手続終結決定日
平成 年 月 日	平成 年 月 日	平成 年 月 日

防災活動への貢献の状況

防災協定の締結の有無 49 1 〔1. 有、2. 無 〕

法令遵守の状況

審査基準日の翌日の直前１年間に営業停止・指示処分を受けた場合は「１」を、受けていない場合は「２」を記入

営業停止処分の有無 50 2 〔1. 有、2. 無 〕

指示処分の有無 51 2 〔1. 有、2. 無 〕

建設業の経理の状況

監査の受審状況 52 3 〔1. 会計監査人の設置、2. 会計参与の設置、3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出、4. 無〕

公認会計士等の数 53 1 （人）

二級登録経理試験合格者の数 54 2 （人）

建設業に従事する職員（常時雇用の者に限る。）のうち、経理実務責任者であって、公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者並びに１級登録経理試験の合格者のいずれかの者が、「経理処理の適正を確認した旨の書類」（様式等は、P30～33を参照）に自らの署名を付したものを提出した場合、監査の受審状況の欄には「３」が記入される。
※署名できるのは自社職員であって、いわゆる顧問税理士ではないことに注意

研究開発の状況

加点対象は会計監査人設置会社に限定されるため、「監査の受審状況」欄において「１」を記載した場合のみ、２期平均の額を記入

研究開発費（２期平均） 55 0 （千円）

審査対象事業年度	審査対象事業年度の前審査対象事業年度
（千円）	（千円）

建設機械の保有状況

建設機械の所有及びリース台数 56 7 （台）

審査基準日時点で所有又はリース使用している（リースの場合は審査基準日時点より１年７ヶ月以上使用期間が定められているものに限る）建設機械のうち、ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、大型ダンプ車及び移動式クレーンに限る（P34, 35参照）

国際標準化機構が定めた規格による登録の状況

認証範囲に建設業が含まれていない場合、会社単位ではなく事業所単位での認証となっている場合は除く

ＩＳＯ９００１の登録の有無 57 1 〔1. 有、2. 無 〕

ＩＳＯ１４００１の登録の有無 58 1 〔1. 有、2. 無 〕

若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況

「若年技術職員」＝技術職員名簿に記載した者のうち、審査基準日時点で満35歳未満の者

技術職員名簿の合計人数と一致

小数点第２位以下切り捨て

若年技術職員の継続的な育成及び確保 59 1 〔1. 該当、2. 非該当 〕

技術職員数（Ａ）	若年技術職員数（Ｂ）	若年技術職員の割合（Ｂ／Ａ）
10 （人）	2 （人）	20.0 （%）

Ｂ／Ａが15%以上となる場合は「1」

新規若年技術職員の育成及び確保 60 1 〔1. 該当、2. 非該当 〕

新規若年技術職員数（Ｃ）	新規若年技術職員の割合（Ｃ／Ａ）
1 （人）	10.0 （%）

Ｃ／Ａが1%以上となる場合は「1」

3　その他の審査項目【２０００４帳票】

1　4 1 「雇用保険加入の有無」の欄は、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったことについての公共職業安定所の長に対する届出を行っている場合は「１」を、行っていない場合は「２」を、従業員が１人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「３」を記入してください。

2　4 2 「健康保険加入の有無」の欄は、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行っている場合は「１」を、行っていない場合は「２」を、従業員が４人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「３」を記入してください。

※健康保険被保険者適用除外承認を受けて国民健康保険組合に加入している場合は「３」を記入してください。

3　4 3 「厚生年金保険加入の有無」の欄は、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行っている場合は「１」を、行っていない場合は「２」を、従業員が４人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「３」を記入してください。

4　4 4 「建設業退職金共済制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、勤労者退職金共済機構との間で、特定業種退職金共済契約を締結している場合は「１」を、締結していない場合（正当な理由なく共済証紙の購入実績が無い等契約の履行状況が劣っていると認められる場合を含む。）は「２」を記入してください。

なお、「建設業退職金共済事業加入・履行証明書」の提示がない場合は、「２」となります。

5　4 5 「退職一時金制度若しくは企業年金制度導入の有無」の欄は、審査基準日において、次のいずれかに該当する場合は「１」を、いずれにも該当しない場合は「２」を記入してください。

(1) 労働協約若しくは就業規則に退職手当の定めがあること又は退職手当に関する事項についての規則が定められていること。

※この場合においては、労働基準監督署に届出済で、収受印が押された労働協約、就業規則等を面談審査の際に提示してください。

(2) 勤労者退職金共済機構との間で特定業種退職金共済契約以外の退職金共済契約が締結されていること。

(3) 所得税法施行令に規定する特定退職金共済団体との間で退職金共済についての契約が締結されていること。

(4) 厚生年金基金が設立されていること。

(5) 法人税法に規定する適格退職年金の契約が締結されていること。

(6) 確定給付企業年金法（平成１３年法律第５０号）に規定する確定給付企業年金が導入されていること。

(7) 確定拠出年金法（平成１３年法律第８８号）に規定する企業型年金が導入されていること。

6　4 6 「法定外労働災害補償制度加入の有無」の欄は、審査基準日において、（公財）建設業福祉共済団、（一社）建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、（一社）全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）に基づく保険給付の基因となった業務災害及び通勤災害（下請負人に係るものを含む。）に関する給付についての契約を、締結している場合は「１」を、締結していない場合は「２」を記入してくださ

い。ただし、次の３つの要件を全て満たしている場合のみ加点します。

①業務災害と通勤災害の双方を対象とすること
　※「通勤」とは、出勤と退勤の両方を含みます。
②自社の直接の使用関係にある職員及び下請負人の直接の使用関係にある職員（下請が数次にわたる場合はその全て）を対象とすること
③死亡及び労災保険（法定）の障害等級１～７級までの全ての災害を対象とすること

7　[4][7]「営業年数」の欄は、審査基準日までの建設業の営業年数（建設業の許可又は登録を受けて営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。ただし、平成23年４月１日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、当該再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けてから営業を行っていた年数をいい、休業等の期間を除く。）を記入し、右の表内には、初めて許可（登録）を受けた年月日等の営業年数に係る沿革を必ず記入してください。その際、表内の年号については不要のものを消してください。平成23年４月１日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けた建設業者は、その内容を表内の備考欄に記入してください。

営業年数は、建設業の許可又は登録を受けた時から起算して、審査基準日までの期間を対象とします（年数に年未満の端数があるときは、これを切り捨てます）が、許可行政庁の変更により許可番号が変更になった場合は、最初に許可又は登録を受けたときから起算します。

なお、営業の同一性を失うことなく組織変更を行った沿革又は建設業を譲り受けた沿革を有する者については、債権債務の継承を行った事実がある場合のみ、組織変更前又は譲り受け前における建設業の許可又は登録を受けたときを営業年数の起点とすることができます。

ただし、この場合においては、面談審査の際に議事録、貸借対照表等の提示が必要です。

8　[4][8]「民事再生法又は会社更生法の適用の有無」の欄は、審査基準日において、平成23年４月１日以降の申立てに係る再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受け、かつ、再生手続終結の決定又は更生手続終結の決定を受けていない場合は「１」を、その他の場合は「２」を記入してください。

9　[4][9]「防災協定の締結の有無」の欄は、審査基準日において、国、特殊法人等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第２条第１項に規定する特殊法人等）又は地方公共団体との間で、防災活動に関する協定を締結している場合は「１」を、締結していない場合は「２」を記入してください。

10　[5][0]「営業停止処分の有無」の欄は、経営事項審査申請日の属する事業年度開始日の直前１年間（以下「審査対象年」という。）において、建設業法第２８条の規定による営業の停止を受けたことがある場合は「１」を、受けたことがない場合は「２」を記入してください。

11　[5][1]「指示処分の有無」の欄は、審査対象年において、建設業法第２８条の規定による指示を受けたことがある場合は「１」を、受けたことがない場合は「２」を記入してください。

12　[5][2]「監査の受審状況」の欄は、審査基準日において、会計監査人の設置を行っている場合は「１」を、会計参与の設置を行っている場合は「２」を、公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験の合格者が経理処理の適正を確認した旨の書類（別紙様式１による）に自らの署名を付したものを提出している場合は「３」を、いずれにも該当しない場合は「４」を記入してください。

13　[5][3]「公認会計士等の数」及び[5][4]「二級登録経理試験合格者の数」の欄のうち、公認会計

士等の数については、公認会計士、会計士補及び税理士並びにこれらとなる資格を有する者並びに一級登録経理試験の合格者の人数の合計を記入してください。

14　5 5「研究開発費（２期平均)」の欄は、審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額の平均の額を記入してください。ただし、会計監査人設置会社以外の建設業者はカラムに「０」を記入してください。また、表内のカラムに審査対象事業年度及び審査対象事業年度の前審査対象事業年度における研究開発費の額を記入してください。

記入すべき金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示してください。

15　5 6「建設機械の所有及びリース台数」の欄は、審査基準日において、自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から１年７月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル、モーターグレーダー、大型ダンプ車及び移動式クレーン（ショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダーについては労働安全衛生法（昭和４７年法律第５７号）第４５条第２項に規定する特定自主検査、大型ダンプ車については道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第５８条第１項に規定する国土交通大臣の行う検査、移動式クレーンについては労働安全衛生法第３８条第１項に規定する製造時等検査又は同法第４１条第２項に規定する性能検査が行われているものに限る。）について、台数の合計を記入してください。

※その他詳細はP34, 35をご覧ください。

16　5 7「ＩＳＯ９００１の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第９００１号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「１」を、登録されていない場合は「２」を記入してください。

17　5 8「ＩＳＯ１４００１の登録の有無」の欄は、審査基準日において、国際標準化機構第１４００１号の規格により登録されている場合（登録範囲に建設業が含まれていない場合及び登録範囲が一部の支店等に限られている場合を除く。）は「１」を、登録されていない場合は「２」を記入してください。

18　5 9「若年技術職員の継続的な育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員の人数が技術職員の人数の合計の15％以上に該当する場合は「１」を、該当しない場合は「２」を記入してください。また、「技術職員数」の欄には別紙二の技術職員名簿に記載した技術職員の合計人数を、「若年技術職員数」の欄には、審査基準日において満35歳未満の技術職員の人数を、「若年技術職員の割合」の欄には「若年技術職員数」の欄に記載した数値を「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載してください。

19　6 0「新規若年技術職員の育成及び確保」の欄は、審査基準日において、満35歳未満の技術職員のうち、審査対象年内に新規に技術職員となった人数が技術職員の人数の合計の1％以上に該当する場合は「１」を、該当しない場合は「２」を記入してください。また、「新規若年技術職員数」の欄には、別紙二の技術職員名簿に記載された技術職員のうち、「新規掲載者」欄に○が付され、審査基準日において満35歳未満のものの人数を、「新規若年技術職員の割合」欄には「新規若年技術職員数」の欄に記載した数値を前項「技術職員数」の欄に記載した数値で除した数値を百分率で表し、記載してください。

記入すべき割合は、小数点第２位以下の端数を切り捨てて表示してください。

別紙様式１　　（用紙Ａ４）

経理処理の適正を確認した旨の書類

私は、建設業法施行規則第１８条の３第３項第２号の規定に基づく確認を行うため、○○○の平成×年×月×日から平成×年×月×日までの第×期事業年度における計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表について、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌され作成されたものであること及び別添の会計処理に関する確認項目の対象に係る内容について適正に処理されていることを確認しました。

地方整備局長
北海道開発局長
知事　殿

年　　月　　日

商号又は名称
所属・役職

氏　名　　印

以上

記載要領
「　　地方整備局長
北海道開発局長　については、不要のものを消すこと。
知事」

別添

建設業の経理が適正に行われたことに係る確認項目

項目	内容
全体	前期と比較し概ね20％以上増減している科目についての内容を検証する。特に次の科目については、詳細に検証し不適切なものが含まれていないことを確認した。 受取手形、完成工事未収入金等の営業債権 未成工事支出金等の棚卸資産 貸付金等の金銭債権 借入金等の金銭債務 完成工事高、兼業事業売上高 完成工事原価、兼業事業売上原価 支払利息等の金融費用
預貯金	残高証明書又は預金通帳等により残高を確認している。
金銭債権	営業上の債権のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。
	営業上の債権以外の債権でその履行時期が1年以内に到来しないものがある場合、これを投資その他の資産の部に表示している。
	受取手形割引額及び受取手形裏書譲渡額がある場合、これを注記している。
貸倒損失 貸倒引当金	法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除している。
	取立不能のおそれがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上している。
	貸倒損失・貸倒引当金繰入額等がある場合、その発生の態様に応じて損益計算上区分して表示している。
有価証券	有価証券がある場合、売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式、その他有価証券に区分して評価している。
	売買目的有価証券がある場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は営業外損益としている。
	市場価格のあるその他有価証券を多額に保有している場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は洗替方式に基づき、全部純資産直入法又は部分純資産直入法により処理している。
	時価が取得価額より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券（売買目的有価証券を除く。）を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上している。
	その発行会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理している。
棚卸資産	原価法を採用している棚卸資産で、時価が取得原価より著しく低く、かつ、将来回復の見込みがないものがある場合、これを時価で評価している。
未成工事支出金	発注者に生じた特別の事由により施工を中断している工事で代金回収が見込めないものがある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
	施工に着手したものの、契約上の重要な問題等が発生したため代金回収が見込めない工事がある場合、この工事に係る原価を損失として計上し、未成工事支出金から控除している。
経過勘定等	前払費用と前払金、前受収益と前受金、未払費用と未払金、未収収益と未収金は、それぞれ区別し、適正に処理している。
	立替金、仮払金、仮受金等の項目のうち、金額の重要なもの又は当期の費用又は収益とすべきものがある場合、適正に処理している。
固定資産	減価償却は経営状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行っている。
	適用した耐用年数等が著しく不合理となった固定資産がある場合、耐用年数又は残存価額を修正し、これに基づいて過年度の減価償却累計額を修正し、修正額を特別損失に計上している。
	予測することができない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額をしている。

	使用状況に大幅な変更があった固定資産がある場合、相当の減額の可能性について検討している。
	研究開発に該当するソフトウェア制作費がある場合、研究開発費として費用処理している。
	研究開発に該当しない社内利用のソフトウェア制作費がある場合、無形固定資産に計上している。
	遊休中の固定資産及び投資目的で保有している固定資産で、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	時価のあるゴルフ会員権につき、時価が50%以上下落しているものがある場合、これを時価で評価している。
	投資目的で保有している固定資産がある場合、これを有形固定資産から控除し、投資その他の資産に計上している。
繰延資産	資産として計上した繰延資産がある場合、当期の償却を適正に行っている。
	税法固有の繰延資産がある場合、投資その他の資産の部に長期前払費用等として計上し、支出の効果の及ぶ期間で償却を行っている。
金銭債務	金銭債務は網羅的に計上し、債務額を付している。
	営業上の債務のうち正常営業循環から外れたものがある場合、これを適正な科目で表示している。
	借入金その他営業上の債務以外の債務でその支払期限が1年以内に到来しないものがある場合、これを固定負債の部に表示している。
未成工事受入金	引渡前の工事に係る前受金を受領している場合、未成工事受入金として処理し、完成工事高を計上していない。ただし、工事進行基準による完成工事高の計上により減額処理されたものを除く。
引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
退職給付債務 退職給付引当金	確定給付型退職給付制度(退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金)を採用している場合、退職給付引当金を計上している。
	中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合、毎期の掛金を費用処理している。
その他の引当金	将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上している。
	役員賞与を支給する場合、発生した事業年度の費用として処理している。
	損失が見込まれる工事がある場合、その損失見込額につき工事損失引当金を計上している。
	引渡を完了した工事につき瑕疵補償契約を締結している場合、完成工事補償引当金を計上している。
法人税等	法人税、住民税及び事業税は、発生基準により損益計算書に計上している。
	法人税等の未払額がある場合、これを流動負債に計上している。
	期中において中間納付した法人税等がある場合、これを資産から控除し、損益計算書に表示している。
消費税	決算日における未払消費税等(未収消費税等)がある場合、未払金(未収入金)又は未払消費税等(未収消費税等)として表示している。
税効果会計	繰延税金資産を計上している場合、厳格かつ慎重に回収可能性を検討している。
	繰延税金資産及び繰延税金負債を計上している場合は、その主な内訳等を注記している。
	過去3年以上連続して欠損金が計上されている場合、繰延税金資産を計上していない。
純資産	純資産の部は株主資本と株主資本以外に区分し、株主資本は、資

	本金、資本剰余金、利益剰余金に区分し、また、株主資本以外の各項目は、評価・換算差額等及び新株予約権に区分している。
収益・費用の計上（全般）	収益及び費用については、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上している。
	原則として、収益については実現主義により、費用については発生主義により認識している。
工事収益 工事原価	適正な工事収益計上基準（工事完成基準、工事進行基準、部分完成基準等）に従っており、工事収益を恣意的に計上していない。
	引渡の日として合理的であると認められる日（作業を結了した日、相手方の受入場所へ搬入した日、相手方が検収を完了した日、相手方において使用収益ができることとなった日等）を設定し、その時点において継続的に工事収益を計上している。
	建設業に係る収益・費用と建設業以外の兼業事業の収益・費用を区分して計上している。ただし、兼業事業売上高が軽微な場合を除く。
	工事原価の範囲・内容を明確に規定し、一般管理費や営業外費用と峻別のうえ適正に処理している。
工事進行基準	工事進行基準を適用する工事の範囲（工期、請負金額等）を定め、これに該当する工事については、工事進行基準により継続的に工事収益を計上している。
	工事進行基準を適用する工事の範囲（工期、請負金額等）を注記している。
	実行予算等に基づく、適正な見積り工事原価を算定している。
	工事原価計算の手続きを経た発生工事原価を把握し、これに基づき合理的な工事進捗率を算定している。
	工事収益に見合う金銭債務「未成工事受入金」を減額し、これと計上した工事収益との減額がある場合、「完成工事未収入金」を計上している。
受取利息配当金	協同組合から支払いを受ける事業分量配当金がある場合、これを受取利息配当金として計上していない。
支払利息	有利子負債が計上されている場合、支払利息を計上している。
JV	共同施工方式のJVに係る資産・負債・収益・費用につき、自社の出資割合に応じた金額のみを計上し、JV全体の資産・負債・収益・費用等、他の割合による金額を計上していない。
	分担施工方式のJVに係る収益につき、契約金額等の自社の施工割合に応じた金額を計上し、JV全体の施工金額等、他の金額を計上していない。
	JVを代表して自社が実際に支払った金額と協定原価とが異なることに起因する利益は、当期の収益または未成工事支出金のマイナスとして処理している。
個別注記表	重要な会計方針に係る事項について注記している。 資産の評価基準及び評価方法 固定資産の減価償却の方法 引当金の計上基準 収益及び費用の計上基準
	会社の財産又は損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記している。
	当期において会計方針の変更等があった場合、その内容及び影響額を注記している。

建設機械の保有状況一覧表

※次ページの要件に該当する建設機械のみについて
様式下部の記載要領に従って記載して提出してください。

下記のとおり、経営事項審査で評価対象とされている建設機械を保有していることを証明します。

申請者 ： 商号又は名称
代表者名

必ず押印してください。

印

審査基準日： 30年 3月31日

No.	建設機械の種類	メーカー名	型式	製造・車体番号 表示番号(大型ダンプ車)	種別又は規格	所有・リースの別	取得年月日 リース開始日	取得年月日 リース期間満了日	検査実施年月日	備考
1	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車	△製作所	ZZ-99EFG	0123456	バックホウ	自社所有 リース	年 月 日 平成27年10月1日	年 月 日 平成32年9月30日	平成29年9月10日	
2	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車	□○工業	GH78-9	1357911	1.2㎥	自社所有 リース	平成29年10月1日 年 月 日	年 月 日	年 月 日	新車
3	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車	××工業	DE45F-6	3219876	3.89トン	自社所有 リース	平成17年4月30日 年 月 日	年 月 日	平成30年3月8日	
4	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車	▼▼製作所	CC123	0246810	10.0トン	自社所有 リース	平成15年6月9日 年 月 日	年 月 日	平成29年5月7日	
5	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車	□□建機	YY-0000	9876543	7.0トン	自社所有 リース	平成20年11月23日 年 月 日	年 月 日	平成29年11月22日	
6	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車	○×自動車	XXX-AABB	秋田 建 1234	最大積載量9,000kg、 車両総重量20,000kg	自社所有 リース	平成23年1月21日 年 月 日	年 月 日	平成30年1月16日	
7	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車	○×自動車	WWW-CCDD	秋田 営 1234(建)	最大積載量9,000kg、 車両総重量20,000kg	自社所有 リース	平成23年2月25日 年 月 日	年 月 日	平成30年2月22日	
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車					自社所有 リース	年 月 日 年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブ モーターグレーダー・移動式クレーン・大					自社所有 リース	年 月 日 年 月			
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブ モーターグレーダー・移動式クレーン・大					自社所有 リース	年 年 月			
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブ モーターグレーダー・移動式クレーン・大					自社所有 リース	年 年 月			
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車					自社所有 リース	年 月 日 年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車					自社所有 リース	年 月 日 年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車					自社所有 リース	年 月 日 年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	ショベル系掘削機・トラクターショベル・ブルドーザー モーターグレーダー・移動式クレーン・大型ダンプ車					自社所有 リース	年 月 日 年 月 日	年 月 日	年 月 日	

「製造・車体番号　表示番号(大型ダンプ車)」欄は、大型ダンプ車については、自動車検査証の備考欄に記載されている表示番号を記載してください。

「種別又は規格」欄は、保有している建設機械が経営事項審査で評価対象となる種別又は規格を満たしているかどうかに留意して記載してください。

「検査実施年月日」欄は、審査基準日時点において有効な検査年月日を記載してください。

【記載要領】
※項番「56」で記入した台数分の評価対象建設機械を全て記載すること。
※「建設機械の種類」欄は、該当するものを丸で囲むこと。
※「製造・車体番号　表示番号(大型ダンプ車)」欄は、大型ダンプ車については、自動車検査証の備考欄に記載されている表示番号を記載すること。
※「種別又は規格」欄は、「建設機械の種類」欄にて選択した機種ごとに下記につき記載すること。
①「ショベル系掘削機」にあっては、ショベル、バックホウ、ドラグライン、クラムシェル、クレーン又はパイルドライバーのアタッチメントを有する旨。(例:バックホウ)
②「ブルドーザー」にあっては、自重。(例:3.89トン)
③「トラクターショベル」にあっては、バケット容量。(例:1.2立方メートル)
④「モーターグレーダー」にあっては、自重。(例:10.0トン)
⑤「移動式クレーン」にあっては、つり上げ荷重。(例:7.0トン)
⑥「大型ダンプ車」にあっては、最大積載量及び車両総重量。(例:最大積載量9,000kg、車両総重量20,000kg)
※「所有・リースの別」欄は、「自社所有」又は「リース」の該当する方を○で囲むこと。
※「所有・リースの別」欄において「自社所有」を選択した場合は「取得年月日」を、「リース」を選択した場合は「リース開始日」及び「リース期間満了日」を記載すること。
※「検査実施年月日」欄は、審査基準日時点で有効な検査のものについて記載すること。
※新車で購入して、審査基準日時点でまだ1度目の特定自主検査を受ける必要がない場合は、「備考」欄に「新車」と記載すること。
(ただし、「ショベル系掘削機」、「ブルドーザー」、「トラクターショベル」及び「モーターグレーダー」について記載する場合に限る。)

面談時には、この一覧表の記載順に所有又はリースを確認できる書類(売買契約書や固定資産台帳等)と検査記録表等を提示してください。

【建設機械の保有状況について】

建設機械とは、建設機械抵当法施行令（昭和２９年政令第２９４号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和４２年法律第１３１号）第２条第２項に規定する大型自動車（以下「大型自動車」という。）のうち、同法第３条第１項第２号に規定する経営する事業の種類として建設業を届け出、かつ、同項又は同条第３項の規定による表示番号の指定を受けているもの、大型自動車のうち、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則（昭和４２年運輸省令第８６号）第５条第１項に規定する表示番号指定申請書（記載事項に変更があった場合においては、同条第２項に規定する申請事項変更届出書）に主として経営する事業の種類が建設業である旨を記載し、かつ、同法第３条第２項の規定による表示番号の指定を受けているもの（「大型ダンプ車」という。）並びに労働安全衛生法施行令（昭和４７年政令第３１８号）第１２条第１項第４号に規定するつり上げ荷重が３トン以上の移動式クレーンをいうものとする。

【ショベル系掘削機】
ショベル、バックホウ、
ドラグライン、
クラムシェル、
クレーン又は
パイルドライバーの
アタッチメントを有するもの

【ブルドーザー】
自重が３トン以上のもの

【トラクターショベル】
バケット容量が０．４立方メートル以上のもの

【モーターグレーダー】
自重が５トン以上のもの

【大型ダンプ車】
車両総重量８トン以上又は最大積載量５トン以上で、
自家用の場合は、経営する事業の種類として建設業を届け出、表示番号の指定（※）を受けているもの
営業用の場合は、主として経営する事業の種類が建設業の用途に使用するものとして表示番号の指定（※）を受けているもの

※　表示番号の指定を受けている場合には、自動車検査証の備考欄に以下のような番号が記載されています。

［自家用の場合］秋田　建　１２３４５
↑
表示番号が「建」以外になっているもの
（「石」など）は評価の対象にはなりません。

［営業用の場合］秋田　営　１２３４（建）
↑
表示番号の後に「（建）」の記載がないもの
は評価の対象にはなりません。

【移動式クレーン】
つり上げ荷重が３トン以上のもの

※固定式クレーンは評価の対象にはなりません。

（例）審査基準日が平成３０年３月３１日の場合

年齢計算ニ関スル法律（明治３５年法律第５０号）に
基づき、満年齢が上がるのは誕生日の前日とする。

（例）審査基準日が平成３０年３月３１日の場合、
昭和５８年４月１日生まれの者は審査基準日時点で３５歳。
昭和５８年４月２日生まれの者は審査基準日時点で３４歳。

技術職員名簿に記載できるのは、審査基準日において在籍する技術職員であって、「審査基準日以前に６ヶ月を超える恒常的な雇用関係」がある者のみに限られます。

業種コードを記入（P. 38）

審査基準日時点において有効な監理技術者資格者証交付番号を記入

（用紙Ａ４）

2 0 0 0 5

技　術　職　員　名　簿

頁　　項番 3 5　数 6 1　0 0 1 頁

５０音順に記載すること

通番	新規掲載者	氏名	生年月日	審査基準日現在の満年齢		業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号
1		秋田　一郎	昭和 20 年 1 月 1 日	73	6 2	0 1	1 1 3	1	9 9	1 1 3	1	12345678
2		大館　次郎	昭和 22 年 11 月 15 日	70	6 2	0 1	1 1 3	1	1 3	1 1 3	1	24358586
3		潟上　三郎	昭和 28 年 3 月 8 日	65	6 2	0 1	2 1 4	2	2 3	2 3 4	2	
4		鹿角　四郎	昭和 30 年 6 月 23 日	62	6 2	0 1	2 1 2	2	9 9	2 1 B	2	
5		大仙　五郎	昭和 32 年 1 月 10 日	61	6 2	0 1	0 0 2	2				
6		能代　六郎	昭和 33 年 4 月 22 日	59	6 2	0 1	0 0 1	2	1 3	0 0 1	2	
7		北秋　七子	昭和 35 年 12 月 11 日	57	6 2	2 3	1 3 3	1	9 9	2 1 B	2	32165478
8	○	湯沢　八郎	昭和 63 年 9 月 25 日	29	6 2	0 1	1 1 1	2	2 3	2 3 4	2	
9		由利　九郎	昭和 58 年 4 月 1 日	35	6 2	0 1	1 1 3	1	9 9	1 1 C	1	43215678
10		横手　十郎	昭和 58 年 4 月 2 日	34	6 2	0 1	2 1 4	2	1 3	2 1 4	2	
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
21												
22												
23												
24												
25												
26												
27			年 月 日		6 2							
28			年 月 日		6 2							
29			年 月 日		6 2							
30			年 月 日		6 2							

「新規掲載者」のうち、「新規若年技術職員」とは･･･（以下のいずれか）
・審査基準日以前に６ヶ月を超える恒常的な雇用関係があり、審査対象事業年度内に新たに資格を有するに至った若年者
・審査対象事業年度以前から資格を有しており、審査対象事業年度内に６ヶ月を超える恒常的な雇用関係を有するに至った若年者

「講習受講欄」
申請する業種について、次の①から③の要件をすべて満たす場合は「１」を、それ以外の場合は「２」を記入
①　法第１５条第２号イに該当する者であること（１級国家資格者相当）
②　審査基準日において有効な監理技術者資格者証の交付を受けていること
③　法第２６条の４から６までの規定による講習（監理技術者講習）を審査基準日直前５年以内に受講していること
　例：審査基準日が平成３０年３月３１日の場合→平成２５年４月１日から平成３０年３月３１日までの間

次の特例の場合を除き、技術職員一人につき２業種のみ申請可能
（２業種の考え方）
・１資格から２業種選択が可　　例･･･「１１３」１級土木施工管理技士 →「０１」土木、「１３」舗装
・２資格から１業種ずつ選択も可　　例･･･「２１４」２級土木施工管理技士・「２３４」２級造園施工管理技士
→「０１」土木、「２３」造園

【解体工事業工種追加に係る特例】
経過措置期間中（平成２８年６月１日～平成３１年５月３１日）に限り、とび・土工工事業と解体工事業の両方の経営事項審査を受ける場合に、業種コードを「９９」と記載することで、「とび・土工工事業」、「解体工事業」及び「とび・土工・コンクリート工事業・解体工事業（経過措置）」の技術者として審査されます。

【例】
「土木工事業」・「とび・土工工事業」・「解体工事業」として評価される資格を保有する技術者（「１級土木施工管理技士」等）について、業種コードを「０１」・「９９」と申請することにより、「土木工事業」・「とび・土工工事業」・「解体工事業」・「とび・土工工事業・解体工事業（経過措置）」として審査されます。

4　技術職員名簿【２０００５帳票】

1　この名簿は、0 4「審査基準日」に記入した日（以下「審査基準日」という。）において在籍する職員であって、審査基準日以前に６ヶ月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されているとみなされる者（高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度対象者を含む。）のみを記載してください（審査基準日時点で「６ヶ月＋１日以上」の恒常的な雇用関係がある者ですので、「６ヶ月ちょうど」では足りません。）。なお、一人の技術職員につき技術職員として申請できる建設業の種類の数は２までとします。

「技術職員」とは、次の表に掲げる者をいい、法人の役員（常勤）又は個人の事業主も、資格を有している場合には技術職員に含まれます。

①建設業法第１５条第２号イ該当者（法の規定による監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、法の規定による監理技術者講習を受講したものに限る。）
・建設業法第１５条第２号イ該当者：建設業法で定める１級相当の資格を有している者
②建設業法第１５条第２号イ該当者（①に掲げる者以外の者）
③登録基幹技能者講習（法施行規則第１８条の３第２項第２号の登録を受けた講習をいう。）を終了した者（①及び②に掲げる者以外の者）
④建設業法第７条第２号イ、ロ若しくはハ又は建設業法第１５条第２号ハ該当者（①、②及び③に掲げる者以外の者）
・建設業法第7条第2号ｲ該当：高校又は大学の指定学科（法施行規則第１条）を卒業後、一定の実務経験（高校は５年以上、大学・高専（旧専門学校を含む）は３年以上）を有する者
・建設業法第7条第2号ﾛ該当：１０年以上の実務経験を有する者
・建設業法第7条第2号ﾊ該当：建設業法で定める一定の資格を有する者
・建設業法第15条第2号ﾊ該当：国土交通大臣の特別認定を受けた者

2　6 1「頁数」の欄は、頁番号を記入してください。例えば技術職員名簿の枚数が３枚目であれば 0 0 3 、１２枚目であれば 0 1 2 のように、カラムに数字を記入するに当たって空位のカラムに「０」を記入してください。

3　「新規掲載者」の欄は、審査対象年内に新規に技術職員となった者につき、○印を記入してください。

4　「審査基準日現在の満年齢」の欄は、当該技術職員の審査基準日時点での満年齢を記入してください。（年齢計算ニ関スル法律（明治35年法律第50号）に基づき、満年齢が上がるのは誕生日の前日であることに注意。）なお、技術職員名簿に記載した技術職員が若年技術職員に該当するかどうかの判断にあたっては、下記の表を参考にしてください。

審査基準日	若年技術職員に該当する者	若年技術職員に該当しない者
平成29年10月31日	昭和57年11月2日以降に生まれた者	昭和57年11月1日以前に生まれた者
平成29年11月30日	昭和57年12月2日以降に生まれた者	昭和57年12月1日以前に生まれた者
平成29年12月31日	昭和58年 1月2日以降に生まれた者	昭和58年 1月1日以前に生まれた者
平成30年 1月31日	昭和58年 2月2日以降に生まれた者	昭和58年 2月1日以前に生まれた者
平成30年 2月28日	昭和58年 3月2日以降に生まれた者	昭和58年 3月1日以前に生まれた者
平成30年 3月31日	昭和58年 4月2日以降に生まれた者	昭和58年 4月1日以前に生まれた者
平成30年 4月30日	昭和58年 5月2日以降に生まれた者	昭和58年 5月1日以前に生まれた者
平成30年 5月31日	昭和58年 6月2日以降に生まれた者	昭和58年 6月1日以前に生まれた者
平成30年 6月30日	昭和58年 7月2日以降に生まれた者	昭和58年 7月1日以前に生まれた者
平成30年 7月31日	昭和58年 8月2日以降に生まれた者	昭和58年 8月1日以前に生まれた者
平成30年 8月31日	昭和58年 9月2日以降に生まれた者	昭和58年 9月1日以前に生まれた者
平成30年 9月30日	昭和58年10月2日以降に生まれた者	昭和58年10月1日以前に生まれた者

5　「業種コード」の欄は、経営規模等評価等対象建設業のうち、技術職員の数の算出において対象とする建設業の種類を次の表から２つ以内で選び該当するコードを記入してください。

コード	建設業の種類	コード	建設業の種類	コード	建設業の種類
０１	土木工事業	１１	鋼構造物工事業	２１	熱絶縁工事業
０２	建築工事業	１２	鉄筋工事業	２２	電気通信工事業
０３	大工工事業	１３	舗装工事業	２３	造園工事業
０４	左官工事業	１４	しゆんせつ工事業	２４	さく井工事業
０５	とび・土工工事業	１５	板金工事業	２５	建具工事業
０６	石工事業	１６	ガラス工事業	２６	水道施設工事業
０７	屋根工事業	１７	塗装工事業	２７	消防施設工事業
０８	電気工事業	１８	防水工事業	２８	清掃施設工事業
０９	管工事業	１９	内装仕上工事業	２９	解体工事業
１０	タイル・れんが・ブロック工事業	２０	機械器具設置工事業	９９	とび・土工工事業・解体工事業(経過措置)

なお、平成２８年６月１日から平成３１年５月３１日までの間に、とび・土工工事業又は解体工事業の経営事項審査を受けようとするときは、次のように業種コードを記載してください。

①　とび・土工工事業の経営事項審査を受けて、解体工事業の経営事項審査を受けない場合、とび・土工工事業の技術職員とする場合は「０５」と記載してください。
　これにより、当該技術者については「とび・土工工事業」及び「とび・土工・コンクリート工事業・解体工事業（経過措置)」の技術者として審査されます。

②　とび・土工工事業の経営事項審査を受けないで､解体工事業の経営事項審査を受ける場合、解体工事業の技術者とする場合は「２９」と記載してください。
　これにより、当該技術者については「解体工事業」及び「とび・土工・コンクリート工事業・解体工事業（経過措置)」の技術者として審査されます。

③　とび・土工工事業と解体工事業の両方の経営事項審査を受ける場合、とび・土工工事業及び解体工事業の技術者とする場合は「９９」と記載してください。
　これにより､「とび・土工工事業」､「解体工事業」及び「とび・土工・コンクリート工事業・解体工事業（経過措置)」の技術者として審査されます。

6　「有資格区分コード」の欄は、技術職員が保有する資格のうち､「業種コード」の欄で記入したコードに対応する建設業の種類に係るものについて別表５の分類に従い、該当するコードを記入してください。一人の技術職員につき申請できる建設業の種類は２つまでですので、任意の２業種を選択することになります。

【例】
・１資格から２業種選択する場合
　「１１３」１級土木施工管理技士→「０１」(土木)・「１３」(舗装)
・２資格から１業種ずつ選択する場合
　「２１４」２級土木施工管理技士→「０１」(土木)
　「２３４」２級造園施工管理技士→「２３」(造園)

別表５の「資格区分」欄に「(附則第４条該当)」と記載のある資格（アルファベットのあるコード）は、平成２８年６月１日時点で、現にとび・土工工事業の資格者であり、かつ解体工事業の技術者要件に関する経過措置として解体工事業の技術者としてみなされる場合に使用します。

解体工事業の技術者として申請をする場合（業種コードを「２９」又は「９９」と記載する場合)､附則第４条該当の有資格区分コードでないコード(アルファベットのない有資格区分コード)を記載するときは、面談の際、登録講習の修了若しくは所定の期間以上の実務経験又は平成２８年度以降に実施された技術検定により資格を有したことを確認しますので、当該事実を証明する書類の写しを提示してください。

なお、解体工事業の技術者として申請しない場合（業種コードを「２９」又は「９９」以外のコードを記載する場合)､附則第４条該当に関係しないため､有資格区分コードはアルファベットのないコードを使用してください。

【業種コードを「２９」又は「９９」と記載する場合の有資格区分コードの記載例】
①平成２８年６月１日時点で既に１級土木施工管理技士の資格を有している者が
登録講習の修了又は１年以上の実務経験を有していない場合　→「１１Ｃ」
（確認書類の提示の必要なし。）
②平成２８年６月１日時点で既に同資格を有している者が
登録講習の修了又は１年以上の実務経験を有した場合　→「１１３」
（登録講習の修了又は１年以上の実務経験を有したことを証明する書類を提示する。）
③平成２８年度以降に実施された技術検定により同資格を有した場合　→「１１３」
（平成２８年度以降に実施された技術検定により資格を有したことを証明する書類を提示する。）
※　２級建築施工管理技士（建築）の資格は附則第４条該当に関係しないため、解体工事業の技術者として申請する場合、有資格区分コードの記載は「２２１」となり、面談の際、登録講習の修了若しくは１年以上の実務経験又は平成２８年度以降に実施された技術検定により資格を有したことを確認します。
　また、１級建設機械施工技士等「附則第４条該当」のみが解体工事に対応する資格を有する者を解体工事業の技術者として申請する場合、平成２７年度までに実施された技術検定により資格を有していることを確認します。

７　「講習受講」の欄は、建設業法第１５条第２号イに該当する者が、建設業法第２７条の１８第１項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている場合であって、建設業法第２６条の４から６までの規定により国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した場合は「１」を、その他の場合は「２」を記入してください。

８　「監理技術者資格者証交付番号」の欄は、建設業法第２７条の１８第１項の規定により監理技術者資格者証の交付を受けている者について、その交付番号を記入してください。

９　社会保険適用事業所の場合、社会保険加入者でなければ原則として職員とは認めません。また、社会保険適用事業所でない場合、雇用保険の被保険者でなければ原則として職員とは認めません。
　ただし、雇用保険の被保険者であっても、雇用の日から審査基準日まで１年に満たない「短期雇用特例被保険者」については、常時雇用されている者ではないものとして扱うので、注意してください（高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度対象者を除く。）。

11　技術職員名簿に記載した技術職員の中に高年齢者雇用安定法に基づく継続雇用制度対象者が含まれる場合は、継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿（別紙様式２）を作成して提出してください。また、常時１０人以上の労働者を使用する企業については、労働基準監督署の受付印のある就業規則を併せて提示してください。

12　技術職員氏名は、受付時に配付された業者別技術職員リストに記載されている順番（五十音順）に、名簿に記載してください。

13　当該名簿に記載されている技術職員のうち、受付時に配付された業者別技術職員リストに記載されていないものについては、資格を証する書面を面談審査の際に提示してください。

14　施工管理技士等、国家資格者の資格取得日は、合格証明書及び免状等に記載された日とみなしますので、審査基準日（決算日）後の日付が記載された合格証明書等の資格については審査対象から除外されます。また、有効期間が定められている資格については、審査基準日が有効期間内に含まれていない場合は、審査対象から除外されます。ただし、建設業法第２７条第１項に規定する技術検定については、同検定の合格後合格証明書の受領までの間は試験実施機関が発出する合格通知書の確認で足りるものとします。

別紙様式２　　（用紙Ａ４）

継続雇用制度の適用を受けている技術職員名簿

建設業法施行規則別記様式第２５号の１１・別紙２の技術職員名簿に記載した者のうち、
下表に掲げる者については、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けていることを証明します。

地方整備局長
北海道開発局長
知事　殿

年　月　日

住所
商号又は名称
代表者氏名　印

通番	氏名	生年月日

記載要領
１　「　地方整備局長
　　北海道開発局長　については、不要のものを消すこと。
　　知事」
２　規則別記様式第２５号の１１・別紙２の技術職員名簿に記載した者のうち、審査基準日において継続雇用制度の適用を受けている者（６５歳以下の者に限る。）について記載すること。
３　通番、氏名及び生年月日は、規則別記様式第２５号の１１・別紙２の記載と統一すること。

5　添付書類　工事経歴書の作成について

以下の注意事項及び４７ページの記載要領をご確認のうえ作成してください。

1　**一式工事（土木一式工事及び建築一式工事）**は大規模又は施工内容が複雑な工事を、原則として元請の立場で総合的にマネジメントする事業者向けの許可となっています。そのため、**原則として元請の工事のみ**計上されることとなります。

また、一式工事の許可を受けた業者が、他の専門工事を単独で請け負う場合は、軽微な建設工事である場合を除き、**その専門工事業の許可を別途受けなければなりません**。

2　秋田県への建設工事入札参加資格審査（格付）申請を同時に提出するものについては、次の建設工事については細分類し、それぞれ別葉で作成してください。

ただし、建設業法上の変更届出書に添付する工事経歴書は、細分類しないで許可業種毎に作成する必要があります。

土木一式工事	「総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を解体する工事」及び「それ以外の土木一式工事」に２分類して、それぞれ別葉で作成します。
建築一式工事	「総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を解体する工事」及び「それ以外の建築一式工事」に２分類して、それぞれ別葉で作成します。
とび・土工・コンクリート工事	「とび工事」、「法面工事」及び「土工・コンクリート工事」に３分類して、それぞれ別葉で作成します。
塗装工事	「一般塗装工事（建築系・鋼橋）」及び「路面標示工事」に２分類して、それぞれ別葉で作成します。

3　とび・土工・コンクリート工事を申請し解体工事を申請しない場合で、解体工事の施工実績があるときは、とび・土工・コンクリート工事・解体工事（経過措置）及びその他工事に含まれる解体工事の内容を確認しますので、解体工事の施工実績に係る「その他（解体工事）」の工事経歴書を作成してください。

4　一件の請負契約に係る建設工事の完成工事高を二以上の工事の種類に分割計上することは認められません。また、二件以上の請負契約に係る建設工事の完成工事高を合算して計上することも認められません。

5　「工事名」の欄の工事名称は、請負契約書等に記載されている工事名称を、そのまま正確に記載して下さい（個人名が特定される場合を除き、請負契約書等に記載されている工事名称を勝手に略したり、変更したりしてはいけません）。

6　共同企業体で施工した場合、自らが共同企業体の構成員でありながら、当該共同企業体と下請負契約を締結することは適当ではありません。

また、異業種建設工事共同企業体で施工した場合、「工事名」の欄には契約書に記載の工事名と併せて、担当した建設工事の種類を括弧書で記載してください。

7　工事種類ごとに分類する場合は、別表７の「建設工事の内容と例示」を参考に分類してくださ

い。なお、以下に例示した内容は建設工事に該当しませんので、計上することはできません。当然、その他の工事にも計上することはできませんので、注意してください。

【建設工事に該当しないもの（誤りの多い例）】

①樹木等の冬囲い、剪定	⑨除雪業務、路面清掃、側溝清掃等の道路維持業務
②測量、設計、地質調査	⑩重機の賃貸、建設資材の賃貸、仮設材等の賃貸（※２）
③建設資材等の製造・加工のみで、現場での取付・組立等を含まないもの	⑪工作物設計業務、工事施工管理業務
④設備・施設の保守点検管理業務	⑫建売分譲住宅の販売
⑤船舶・車両の修理	⑬家電製品販売に伴う付帯物の取付
⑥いわゆる「人夫貸し」（※１）	⑭防雪柵の再設置・再撤去業務
⑦街路樹の枝払い	⑮自社社屋等の建設を自ら施工する工事
⑧河川敷、公園等の除草	⑯選挙ポスター掲示場の設置・撤去業務

※契約名が「○○○工事」でも、業務内容が建設工事に該当しない場合は計上することはできません。

（※１）建設業務への労働者派遣業務を行うことは、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８号）第４条第１項第２号に該当するため、禁止されています。詳細は秋田労働局までお尋ねください。

（※２）建設工事の完成を目的としたオペレータ付き機械提供は、基本的には建設工事と考えられます。

「軽微な工事」とは
・建築一式工事の場合…１件の請負代金の額が税込で1,500万円未満の工事又は
延床面積が150㎡に満たない木造住宅工事
・建築一式工事以外の場合…１件の請負代金の額が税込で500万円未満の工事

工事経歴書（第2号様式）の記載フロー

①元請工事に係る完成工事について、元請工事の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載
②続けて、残りの元請工事と下請工事に係る完成工事について、全体の完成工事高合計の7割を超えるところまで記載
ただし、①②において、1,000億円又は軽微な工事の10件を超える部分については記載を要しない

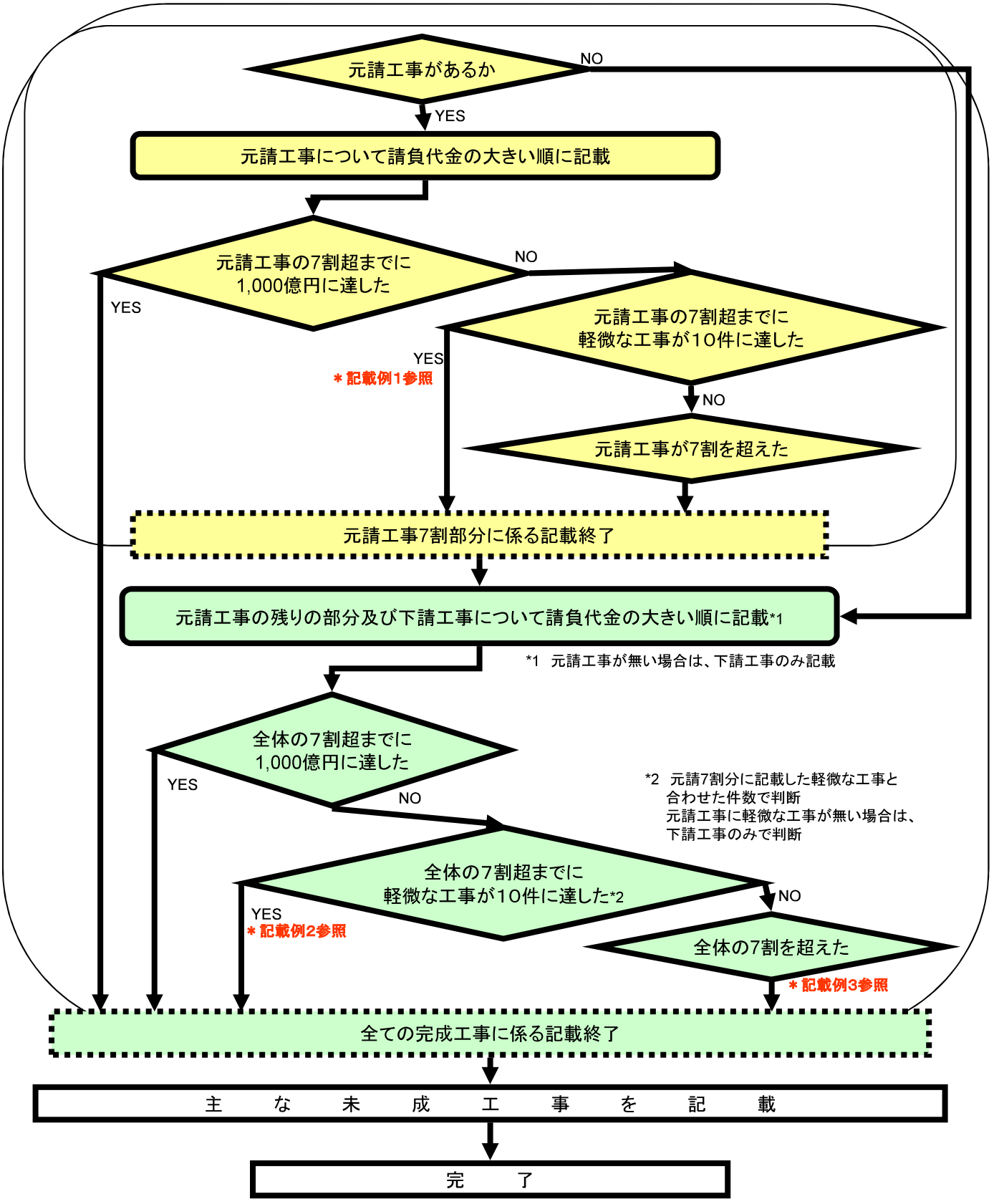

様式第二号（第二条、第十九条の八関係）　　（用紙A4）

工　事　経　歴　書

※記載例1　工事経歴書記載例
（元請工事で軽微な工事が10件に達した場合）

（建設工事の種類）　舗装　工事　（　税込　・　税抜　）

	注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者 氏名	配置技術者 主任技術者	配置技術者 監理技術者	請負代金の額	うち、・PC・法面処理・鋼橋上部	工期 着工年月日	工期 完成又は完成予定年月
	○○県	元請	ＪＶ	県道○○線アスファルト舗装工事	○○県○○市	秋田　一郎	レ		23,200千円	0千円	平成 29年 4月	平成 30年 3月
1	○○県	元請		県道○○線アスファルト舗装工事	○○県○○町	大館　次郎	レ		4,500千円			
2	○○市	元請		○○庁舎コンクリート舗装工事	○○県○○市	由利　九郎	レ		3,200千円			
3	○○市	元請		○○図書館タイル舗装工事	○○県○○市	横手　十郎	レ		2,500千円			
4	○○町	元請		○○グランドゴムチップ舗装工事	○○県○○町	潟上　三郎	レ		2,000千円			
5	○○県	元請		○○線アスファルト舗装工事	○○県○○市	鹿角　四郎	レ		1,900千円			
6	○○県	元請		○○線アスファルト舗装工事	○○県○○市	湯沢　八郎	レ		1,800千円			
7	個人Ａ	元請		個人Ａ邸敷地コンクリート舗装工事	○○県○○市	潟上　三郎	レ		1,700千円			
8	個人Ｂ	元請		個人Ｂ邸敷地レンガ舗装工事	○○県○○市	大館　次郎	レ		1,600千円			
9	○○町	元請		町道○○線アスファルト舗装工事	○○県○○町	北秋　七子	レ		1,500千円			
10	○○市	元請		市道○○線アスファルト舗装工事					1,100千円			
	□□建設㈱	下請		県道○○線アスファルト舗装工事					10,000千円			
	㈱△△建設	下請		県道○○線アスファルト舗装工事					7,000千円			

①
元請工事に係る完成工事の合計額の7割超までに、請負金額の大きい順に記載

元請工事の合計額の7割
＝ 70,400千円 × 0.7
＝ 49,280千円 ≧ 45,000千円

元請工事の7割超までに軽微な工事が10件記載されたため、元請工事7割部分に係る記載終了

②
全ての完成工事の合計額の７割超までに、①で記載した以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事について請負金額の大きい順に記載

全ての完成工事の合計額の７割
＝ 87,250千円 × 0.7
＝ 61,075千円 ≦ 62,000千円

記載額が全ての完成工事の合計額の７割を超えたため記載終了

【参考】
※この時点で全ての完成工事の合計額の７割を超えていない場合でも、次に記載する工事が軽微な工事に該当する場合、既に軽微な工事を１０件記載しているため、ここで記載終了となる

ページごとの完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記載

			うち　元請工事	
小　計	13件	62,000千円	0千円	45,000千円	0千円

最終ページにおいて、全ての完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記載（未成工事の金額は除く。）
２０００２帳票に記載した金額と一致する

			うち　元請工事	
合　計	20件	87,250千円	0千円	70,400千円	0千円

…軽微な工事

様式第二号（第二条、第十九条の八関係）　　（用紙A4）

工　事　経　歴　書

※記載例2　工事経歴書記載例
（全体で軽微な工事が10件に達した場合）

（建設工事の種類）　舗装　工事　（　税込　・　税抜　）

	注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者 氏名	配置技術者 主任技術者	配置技術者 監理技術者	請負代金の額	うち、・PC・法面処理・鋼橋上部	工期 着工年月日	工期 完成又は完成予定年月
	○○県	元請	ＪＶ	県道○○線アスファルト舗装工事	○○県○○市	秋田　一郎	レ		32,400千円	0千円	平成 29年 4月	平成 30年 3月
1	○○県	元請		県道○○線アスファルト舗装工事	○○県○○町	大館　次郎	レ		4,500千円			
2	○○市	元請		○○庁舎コンクリート舗装工事	○○県○○市	由利　九郎	レ		3,200千円			
3	○○市	元請		○○図書館タイル舗装工事	○○県○○市	横手　十郎	レ		2,500千円			
4	○○町	元請		○○グランドゴムチップ舗装工事	○○県○○町	潟上　三郎	レ		2,000千円			
5	○○県	元請		○○線アスファルト舗装工事	○○県○○市	鹿角　四郎	レ		1,900千円			
6	個人Ａ	元請		個人Ａ邸敷地コンクリート舗装工事	○○県○○市	湯沢　八郎	レ		1,800千円			
7	個人Ｂ	元請		個人Ｂ邸敷地レンガ舗装工事	○○県○○市	潟上　三郎	レ		1,700千円			
	□□建設㈱	下請		県道○○線アスファルト舗装工事	○○県○○町	北秋　七子	レ		5,000千円			
8	㈱△△建設	下請		町道○○線アスファルト舗装工事	○○県○○町	能代　六郎	レ		2,300千円			
9	××建設㈱	下請		市道○○線アスファルト舗装工事	○○県○○市	大仙　五郎	レ		1,500千円			
10	□□建設㈱	下請		県道○○線アスファルト舗装工事	○○県○○町	大仙　五郎	レ		1,200千円			
									千円			

①
元請工事に係る完成工事の合計額の7割超までに、請負金額の大きい順に記載

元請工事の合計額の7割
＝ 70,400千円 × 0.7
＝ 49,280千円 ≦ 50,000千円

元請工事7割部分に係る記載終了

②
全ての完成工事の合計額の７割超までに、①で記載した以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事について請負金額の大きい順に記載

全ての完成工事の合計額の７割
＝ 87,250千円 × 0.7
＝ 61,075千円 ≧ 60,000千円

全ての完成工事の合計額の７割超までに軽微な工事が１０件記載されたため、全ての完成工事に係る記載終了

ページごとの完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記載

			うち　元請工事	
小　計	12件	60,000千円	50,000千円	0千円

最終ページにおいて、全ての完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記載（未成工事の金額は除く。）
２０００２帳票に記載した金額と一致する

			うち　元請工事	
合　計	50件	87,250千円	70,400千円	0千円

…軽微な工事

様式第二号（第二条、第十九条の八関係）　　（用紙A4）

工　事　経　歴　書

※記載例3　工事経歴書記載例
（全ての完成工事高の合計額7割に達した場合）

（建設工事の種類）　舗装　工事　（　税込　・　税抜　）

	注文者	元請又は下請の別	JVの別	工事名	工事現場のある都道府県及び市区町村名	配置技術者 氏名	配置技術者 主任技術者	配置技術者 監理技術者	請負代金の額	うち、・PC・法面処理・鋼橋上部	工期 着工年月日	工期 完成又は完成予定年月
	○○県	元請	ＪＶ	県道○○線アスファルト舗装工事	○○県○○市	秋田　一郎	レ		13,200千円	0千円	平成 29年 4月	平成 30年 3月
	○○県	元請		県道○○線アスファルト舗装工事	○○県○○町	大館　次郎	レ		(9,600) 20,600千円	0千円	平成 29年 4月	平成 30年 10月
	○○市	元請		○○庁舎コンクリート舗装工事	○○県○○市	由利　九郎	レ		6,700千円			
	○○市	元請		○○図書館タイル舗装工事	○○県○○市	横手　十郎	レ		5,500千円			
	○○町	元請		○○グランドゴムチップ舗装工事	○○県○○町	潟上　三郎	レ		5,000千円			
1	○○県	元請		○○線アスファルト舗装工事	○○県○○市	鹿角　四郎	レ		4,100千円			
2	○○県	元請		○○線アスファルト舗装工事	○○県○○市	湯沢　八郎	レ		3,400千円			
3	個人Ａ	元請		個人Ａ邸敷地コンクリート舗装工事	○○県○○市	潟上　三郎	レ		1,500千円			
4	個人Ｂ	元請		個人Ｂ邸敷地レンガ舗装工事	○○県○○市	大館　次郎	レ		1,000千円			
	□□建設㈱	下請		県道○○線アスファルト舗装工事	○○県○○町	北秋　七子	レ		7,000千円			
5	㈱△△建設	下請		県道○○線アスファルト舗装工事	○○県○○市	能代　六郎	レ		3,300千円			
6	××建設㈱	下請		個人Ｃ邸敷地コンクリート舗装工事	○○県○○市	大仙　五郎	レ		1,700千円			
									千円			

①
元請工事に係る完成工事の合計額の7割超までに、請負金額の大きい順に記載

元請工事の合計額の7割
＝ 70,400千円 × 0.7
＝ 49,280千円 ≦ 50,000千円

元請工事7割部分に係る記載終了

②
全ての完成工事の合計額の７割超までに、①で記載した以外の元請工事及び下請工事に係る完成工事について請負金額の大きい順に記載

全ての完成工事の合計額の７割
＝ 87,250千円 × 0.7
＝ 61,075千円 ≦ 62,000千円

記載額が全ての完成工事の合計額の７割を超えたため記載終了

ページごとの完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記載

			うち　元請工事	
小　計	12件	62,000千円	50,000千円	0千円

			うち　元請工事	
合　計	20件	87,250千円	70,400千円	0千円

最終ページにおいて、全ての完成工事の件数及び請負代金の額の合計を記載（未成工事の金額は除く。）
２０００２帳票に記載した金額と一致する

…軽微な工事

記載要領

1　この表は、法別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに作成してください。

2　「税込・税抜」については、該当するものに丸を付してください。（課税事業者は税抜、免税事業者は税込で記入します。）

3　この表には、申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度に完成した建設工事（以下「完成工事」という。）及び申請又は届出をする日の属する事業年度の前事業年度末において完成していない建設工事（以下「未成工事」という。）を記載してください。

記載を要する完成工事及び未成工事の範囲については、以下のとおりです。

（1）　元請工事（発注者から直接請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、当該完成工事に係る請負代金の額（工事進行基準を採用している場合にあつては、完成工事高。以下同じ。）の合計額のおおむね７割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載してください（令第１条の２第１項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しません。）。ただし、当該完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しません。

（2）　それに続けて、既に記載した元請工事以外の元請工事及び下請工事（下請負人として請け負った建設工事をいう。以下同じ。）に係る完成工事について、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額のおおむね７割を超えるところまで、請負代金の額の大きい順に記載してください（令第１条の２第１項に規定する建設工事については、10件を超えて記載することを要しません。）。ただし、すべての完成工事に係る請負代金の額の合計額が1,000億円を超える場合には、当該額を超える部分に係る完成工事については記載を要しません。

（3）　さらに、それに続けて、主な未成工事について、請負代金の額の大きい順に記載してください。

4　下請工事については、「注文者」の欄には当該下請工事の直接の注文者の商号又は名称を記載し、「工事名」の欄には当該下請工事の名称を記載してください。

5　「元請又は下請の別」の欄は、元請工事については「元請」と、下請工事については「下請」と記載してください。

6　「注文者」及び「工事名」の記入に際しては、その内容により個人の氏名が特定されることのないよう十分留意してください。
（例えば、注文者「個人Ａ」、工事名「Ａ邸新築工事」等と記載してください。）

7　「ＪＶの別」の欄は、共同企業体（ＪＶ）として行った工事について「ＪＶ」と記載してください。

8　「配置技術者」の欄は、完成工事について、法第26条第１項又は第２項の規定により各工事現場に置かれた技術者の氏名及び主任技術者又は監理技術者の別を記載してください。また、当該工事の施工中に配置技術者の変更があった場合には、変更前の者も含むすべての者を記載してください。

9　「請負代金の額」の欄は、共同企業体として行った工事については、共同企業体全体の請負代金の額に出資の割合を乗じた額又は分担した工事額を記載してください。
また、工事進行基準を採用している場合には、当該工事進行基準が適用される完成工事について、その完成工事高を括弧書で付記してください。

10　「請負代金の額」の「うち、PC、法面処理、鋼橋上部」の欄は、次の表の（一）欄に掲げる建設工事について工事経歴書を作成する場合において、同表の（二）欄に掲げる工事があるときに、同表の（三）に掲げる略称に丸を付し、工事ごとに同表の（二）欄に掲げる工事に該当する請負代金の額を記載してください。

（一）	（二）	（三）
土木一式工事	プレストレストコンクリート構造物工事	PC
とび・土工・コンクリート工事	法面処理工事	法面処理
鋼構造物工事	鋼橋上部工事	鋼橋上部

＊完成工事高を進行基準により括弧書する場合の記載例

請負代金の額	
(65,000)	←進行基準による額
88,000 千円	←全体の契約額

11　「小計」の欄は、ページごとの完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び９により「ＰＣ」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載してください。

12　「合計」の欄は、最終ページにおいて、すべての完成工事の件数の合計並びに完成工事及びそのうちの元請工事に係る請負代金の額の合計及び９により「ＰＣ」、「法面処理」又は「鋼橋上部」について請負代金の額を区分して記載した額の合計を記載してください。（２０００２帳票に記載した金額と一致します。）

経営規模等評価申請及び総合評定値請求手数料一覧表

(1) 経営規模等評価の申請及び総合評定値の請求を同時に行う場合

審査を受ける工種数	金額	審査を受ける工種数	金額	審査を受ける工種数	金額	審査を受ける工種数	金額
1 工種	11,000 円	9 工種	31,000 円	17 工種	51,000 円	25 工種	71,000 円
2 工種	13,500	10 工種	33,500	18 工種	53,500	26 工種	73,500
3 工種	16,000	11 工種	36,000	19 工種	56,000	27 工種	76,000
4 工種	18,500	12 工種	38,500	20 工種	58,500	28 工種	78,500
5 工種	21,000	13 工種	41,000	21 工種	61,000	29 工種	81,000
6 工種	23,500	14 工種	43,500	22 工種	63,500		
7 工種	26,000	15 工種	46,000	23 工種	66,000		
8 工種	28,500	16 工種	48,500	24 工種	68,500		

(2) 経営規模等評価の申請のみ行う場合

審査を受ける工種数	金額	審査を受ける工種数	金額	審査を受ける工種数	金額	審査を受ける工種数	金額
1 工種	10,400 円	9 工種	28,800 円	17 工種	47,200 円	25 工種	65,600 円
2 工種	12,700	10 工種	31,100	18 工種	49,500	26 工種	67,900
3 工種	15,000	11 工種	33,400	19 工種	51,800	27 工種	70,200
4 工種	17,300	12 工種	35,700	20 工種	54,100	28 工種	72,500
5 工種	19,600	13 工種	38,000	21 工種	56,400	29 工種	74,800
6 工種	21,900	14 工種	40,300	22 工種	58,700		
7 工種	24,200	15 工種	42,600	23 工種	61,000		
8 工種	26,500	16 工種	44,900	24 工種	63,300		

(3) 経営規模等評価結果通知書受領後、総合評定値の請求のみ行う場合

審査を受ける工種数	金額	審査を受ける工種数	金額	審査を受ける工種数	金額	審査を受ける工種数	金額
1 工種	600 円	9 工種	2,200 円	17 工種	3,800 円	25 工種	5,400 円
2 工種	800	10 工種	2,400	18 工種	4,000	26 工種	5,600
3 工種	1,000	11 工種	2,600	19 工種	4,200	27 工種	5,800
4 工種	1,200	12 工種	2,800	20 工種	4,400	28 工種	6,000
5 工種	1,400	13 工種	3,000	21 工種	4,600	29 工種	6,200
6 工種	1,600	14 工種	3,200	22 工種	4,800		
7 工種	1,800	15 工種	3,400	23 工種	5,000		
8 工種	2,000	16 工種	3,600	24 工種	5,200		

別表1　経営規模（X_1）

許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高		（X_1）
1,000 億円以上		2,309
800 億円以上	1,000 億円未満	114 ×（年間平均完成工事高）÷ 20,000,000 ＋ 1,739
600 億円以上	800 億円未満	101 ×（年間平均完成工事高）÷ 20,000,000 ＋ 1,791
500 億円以上	600 億円未満	88 ×（年間平均完成工事高）÷ 10,000,000 ＋ 1,566
400 億円以上	500 億円未満	89 ×（年間平均完成工事高）÷ 10,000,000 ＋ 1,561
300 億円以上	400 億円未満	89 ×（年間平均完成工事高）÷ 10,000,000 ＋ 1,561
250 億円以上	300 億円未満	75 ×（年間平均完成工事高）÷ 5,000,000 ＋ 1,378
200 億円以上	250 億円未満	76 ×（年間平均完成工事高）÷ 5,000,000 ＋ 1,373
150 億円以上	200 億円未満	76 ×（年間平均完成工事高）÷ 5,000,000 ＋ 1,373
120 億円以上	150 億円未満	64 ×（年間平均完成工事高）÷ 3,000,000 ＋ 1,281
100 億円以上	120 億円未満	62 ×（年間平均完成工事高）÷ 2,000,000 ＋ 1,165
80 億円以上	100 億円未満	64 ×（年間平均完成工事高）÷ 2,000,000 ＋ 1,155
60 億円以上	80 億円未満	50 ×（年間平均完成工事高）÷ 2,000,000 ＋ 1,211
50 億円以上	60 億円未満	51 ×（年間平均完成工事高）÷ 1,000,000 ＋ 1,055
40 億円以上	50 億円未満	51 ×（年間平均完成工事高）÷ 1,000,000 ＋ 1,055
30 億円以上	40 億円未満	50 ×（年間平均完成工事高）÷ 1,000,000 ＋ 1,059
25 億円以上	30 億円未満	51 ×（年間平均完成工事高）÷ 500,000 ＋ 903
20 億円以上	25 億円未満	39 ×（年間平均完成工事高）÷ 500,000 ＋ 963
15 億円以上	20 億円未満	36 ×（年間平均完成工事高）÷ 500,000 ＋ 975
12 億円以上	15 億円未満	38 ×（年間平均完成工事高）÷ 300,000 ＋ 893
10 億円以上	12 億円未満	39 ×（年間平均完成工事高）÷ 200,000 ＋ 811
8 億円以上	10 億円未満	38 ×（年間平均完成工事高）÷ 200,000 ＋ 816
6 億円以上	8 億円未満	25 ×（年間平均完成工事高）÷ 200,000 ＋ 868
5 億円以上	6 億円未満	25 ×（年間平均完成工事高）÷ 100,000 ＋ 793
4 億円以上	5 億円未満	34 ×（年間平均完成工事高）÷ 100,000 ＋ 748
3 億円以上	4 億円未満	42 ×（年間平均完成工事高）÷ 100,000 ＋ 716
2億5,000 万円以上	3 億円未満	24 ×（年間平均完成工事高）÷ 50,000 ＋ 698
2 億円以上	2億5,000 万円未満	28 ×（年間平均完成工事高）÷ 50,000 ＋ 678
1億5,000 万円以上	2 億円未満	34 ×（年間平均完成工事高）÷ 50,000 ＋ 654
1億2,000 万円以上	1億5,000 万円未満	26 ×（年間平均完成工事高）÷ 30,000 ＋ 626
1 億円以上	1億2,000 万円未満	19 ×（年間平均完成工事高）÷ 20,000 ＋ 616
8,000 万円以上	1 億円未満	22 ×（年間平均完成工事高）÷ 20,000 ＋ 601
6,000 万円以上	8,000 万円未満	28 ×（年間平均完成工事高）÷ 20,000 ＋ 577
5,000 万円以上	6,000 万円未満	16 ×（年間平均完成工事高）÷ 10,000 ＋ 565
4,000 万円以上	5,000 万円未満	19 ×（年間平均完成工事高）÷ 10,000 ＋ 550
3,000 万円以上	4,000 万円未満	24 ×（年間平均完成工事高）÷ 10,000 ＋ 530
2,500 万円以上	3,000 万円未満	13 ×（年間平均完成工事高）÷ 5,000 ＋ 524
2,000 万円以上	2,500 万円未満	16 ×（年間平均完成工事高）÷ 5,000 ＋ 509
1,500 万円以上	2,000 万円未満	20 ×（年間平均完成工事高）÷ 5,000 ＋ 493
1,200 万円以上	1,500 万円未満	14 ×（年間平均完成工事高）÷ 3,000 ＋ 483
1,000 万円以上	1,200 万円未満	11 ×（年間平均完成工事高）÷ 2,000 ＋ 473
	1,000 万円未満	131 ×（年間平均完成工事高）÷ 10,000 ＋ 397

注1　年間平均完成工事高は千円未満を切り捨てて、千円単位で計算する。
注2　評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

別表2　自己資本額・利益額（X_2）

（X_2）＝〔（X_{21}）＋（X_{22}）〕÷ 2　（小数点以下切り捨て）

2－1　自己資本額

自己資本額又は平均自己資本額		（X_{21}）
3,000 億円以上		2,114
2,500 億円以上	3,000 億円未満	63 × （自己資本額） ÷ 50,000,000 ＋ 1,736
2,000 億円以上	2,500 億円未満	73 × （自己資本額） ÷ 50,000,000 ＋ 1,686
1,500 億円以上	2,000 億円未満	91 × （自己資本額） ÷ 50,000,000 ＋ 1,614
1,200 億円以上	1,500 億円未満	66 × （自己資本額） ÷ 30,000,000 ＋ 1,557
1,000 億円以上	1,200 億円未満	53 × （自己資本額） ÷ 20,000,000 ＋ 1,503
800 億円以上	1,000 億円未満	61 × （自己資本額） ÷ 20,000,000 ＋ 1,463
600 億円以上	800 億円未満	75 × （自己資本額） ÷ 20,000,000 ＋ 1,407
500 億円以上	600 億円未満	46 × （自己資本額） ÷ 10,000,000 ＋ 1,356
400 億円以上	500 億円未満	53 × （自己資本額） ÷ 10,000,000 ＋ 1,321
300 億円以上	400 億円未満	66 × （自己資本額） ÷ 10,000,000 ＋ 1,269
250 億円以上	300 億円未満	39 × （自己資本額） ÷ 5,000,000 ＋ 1,233
200 億円以上	250 億円未満	47 × （自己資本額） ÷ 5,000,000 ＋ 1,193
150 億円以上	200 億円未満	57 × （自己資本額） ÷ 5,000,000 ＋ 1,153
120 億円以上	150 億円未満	42 × （自己資本額） ÷ 3,000,000 ＋ 1,114
100 億円以上	120 億円未満	33 × （自己資本額） ÷ 2,000,000 ＋ 1,084
80 億円以上	100 億円未満	39 × （自己資本額） ÷ 2,000,000 ＋ 1,054
60 億円以上	80 億円未満	47 × （自己資本額） ÷ 2,000,000 ＋ 1,022
50 億円以上	60 億円未満	29 × （自己資本額） ÷ 1,000,000 ＋ 989
40 億円以上	50 億円未満	34 × （自己資本額） ÷ 1,000,000 ＋ 964
30 億円以上	40 億円未満	41 × （自己資本額） ÷ 1,000,000 ＋ 936
25 億円以上	30 億円未満	25 × （自己資本額） ÷ 500,000 ＋ 909
20 億円以上	25 億円未満	29 × （自己資本額） ÷ 500,000 ＋ 889
15 億円以上	20 億円未満	36 × （自己資本額） ÷ 500,000 ＋ 861
12 億円以上	15 億円未満	27 × （自己資本額） ÷ 300,000 ＋ 834
10 億円以上	12 億円未満	21 × （自己資本額） ÷ 200,000 ＋ 816
8 億円以上	10 億円未満	24 × （自己資本額） ÷ 200,000 ＋ 801
6 億円以上	8 億円未満	30 × （自己資本額） ÷ 200,000 ＋ 777
5 億円以上	6 億円未満	18 × （自己資本額） ÷ 100,000 ＋ 759
4 億円以上	5 億円未満	21 × （自己資本額） ÷ 100,000 ＋ 744
3 億円以上	4 億円未満	27 × （自己資本額） ÷ 100,000 ＋ 720
2億5,000 万円以上	3 億円未満	15 × （自己資本額） ÷ 50,000 ＋ 711
2 億円以上	2億5,000 万円未満	19 × （自己資本額） ÷ 50,000 ＋ 691
1億5,000 万円以上	2 億円未満	23 × （自己資本額） ÷ 50,000 ＋ 675
1億2,000 万円以上	1億5,000 万円未満	16 × （自己資本額） ÷ 30,000 ＋ 664
1 億円以上	1億2,000 万円未満	13 × （自己資本額） ÷ 20,000 ＋ 650
8,000 万円以上	1 億円未満	16 × （自己資本額） ÷ 20,000 ＋ 635
6,000 万円以上	8,000 万円未満	19 × （自己資本額） ÷ 20,000 ＋ 623
5,000 万円以上	6,000 万円未満	11 × （自己資本額） ÷ 10,000 ＋ 614
4,000 万円以上	5,000 万円未満	14 × （自己資本額） ÷ 10,000 ＋ 599
3,000 万円以上	4,000 万円未満	16 × （自己資本額） ÷ 10,000 ＋ 591
2,500 万円以上	3,000 万円未満	10 × （自己資本額） ÷ 5,000 ＋ 579
2,000 万円以上	2,500 万円未満	12 × （自己資本額） ÷ 5,000 ＋ 569
1,500 万円以上	2,000 万円未満	14 × （自己資本額） ÷ 5,000 ＋ 561
1,200 万円以上	1,500 万円未満	11 × （自己資本額） ÷ 3,000 ＋ 548
1,000 万円以上	1,200 万円未満	8 × （自己資本額） ÷ 2,000 ＋ 544
	1,000 万円未満	223 × （自己資本額） ÷ 10,000 ＋ 361

注1　自己資本額又は平均自己資本額は千円未満を切り捨てて、千円単位で計算する。

注2　評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

２－２　平均利益額（X_{22}）

平均利益額		（X_{22}）
300 億円以上		2,447
250 億円以上	300 億円未満	134 × （平均利益額） ÷ 5,000,000 ＋ 1,643
200 億円以上	250 億円未満	151 × （平均利益額） ÷ 5,000,000 ＋ 1,558
150 億円以上	200 億円未満	175 × （平均利益額） ÷ 5,000,000 ＋ 1,462
120 億円以上	150 億円未満	123 × （平均利益額） ÷ 3,000,000 ＋ 1,372
100 億円以上	120 億円未満	93 × （平均利益額） ÷ 2,000,000 ＋ 1,306
80 億円以上	100 億円未満	104 × （平均利益額） ÷ 2,000,000 ＋ 1,251
60 億円以上	80 億円未満	122 × （平均利益額） ÷ 2,000,000 ＋ 1,179
50 億円以上	60 億円未満	70 × （平均利益額） ÷ 1,000,000 ＋ 1,125
40 億円以上	50 億円未満	79 × （平均利益額） ÷ 1,000,000 ＋ 1,080
30 億円以上	40 億円未満	92 × （平均利益額） ÷ 1,000,000 ＋ 1,028
25 億円以上	30 億円未満	54 × （平均利益額） ÷ 500,000 ＋ 980
20 億円以上	25 億円未満	60 × （平均利益額） ÷ 500,000 ＋ 950
15 億円以上	20 億円未満	70 × （平均利益額） ÷ 500,000 ＋ 910
12 億円以上	15 億円未満	48 × （平均利益額） ÷ 300,000 ＋ 880
10 億円以上	12 億円未満	37 × （平均利益額） ÷ 200,000 ＋ 850
8 億円以上	10 億円未満	42 × （平均利益額） ÷ 200,000 ＋ 825
6 億円以上	8 億円未満	48 × （平均利益額） ÷ 200,000 ＋ 801
5 億円以上	6 億円未満	28 × （平均利益額） ÷ 100,000 ＋ 777
4 億円以上	5 億円未満	32 × （平均利益額） ÷ 100,000 ＋ 757
3 億円以上	4 億円未満	37 × （平均利益額） ÷ 100,000 ＋ 737
2億5,000 万円以上	3 億円未満	21 × （平均利益額） ÷ 50,000 ＋ 722
2 億円以上	2億5,000 万円未満	24 × （平均利益額） ÷ 50,000 ＋ 707
1億5,000 万円以上	2 億円未満	27 × （平均利益額） ÷ 50,000 ＋ 695
1億2,000 万円以上	1億5,000 万円未満	20 × （平均利益額） ÷ 30,000 ＋ 676
1 億円以上	1億2,000 万円未満	15 × （平均利益額） ÷ 20,000 ＋ 666
8,000 万円以上	1 億円未満	16 × （平均利益額） ÷ 20,000 ＋ 661
6,000 万円以上	8,000 万円未満	19 × （平均利益額） ÷ 20,000 ＋ 649
5,000 万円以上	6,000 万円未満	12 × （平均利益額） ÷ 10,000 ＋ 634
4,000 万円以上	5,000 万円未満	12 × （平均利益額） ÷ 10,000 ＋ 634
3,000 万円以上	4,000 万円未満	15 × （平均利益額） ÷ 10,000 ＋ 622
2,500 万円以上	3,000 万円未満	8 × （平均利益額） ÷ 5,000 ＋ 619
2,000 万円以上	2,500 万円未満	10 × （平均利益額） ÷ 5,000 ＋ 609
1,500 万円以上	2,000 万円未満	11 × （平均利益額） ÷ 5,000 ＋ 605
1,200 万円以上	1,500 万円未満	7 × （平均利益額） ÷ 3,000 ＋ 603
1,000 万円以上	1,200 万円未満	6 × （平均利益額） ÷ 2,000 ＋ 595
	1,000 万円未満	78 × （平均利益額） ÷ 10,000 ＋ 547

注1　平均利益額は千円未満を切り捨てて、千円単位で計算する。
注2　評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

別表３　技術力（Z）

（Z）　＝　（Z_2）×４／５　＋　（Z_3）×１／５　（小数点以下切り捨て）

※建設業の種類ごとに算定

３－１　技術職員数値（Z_1）

（Z_1）：次の表の区分に応じた技術職員数に、当該区分に定める数を乗じて得た数値の合計数値

１級技術者		登録基幹技能者講習修了者	２級技術者	その他
監理技術者資格者証保有かつ監理技術者講習を受講	１級技術者であって左記以外の者			
6	5	3	2	1

（Z_2）：（Z_1）の数値に応じた次の表に掲げる数値又は算式によって得た数値

（Z_1）	（Z_2）	（Z_1）	（Z_2）
以上　未満		以上　未満	
15,500 ～	2,335	300 ～ 390	62 ×（Z_1）÷ 90 ＋ 1,183
11,930 ～ 15,500	62 ×（Z_1）÷ 3,570 ＋ 2,065	230 ～ 300	63 ×（Z_1）÷ 70 ＋ 1,119
9,180 ～ 11,930	63 ×（Z_1）÷ 2,750 ＋ 1,998	180 ～ 230	62 ×（Z_1）÷ 50 ＋ 1,040
7,060 ～ 9,180	62 ×（Z_1）÷ 2,120 ＋ 1,939	140 ～ 180	62 ×（Z_1）÷ 40 ＋ 984
5,430 ～ 7,060	62 ×（Z_1）÷ 1,630 ＋ 1,876	110 ～ 140	63 ×（Z_1）÷ 30 ＋ 907
4,180 ～ 5,430	63 ×（Z_1）÷ 1,250 ＋ 1,808	85 ～ 110	63 ×（Z_1）÷ 25 ＋ 860
3,210 ～ 4,180	63 ×（Z_1）÷ 970 ＋ 1,747	65 ～ 85	62 ×（Z_1）÷ 20 ＋ 810
2,470 ～ 3,210	62 ×（Z_1）÷ 740 ＋ 1,686	50 ～ 65	62 ×（Z_1）÷ 15 ＋ 742
1,900 ～ 2,470	62 ×（Z_1）÷ 570 ＋ 1,624	40 ～ 50	63 ×（Z_1）÷ 10 ＋ 633
1,460 ～ 1,900	63 ×（Z_1）÷ 440 ＋ 1,558	30 ～ 40	63 ×（Z_1）÷ 10 ＋ 633
1,130 ～ 1,460	63 ×（Z_1）÷ 330 ＋ 1,488	20 ～ 30	62 ×（Z_1）÷ 10 ＋ 636
870 ～ 1,130	62 ×（Z_1）÷ 260 ＋ 1,434	15 ～ 20	63 ×（Z_1）÷ 5 ＋ 508
670 ～ 870	63 ×（Z_1）÷ 200 ＋ 1,367	10 ～ 15	62 ×（Z_1）÷ 5 ＋ 511
510 ～ 670	62 ×（Z_1）÷ 160 ＋ 1,318	5 ～ 10	63 ×（Z_1）÷ 5 ＋ 509
390 ～ 510	63 ×（Z_1）÷ 120 ＋ 1,247	～ 5	62 ×（Z_1）÷ 5 ＋ 510

注１　評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

3-2 年間平均元請完成工事高（Z_3）

許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高			（Z_3）				
1,000 億円以上			2,865				
800 億円以上	1,000	億円未満	119	×（年間平均元請完成工事高）÷	20,000,000	＋	2,270
600 億円以上	800	億円未満	145	×（年間平均元請完成工事高）÷	20,000,000	＋	2,166
500 億円以上	600	億円未満	87	×（年間平均元請完成工事高）÷	10,000,000	＋	2,079
400 億円以上	500	億円未満	104	×（年間平均元請完成工事高）÷	10,000,000	＋	1,994
300 億円以上	400	億円未満	126	×（年間平均元請完成工事高）÷	10,000,000	＋	1,906
250 億円以上	300	億円未満	76	×（年間平均元請完成工事高）÷	5,000,000	＋	1,828
200 億円以上	250	億円未満	90	×（年間平均元請完成工事高）÷	5,000,000	＋	1,758
150 億円以上	200	億円未満	110	×（年間平均元請完成工事高）÷	5,000,000	＋	1,678
120 億円以上	150	億円未満	81	×（年間平均元請完成工事高）÷	3,000,000	＋	1,603
100 億円以上	120	億円未満	63	×（年間平均元請完成工事高）÷	2,000,000	＋	1,549
80 億円以上	100	億円未満	75	×（年間平均元請完成工事高）÷	2,000,000	＋	1,489
60 億円以上	80	億円未満	92	×（年間平均元請完成工事高）÷	2,000,000	＋	1,421
50 億円以上	60	億円未満	55	×（年間平均元請完成工事高）÷	1,000,000	＋	1,367
40 億円以上	50	億円未満	66	×（年間平均元請完成工事高）÷	1,000,000	＋	1,312
30 億円以上	40	億円未満	79	×（年間平均元請完成工事高）÷	1,000,000	＋	1,260
25 億円以上	30	億円未満	48	×（年間平均元請完成工事高）÷	500,000	＋	1,209
20 億円以上	25	億円未満	57	×（年間平均元請完成工事高）÷	500,000	＋	1,164
15 億円以上	20	億円未満	70	×（年間平均元請完成工事高）÷	500,000	＋	1,112
12 億円以上	15	億円未満	50	×（年間平均元請完成工事高）÷	300,000	＋	1,072
10 億円以上	12	億円未満	41	×（年間平均元請完成工事高）÷	200,000	＋	1,026
8 億円以上	10	億円未満	47	×（年間平均元請完成工事高）÷	200,000	＋	996
6 億円以上	8	億円未満	57	×（年間平均元請完成工事高）÷	200,000	＋	956
5 億円以上	6	億円未満	36	×（年間平均元請完成工事高）÷	100,000	＋	911
4 億円以上	5	億円未満	40	×（年間平均元請完成工事高）÷	100,000	＋	891
3 億円以上	4	億円未満	51	×（年間平均元請完成工事高）÷	100,000	＋	847
2億5,000 万円以上	3	億円未満	30	×（年間平均元請完成工事高）÷	50,000	＋	820
2 億円以上	2億5,000	万円未満	35	×（年間平均元請完成工事高）÷	50,000	＋	795
1億5,000 万円以上	2	億円未満	45	×（年間平均元請完成工事高）÷	50,000	＋	755
1億2,000 万円以上	1億5,000	万円未満	32	×（年間平均元請完成工事高）÷	30,000	＋	730
1 億円以上	1億2,000	万円未満	26	×（年間平均元請完成工事高）÷	20,000	＋	702
8,000 万円以上	1	億円未満	29	×（年間平均元請完成工事高）÷	20,000	＋	687
6,000 万円以上	8,000	万円未満	36	×（年間平均元請完成工事高）÷	20,000	＋	659
5,000 万円以上	6,000	万円未満	22	×（年間平均元請完成工事高）÷	10,000	＋	635
4,000 万円以上	5,000	万円未満	27	×（年間平均元請完成工事高）÷	10,000	＋	610
3,000 万円以上	4,000	万円未満	31	×（年間平均元請完成工事高）÷	10,000	＋	594
2,500 万円以上	3,000	万円未満	19	×（年間平均元請完成工事高）÷	5,000	＋	573
2,000 万円以上	2,500	万円未満	23	×（年間平均元請完成工事高）÷	5,000	＋	553
1,500 万円以上	2,000	万円未満	28	×（年間平均元請完成工事高）÷	5,000	＋	533
1,200 万円以上	1,500	万円未満	19	×（年間平均元請完成工事高）÷	3,000	＋	522
1,000 万円以上	1,200	万円未満	16	×（年間平均元請完成工事高）÷	2,000	＋	502
	1,000	万円未満	341	×（年間平均元請完成工事高）÷	10,000	＋	241

注1　年間平均元請完成工事高は千円未満を切り捨てて、千円単位で計算する。
注2　評点に小数点以下の端数がある場合は、これを切り捨てる。

別表４　その他の審査項目（Ｗ）

（Ｗ）＝〔（W_1）＋（W_2）＋（W_3）＋（W_4）＋（W_5）＋（W_6）＋（W_7）＋（W_8）＋（W_9）〕
× 10 × 190／200

（注）これまでは、計算の結果、Ｗ点が0に満たない場合は0とみなしていたが、平成30年度申請分からはこれを0とみなさず、マイナス値のままとする

４－１　労働福祉の状況（W_1）

（W_1）＝（W_{11}）×１５－（W_{12}）×４０

（W_{11}）：別紙三の項番４４～４６のうち加入又は導入をしているものの数

（W_{12}）：別紙三の項番４１、４２、４３のうち加入をしていないものの数

（注）適用が除外されている場合には、審査の対象から除く

４－２　建設業の営業継続の状況（W_2）

（W_2）＝（営業年数の点数）＋（民事再生法又は会社更生法の適用の有無の点数）

営業年数

営業年数		営業年数		営業年数		営業年数		営業年数		営業年数	
5年以下	0	11年	12	17年	24	23年	36	29年	48	35年	60
6年	2	12年	14	18年	26	24年	38	30年	50	以上	
7年	4	13年	16	19年	28	25年	40	31年	52		
8年	6	14年	18	20年	30	26年	42	32年	54		
9年	8	15年	20	21年	32	27年	44	33年	56		
10年	10	16年	22	22年	34	28年	46	34年	58		

民事再生法又は会社更生法の適用の有無

民事再生法又は会社更生法の適用の有無	
有	−60
無	0

４－３　防災活動への貢献の状況（W_3）

防災協定の有無	（W_3）
有	20
無	0

４－４　法令遵守の状況（W_4）

法令遵守の状況	（W_4）
無	0
指示をされた場合	−15
営業の全部若しくは一部の停止を命ぜられた場合	−30

４－５　建設業の経理に関する状況（W_5）

（W_5）＝（監査受審状況の点数）＋（公認会計士等数の点数）

監査の受審状況

監査の受審状況	
会計監査人の設置	20
会計参与の設置	10
経理処理の適正を確認した旨の書類の提出	2
無	0

公認会計士等数

（公認会計士等数の点数）＝〔「公認会計士等の数」＋（「二級登録経理試験合格者の数」×０．４）〕の数値を次の表に当てはめた数値

年間平均 完成工事高（億円）	０	２	４	６	８	１０
以上　未満	以上　未満	以上　未満	以上　未満	以上　未満	以上　未満	以上　未満
600 ～	～ 2.8	2.8 ～ 5.2	5.2 ～ 7.2	7.2 ～ 10.8	10.8 ～ 13.6	13.6 ～
150 ～ 600	～ 1.6	1.6 ～ 2.8	2.8 ～ 4.8	4.8 ～ 6.8	6.8 ～ 8.8	8.8 ～
40 ～ 150	～ 0.8	0.8 ～ 1.2	1.2 ～ 2.4	2.4 ～ 3.2	3.2 ～ 4.4	4.4 ～
10 ～ 40	～ 0.4	0.4 ～ 0.8	0.8 ～ 1.2	1.2 ～ 1.6	1.6 ～ 2.4	2.4 ～
1 ～ 10	0	－	－	0.4 ～ 0.8	0.8 ～ 1.2	1.2 ～
～ 1	0	－	－	－	－	0.4 ～

４－６　研究開発の状況（W_6）

平均研究開発費の額		（W_6）
100 億円以上		25
75 億円以上	100 億円未満	24
50 億円以上	75 億円未満	23
30 億円以上	50 億円未満	22
20 億円以上	30 億円未満	21
19 億円以上	20 億円未満	20
18 億円以上	19 億円未満	19
17 億円以上	18 億円未満	18
16 億円以上	17 億円未満	17
15 億円以上	16 億円未満	16
14 億円以上	15 億円未満	15
13 億円以上	14 億円未満	14
12 億円以上	13 億円未満	13
11 億円以上	12 億円未満	12
10 億円以上	11 億円未満	11
9 億円以上	10 億円未満	10
8 億円以上	9 億円未満	9
7 億円以上	8 億円未満	8
6 億円以上	7 億円未満	7
5 億円以上	6 億円未満	6
4 億円以上	5 億円未満	5
3 億円以上	4 億円未満	4
2 億円以上	3 億円未満	3
1 億円以上	2 億円未満	2
5,000 万円以上	1 億円未満	1
	5,000 万円未満	0

４－７　建設機械の保有状況（W_7）

建設機械の所有及びリース台数	（W_7）
14台以上	15
13台	14
12台	14
11台	13
10台	13
9台	12
8台	12
7台	11
6台	10
5台	9
4台	8
3台	7
2台	6
1台	5
0台	0

４－８　国際標準化機構が定めた規格による登録の状況（W_8）

国際標準化機構が定めた規格による登録の状況	（W_8）
第9001号及び第14001号の登録	10
第9001号の登録	5
第14001号の登録	5
無	0

４－９　若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況（W_9）

（$W_{9)}$＝（若年技術職員の継続的な育成及び確保の点数）＋
（新規若年技術職員の育成及び確保の点数）

若年技術職員の継続的な育成及び確保

若年技術職員の継続的な育成及び確保	
該当	1
非該当	0

新規若年技術職員の育成及び確保

新規若年技術職員の育成及び確保	
該当	1
非該当	0

別表5　業種別技術職員コード表　１／３

	コード	資格区分		建設業の種類																															
				土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
	001	法第７条第2号　イ　該当（指定学科卒業＋実務経験）		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	002	法第７条第２号　ロ　該当（１０年の実務経験）		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	003	法第15条第２号　ハ　該当（同号イと同等以上）		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	004	法第15条第２号　ハ　該当（同号ロと同等以上）		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
建設業法（技術検定）	111	１級建設機械施工技士		5	5				5	5									5																		
	11A	１級建設機械施工技士（附則第４条該当）		5	5				5	5									5																		5
	212	２級建設機械施工技士　（第１種～第６種）		2	2				2	2									2																		
	21B	２級建設機械施工技士　（第１種～第６種）（附則第４条該当）		2	2				2	2									2																		2
	113	１級土木施工管理技士		5	5				5	5	5					5	5		5	5			5									5			5
	11C	１級土木施工管理技士（附則第４条該当）		5	5				5	5	5					5	5		5	5			5									5			5
	214	２級土木施工管理技士	種別　土木	2	2				2	2	2					2	2		2	2												2			2
	21D		種別　土木（附則第４条該当）	2	2				2	2	2					2	2		2	2												2			2
	215		種別　鋼構造物塗装																				2											
	216		種別　薬液注入						2	2																									
	21E		種別　薬液注入（附則第４条該当）						2	2																									2
	120	１級建築施工管理技士				5	5	5	5	5	5	5			5	5	5	5			5	5	5	5	5		5				5				5
	12A	１級建築施工管理技士（附則第４条該当）				5	5	5	5	5	5	5			5	5	5	5			5	5	5	5	5		5				5				5
	221	２級建築施工管理技士	種別　建築			2																													2
	222		種別　躯体				2		2	2					2	2	2	2																	2
	22B		種別　躯体（附則第４条該当）				2		2	2					2	2	2	2																	2
	223		種別　仕上げ				2	2			2	2			2						2	2	2	2	2		2				2				
	127	１級電気工事施工管理技士										5																						
	228	２級電気工事施工管理技士										2																						
	129	１級管工事施工管理技士											5																					
	230	２級管工事施工管理技士											2																					
	133	１級造園施工管理技士																										5						
	234	２級造園施工管理技士																										2						
				土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
建築士法	137	１級建築士				5	5					5			5	5	5								5											
	238	２級建築士				2	2					2			2										2											
	239	木造建築士					2																													
技術士法	141	建設・総合技術監理（建設）		5	5				5	5			5						5	5									5						5
	14A	建設・総合技術監理（建設）（附則第４条該当）		5	5				5	5			5						5	5									5						5
	142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）		5	5				5	5			5			5	5		5	5									5						5
	14B	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）（附則第４条該当）		5	5				5	5			5			5	5		5	5									5						5
	143	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）		5	5				5	5																								
	14C	農業「農業土木」・総合技術監理（農業「農業土木」）（附則第４条該当）		5	5				5	5																								5
	144	電気電子・総合技術監理（電気電子）										5															5							
	145	機械・総合技術監理（機械）																									5								
	146	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）											5												5								
	147	上下水道・総合技術監理（上下水道）											5																		5			
	148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）											5																5		5			
	149	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）		5	5				5	5										5														
	14D	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）（附則第４条該当）		5	5				5	5										5														5
	150	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）																										5						
	151	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）		5	5				5	5																			5						
	15A	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）（附則第４条該当）		5	5				5	5																			5						5
	152	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）											5																					
	153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）											5																		5			
	154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）											5																		5		5	
電気工事士法	155	第１種電気工事士										2																						
	256	第２種電気工事士　【3年】										1																						
電気事業法	258	電気主任技術者　（第１種～第３種）　【5年】										1																						
電気通信事業法	259	電気通信主任技術者　【5年】																									1							
水道法	265	給水装置工事主任技術者　【1年】											1																					
消防法	168	甲種 消防設備士																															2		
	169	乙種 消防設備士																															2		
				土	PC	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解

「5」は5点（監理技術者講習受講者は6点）、「2」は2点、「1」は1点

別表5　業種別技術職員コード表　2／3

	コード	資格区分	建設業の種類																													
			土	ﾋﾟ	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
職業能力開発促進法 ※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。	171	建築大工（１級）				2																										
	271	建築大工（２級）				1																										
	164	型枠施工（１級）				2		2	2																							
	264	型枠施工（２級）				1		1	1																							
	16B	型枠施工（１級）（附則第４条該当）				2		2	2																							2
	26B	型枠施工（２級）（附則第４条該当）				1		1	1																							1
	172	左官（１級）					2																									
	272	左官（２級）					1																									
	157	とび・とび工（１級）						2	2																							2
	257	とび・とび工（２級）						1	1																							1
	15B	とび・とび工（１級）（附則第４条該当）						2	2																							2
	25B	とび・とび工（２級）（附則第４条該当）						1	1																							1
	173	コンクリート圧送施工（１級）						2	2																							
	273	コンクリート圧送施工（２級）						1	1																							
	17A	コンクリート圧送施工（１級）（附則第４条該当）						2	2																							2
	27A	コンクリート圧送施工（２級）（附則第４条該当）						1	1																							1
	166	ウェルポイント施工（１級）						2	2																							
	266	ウェルポイント施工（２級）						1	1																							
	16C	ウェルポイント施工（１級）（附則第４条該当）						2	2																							2
	26C	ウェルポイント施工（２級）（附則第４条該当）						1	1																							1
	174	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管（１級）											2																			
	274	冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管（２級）											1																			
	175	給排水衛生設備配管（１級）											2																			
	275	給排水衛生設備配管（２級）											1																			
	176	配管・配管工（１級）											2																			
	276	配管・配管工（２級）											1																			
	170	建築板金「ダクト板金作業」（１級）									2		2							2												
	270	建築板金「ダクト板金作業」（２級）									1		1							1												
	177	タイル張り・タイル張り工（１級）												2																		
	277	タイル張り・タイル張り工（２級）												1																		
	178	築炉・築炉工・れんが積み（１級）												2																		
	278	築炉・築炉工・れんが積み（２級）												1																		
	179	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（１級）								2				2																		
	279	ブロック建築・ブロック建築工・コンクリート積みブロック施工（２級）								1				1																		
	180	石工・石材施工・石積み（１級）								2																						
	280	石工・石材施工・石積み（２級）								1																						
	181	鉄工・製罐（１級）													2	2																
	281	鉄工・製罐（２級）													1	1																
	182	鉄筋組立て・鉄筋施工（１級）（注３）															2															
	282	鉄筋組立て・鉄筋施工（２級）（注３）															1															
	183	工場板金（１級）																		2												
	283	工場板金（２級）																		1												
	184	板金・建築板金・板金工（１級）（注４）									2									2												
	284	板金・建築板金・板金工（２級）（注４）									1									1												
	185	板金・板金工・打出し板金（１級）																		2												
	285	板金・板金工・打出し板金（２級）																		1												
	186	かわらぶき・スレート施工（１級）									2																					
	286	かわらぶき・スレート施工（２級）									1																					
	187	ガラス施工（１級）																			2											
	287	ガラス施工（２級）																			1											
	188	塗装・木工塗装・木工塗装工（１級）																				2										
	288	塗装・木工塗装・木工塗装工（２級）																				1										
	189	建築塗装・建築塗装工（１級）																				2										
	289	建築塗装・建築塗装工（２級）																				1										
			土	ﾋﾟ	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解

「5」は5点（監理技術者講習受講者は6点）、「2」は2点、「1」は1点

別表5　業種別技術職員コード表　3／3

	コード	資格区分	建設業の種類																														
			土	ﾋﾟ	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
職業能力開発促進法 ※ 等級区分が2級の場合は、合格後3年以上の実務経験を要する。	190	金属塗装・金属塗装工（１級）																				2												
	290	金属塗装・金属塗装工（２級）																				1												
	191	噴霧塗装（１級）																				2												
	291	噴霧塗装（２級）																				1												
	167	路面標示施工																				2												
	192	畳製作 ・ 畳工（１級）																					2											
	292	畳製作 ・ 畳工（２級）																					1											
	193	内装仕上げ施工 ・ カーテン施工 ・ 天井仕上げ施工 ・ 床仕上げ施工 ・ 表装 ・ 表具 ・ 表具工（１級）																					2											
	293	内装仕上げ施工 ・ カーテン施工 ・ 天井仕上げ施工 ・ 床仕上げ施工 ・ 表装 ・ 表具 ・ 表具工（２級）																					1											
	194	熱絶縁施工（１級）																							2									
	294	熱絶縁施工（２級）																							1									
	195	建具製作・建具工・木工（注５）・カーテンウォール施工・サッシ施工（１級）																											2					
	295	建具製作・建具工・木工（注５）・カーテンウォール施工・サッシ施工（２級）																											1					
	196	造園　（１級）																										2						
	296	造園　（２級）																										1						
	197	防水施工（１級）																					2											
	297	防水施工（２級）																					1											
	198	さく井（１級）																											2					
	298	さく井（２級）																											1					
	061	地すべり防止工事　【１年】						1	1																				1					
	06A	地すべり防止工事（附則第４条該当）　【１年】						1	1																				1					1
	040	基礎ぐい工事						2	2																									
	062	建築設備士　【１年】										1	1																					
	063	計装　【１年】										1	1																					
	060	解体工事																																2
	064	基幹技能者	登録基幹技能者講習修了証の種数に応じて３点																															
その他	099	建設業法施行規則第７条の３の第１号、第２号（上記コードに該当するものを除く）及び第３号該当	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
			土	ﾋﾟ	建	大	左	と	法	石	屋	電	管	タ	鋼	橋	筋	舗	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解

「5」は5点（監理技術者講習受講者は6点）、「2」は2点、「1」は1点

別表６　市町村コード

市町村	コード
鹿角市	05209
小坂町	05303

大館市	05204
北秋田市	05213
上小阿仁村	05327

能代市	05202
藤里町	05346
三種町	05348
八峰町	05349

市町村	コード
秋田市	05201
男鹿市	05206
潟上市	05211
五城目町	05361
八郎潟町	05363
井川町	05366
大潟村	05368

由利本荘市	05210
にかほ市	05214

市町村	コード
大仙市	05212
仙北市	05215
美郷町	05434

横手市	05203

湯沢市	05207
羽後町	05463
東成瀬村	05464

別表7　建設工事の内容と例示

工種	建設工事の内容	建設工事の例示
土木一式	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。以下同じ。）	
建築一式	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	
大工	木材の加工又は取付けにより工作物を築造し、又は工作物に木製設備を取付ける工事	大工工事、型枠工事、造作工事
左官	工作物に壁土、モルタル、漆くい、プラスター、繊維等をこて塗り、吹付け、又ははり付ける工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
とび・土工・コンクリート	イ　足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物のクレーン等による運搬配置、鉄骨等の組立て等を行う工事 ロ　くい打ち、くい抜き及び場所打ぐいを行う工事 ハ　土砂等の掘削、盛上げ、締固め等を行う工事 ニ　コンクリートにより工作物を築造する工事 ホ　その他基礎的ないしは準備的工事	イ　とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物のクレーン等による揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事 ロ　くい工事、くい打ち工事、くい抜き工事、場所打ぐい工事 ハ　土工事、掘削工事、根切り工事、発破工事、盛土工事 ニ　コンクリート工事、コンクリート打設工事、コンクリート圧送工事、プレストレストコンクリート工事 ホ　地すべり防止工事、地盤改良工事、ボーリンググラウト工事、土留め工事、仮締切り工事、吹付け工事、法面保護工事、道路付属物設置工事、屋外広告物設置工事、捨石工事、外構工事、はつり工事、切断穿孔工事、アンカー工事、あと施工アンカー工事、潜水工事
石	石材（石材に類似のコンクリートブロック及び擬石を含む。）の加工又は積方により工作物を築造し、又は工作物に石材を取付ける工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事
屋根	瓦、スレート、金属薄板等により屋根をふく工事	屋根ふき工事
電気	発電設備、変電設備、送配電設備、構内電気設備等を設置する工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
管	冷暖房、冷凍冷蔵、空気調和、給排水、衛生等のための設備を設置し、又は金属製等の管を使用して水、油、ガス、水蒸気等を送配するための設備を設置する工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事

工種	建設工事の内容	建設工事の例示
タイル・れんが・ブロック	れんが、コンクリートブロック等により工作物を築造し、又は工作物にれんが、コンクリートブロック、タイル等を取付け、又ははり付ける工事	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、築炉工事、スレート張り工事、サイディング工事
鋼構造物	形鋼、鋼板等の鋼材の加工又は組立てにより工作物を築造する工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門・水門等の門扉設置工事
鉄筋	棒鋼等の鋼材を加工し、接合し、又は組立てる工事	鉄筋加工組立て工事、鉄筋継手工事
舗装	道路等の地盤面をアスファルト、コンクリート、砂、砂利、砕石等により舗装する工事	アスファルト舗装工事、コンクリート舗装工事、ブロック舗装工事、路盤築造工事
しゅんせつ	河川、港湾等の水底をしゅんせつする工事	しゅんせつ工事
板金	金属薄板等を加工して工作物に取付け、又は工作物に金属製等の付属物を取付ける工事	板金加工取付け工事、建築板金工事
ガラス	工作物にガラスを加工して取付ける工事	ガラス加工取付け工事、ガラスフィルム工事
塗装	塗料、塗材等を工作物に吹付け、塗付け、又ははり付ける工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事
防水	アスファルト、モルタル、シーリング材等によって防水を行う工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事
内装仕上	木材、石膏ボード、吸音板、壁紙、たたみ、ビニール床タイル、カーペット、ふすま等を用いて建築物の内装仕上げを行う工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事
機械器具設置	機械器具の組立て等により工作物を建設し、又は工作物に機械器具を取付ける工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事
熱絶縁	工作物又は工作物の設備を熱絶縁する工事	冷暖房設備、冷凍冷蔵設備、動力設備又は燃料工業、化学工業等の設備の熱絶縁工事、ウレタン吹付け断熱工事

工種	建設工事の内容	建設工事の例示
電気通信	有線電気通信設備、無線電気通信設備、ネットワーク設備、情報設備、放送機械設備等の電気通信設備を設置する工事	有線電気通信設備工事、無線電気通信設備工事、データ通信設備工事、情報処理設備工事、情報収集設備工事、情報表示設備工事、放送機械設備工事、TV電波障害防除設備工事
造園	整地、樹木の植栽、景石のすえ付け等により庭園、公園、緑地等の苑地を築造し、道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事、緑地育成工事
さく井	さく井機械等を用いてさく孔、さく井を行う工事又はこれらの工事に伴う揚水設備設置等を行う工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事
建具	工作物に木製又は金属製の建具等を取付ける工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドアー取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事
水道施設	上水道、工業用水道等のための取水、浄水、配水等の施設を築造する工事又は公共下水道若しくは流域下水道の処理設備を設置する工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事
消防施設	火災警報設備、消火設備、避難設備若しくは消火活動に必要な設備を設置し、又は工作物に取付ける工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧、泡、不燃性ガス、蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報器設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご、救助袋、緩降機、避難橋又は排煙設備の設置工事
清掃施設	し尿処理施設又はごみ処理施設を設置する工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事
解体	工作物の解体を行う工事	工作物解体工事

第３章　建設工事入札参加資格審査

第１　入札参加資格審査制度

秋田県が発注する建設工事の競争入札に参加しようとする者は、秋田県が定める入札参加資格（格付）を取得しなければなりません。

１　入札参加資格の認定は、客観的評価事項及び発注者別評価事項について審査し、一定基準以上の者を申請工種ごとに等級格付することにより行います。

２　次の項目のいずれかに該当する者は、入札参加資格を取得できません。

(1) 申請日において、建設業の許可を取得していない者

(2) 契約を締結する能力を有しない者（例：成年被後見人、被保佐人等）及び破産者で復権を得ていない者

(3) 申請する工種の経営事項審査（**平成２９年１０月から平成３０年９月までの審査基準日に係るもの**）の総合評定値の通知を受けていない者

(4) 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集団的に又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の関係者であると認められる者

３　入札参加資格の有効期間は、建設業者等級格付名簿に登載の日から、次の定期の審査に基づく名簿登載の日の前日までで、原則として２年間です。ただし、中間年に認定された者は、残りの１年間限りです。

定期年審査で有効な入札参加資格を得ている者は、中間年審査において、資格を得ている工種について再度申請することはできません。

なお、入札参加資格の有効期間内であっても、経営事項審査の有効期限（審査基準日から１年７ヶ月）が経過している場合は、公共工事を直接請け負うことができませんので注意してください。

４　入札参加資格審査の申請を取り下げるときは、書面によらなければなりません。

５　入札参加資格を認定された者のうち、次の事項のいずれかに該当する者は、入札参加資格の取り消し等を行います。

(1) 建設業の許可を失った者

(2) 上記２(4)に該当した者

(3) 格付の取り消しの申し出があった者

(4) 虚偽の申請等を行った者及びこれに協力した者

(5) 資格審査に影響を及ぼす重要な事項について、申請書（添付書類を含む。）に事実と異なる内容を記載し、又は記載すべき事実を記載しなかった者

6　入札参加資格を認定された者で、有効期間内に組織変更等があったときは、一定の要件を満たす場合、申請により等級格付を継承することができます。

第２　申請工種、等級格付及び建設業許可の関係

秋田県が募集する工種は、次の１５工種です。

申　請　工　種	建設業の許可	格付上の工事内容
一般土木工事	土木工事業、とび・土工工事業又はしゆんせつ工事業	土木一式工事（土木工作物を解体する工事を除く。）、しゆんせつ工事及びとび・土工・コンクリート工事（とび工事及び法面工事を除く。）
法面工事	とび・土工工事業	とび・土工・コンクリート工事（法面工事に限る。）
建築一式工事	建築工事業	建築一式工事（建築物を解体する工事を除く。）
電気工事	電気工事業	建設業法＝経営事項審査の工種に同じ
給排水暖冷房衛生設備工事	管工事業	〃
鋼構造物工事	鋼構造物工事業	〃
舗装工事	舗装工事業	〃
一般塗装工事	塗装工事業	塗装工事（路面標示工事を除く。）
路面標示工事	塗装工事業	塗装工事（路面標示工事に限る。）
機械器具設置工事	機械器具設置工事業	建設業法＝経営事項審査の工種に同じ
電気通信工事	電気通信工事業	〃
造園工事	造園工事業	〃
さく井工事	さく井工事業	〃
水道施設工事	水道施設工事業	〃
解体工事	土木工事業、建築工事業又は解体工事業	土木一式工事（土木工作物を解体する工事に限る。）、建築一式工事（建築物を解体する工事に限る。）及び解体工事

建設業許可業種と県への格付申請工種の関係

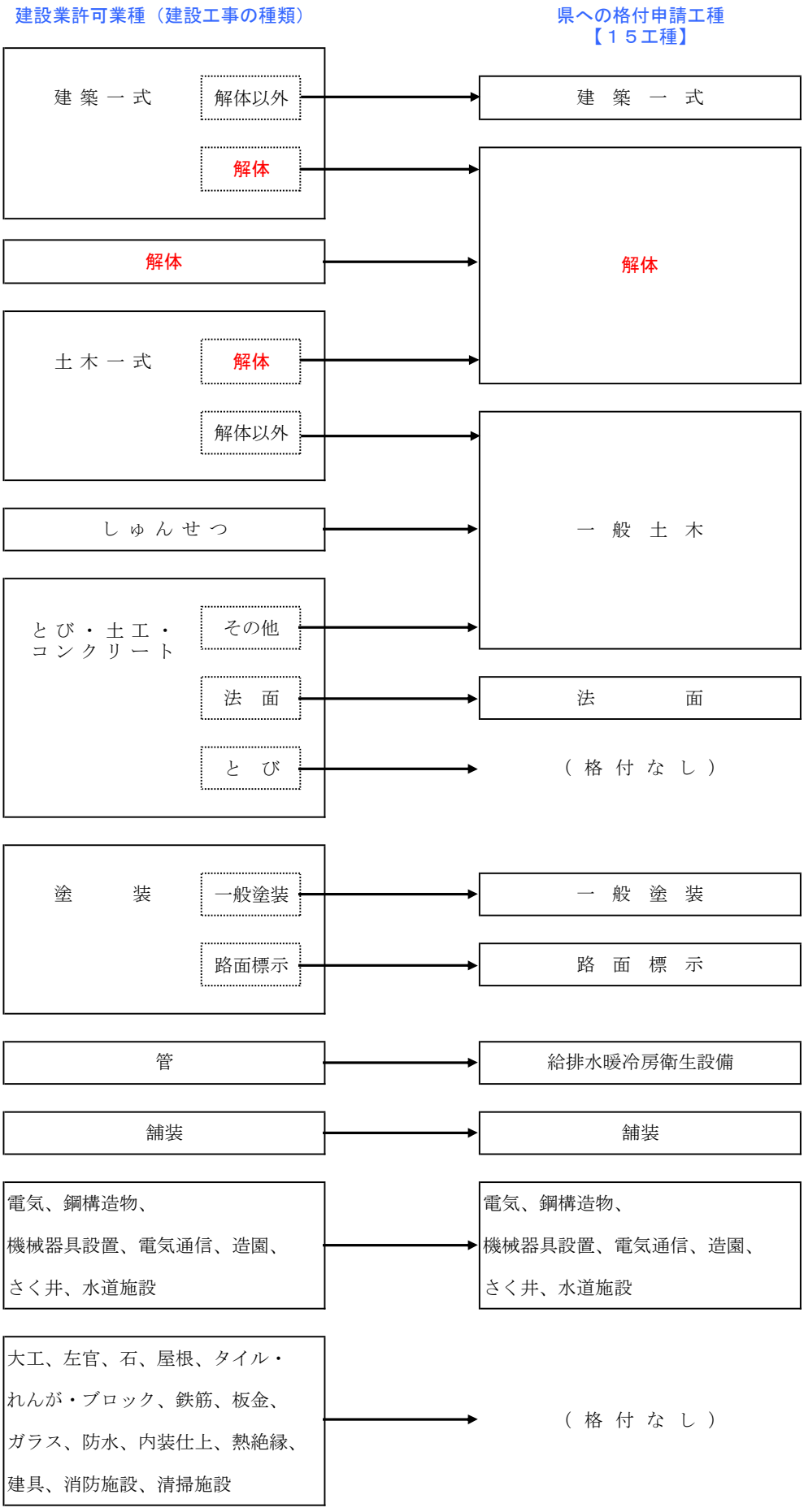

第３　審査項目と審査基準等

１　審査基準日

審査基準日は、同時に申請する**経営事項審査の審査基準日と同一**です。

２　工種別等級格付

等級格付は、１５工種について、それぞれ次のとおりの等級区分で行います。

工　　種	等　　級　　区　　分		
一般土木工事	A	B	C
法面工事	A		
建築一式工事	A	B	C
電気工事	A	B	
給排水暖冷房衛生設備工事	A	B	
鋼構造物工事	A	B	
舗装工事	A	B	
一般塗装工事	A	B	
路面標示工事	A		
機械器具設置工事	A		
電気通信工事	A		
造園工事	A	B	
さく井工事	A		
水道施設工事	A		
解体工事	A		

３　格付要件

(1)　有資格技術者の保有状況

一般土木工事等１１工種については、**審査基準日現在で、６カ月を超える恒常的な雇用関係**がある技術職員の人数が７１ページの表に定める有資格技術者の保有基準を満たしている必要があります。

ただし、解体工事にあっては、審査基準日において基準を満たすことができない場合は、審査基準日から平成３１年１月３１日までの間のいずれかの日において６カ月を超える恒常的な雇用関係がある者であって、７１ページの表に定める資格を有するもの（当該期間に退職した者を含む。）を加えることができます。なお、この場合において加えることができる技術職員は、**有資格技術者の保有基準に達するまで**を限度とします。

(2)　元請での施工実績

一般土木工事、建築一式工事及び**舗装工事**において、各等級に格付されるためには、それぞれ次に定める金額以上の**元請工事の施工実績**を必要とします。**ただし、一般土木工事及び建築一式工事における元請工事の施工実績には、総合的な企画、指導、調整を伴って土木工作物又は建築物を解体した工事は含まれません。**

工　種	等　級	最高元請負額
一般土木工事 建築一式工事	A　級	３５，０００千円
	B　級	１０，０００千円
	C　級	要件なし

工　種	等　級	最高元請負額
舗装工事	A　級	１５，０００千円
	B　級	５，０００千円

(3) 完成工事高

申請工種における**年間平均完成工事高が１，０００万円以上**である必要があります。

(4) 自己資本額

一般土木工事Ａ級及び**建築一式工事Ａ級**に格付されるためには、審査基準日現在で、**自己資本額が２，０００万円以上**であることを必要とします。

(5) 納税の状況

県税（地方消費税を含む。）に滞納がないことが求められます。

(6) 社会保険等の加入の状況

社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入義務がある事業所は、審査基準日において、社会保険等に加入している必要があります。

4　審査項目と審査基準等

入札参加資格の認定は、客観的評価事項及び発注者別評価事項について、それぞれ次に掲げる項目を審査し、その合計点数が、一定の基準点（格付基準点）以上の者を申請工種ごとに等級格付することにより行います。

(1) 客観的評価事項

①経営規模（工事種類別年間平均完成工事高）・・・ 経営事項審査の完成工事高に準ずる
　〃　（自己資本額等）　・・・ 経営事項審査の結果を採用
②経営状況　・・・ 経営状況分析の結果を採用
③技術力　・・・ 経営事項審査の結果を採用
④その他の審査項目（社会性等）　・・・　〃

なお、④の評価方法が平成３０年４月１日より改正されますが、全ての申請者について改正後の評価方法により再計算した総合評定値を用いることとします。

(2) 発注者別評価事項

審　査　項　目	審　　査　　内　　容
工　事　成　績	県発注工事の工事成績に応じて加点又は減点します。 成績不良により指名を差し控えられた者は減点します。 優良工事表彰及び優良工事地域振興局長表彰を受けた者は、当該受賞状況に応じて加点します。
指名停止の状況	指名停止措置を受けた者は、当該指名停止期間に応じて減点します。
営　業　内　容	格付のない者が建設業法に基づく監督処分を受けた場合、又は格付を有していた者が虚偽の申請があったこと等を理由に格付を取り消された場合は減点します。
有資格技術職員の保有人数	**審査基準日以前に６ヶ月を超える恒常的な雇用関係にある**１級及び２級の技術者の保有人数に応じて加点します。
社会的要請への対応	障害者の雇用状況に応じて加点します。
地域貢献活動の実施	地域貢献活動を行った者は加点します。
人材の確保・育成の状況	男女共同参画への取組状況に応じて加点します。 未就業者の職業体験への取組状況に応じて加点します。 若年者を常時雇用の者として採用し、かつ、継続雇用した者は加点します。

(3) 発注者別評価事項の審査基準

発注者別評価点は、次に掲げる各発注者別評価事項に係る係数を客観点（**経営事項審査の総合評定値**）に乗ずるなどして算出した合計点とします。

発　注　者　別　評　価　事　項	係　数　等
１．県発注工事の成績	
①平均値との差による加減（平成２９年度施工分）	＋10%～－10%
②成績不良による指名差し控え（１年に２回以上努力要請を受け、平成２９年度又は平成３０年度に指名を差し控えられた者）	－　5%
③優良工事表彰（第３８回（平成２８年度施工）又は第３９回（平成２９年度施工））の受賞者	＋　3%
④優良工事表彰２年連続（第３７回（平成２７年度施工）から第３９回までにおいて２年連続）の受賞者	＋　6%
⑤優良工事地域振興局長表彰（平成２８年度又は平成２９年度の施工）の受賞者	＋　2%
⑥優良工事地域振興局長表彰２年連続（平成２７年度から平成２９年度までの施工において２年連続）の受賞者	＋　4%
２．指名停止の状況（平成２９年度又は平成３０年度に措置を受けた者）	
①３ヶ月未満	－　5%
②３ヶ月以上５ヶ月未満	－　10%
③５ヶ月以上９ヶ月未満	－　15%
④９ヶ月以上	－　20%
３．営業内容（格付なし業者で建設業法に基づく監督処分を受けた者又は格付を取り消された者）	－　10%
４．技術者の保有状況（１級又は２級の技術者の数）	
①１級技術者	１名につき＋2点
②２級技術者	１名につき＋1点
５．社会的要請への対応状況	
身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者を雇用している者	１名の場合　　＋　5点 ２名以上の場合＋10点
６．地域貢献活動（災害対応活動、除雪活動又はクリーンアップ活動等）を行った者	各項目につき＋3点 （上限9点）
７．人材の確保・育成の状況	
①男女共同参画職場づくり事業（次世代・女性活躍支援課）において加点対象者と認定された者	
ア　次世代育成支援対策推進法の規定に基づく一般事業主行動計画を厚生労働大臣へ届出した者	**＋ 5点**
イ　女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の規定に基づく一般事業主行動計画を厚生労働大臣へ届出した者	**＋ 5点**
ウ　女性の登用、育休実績、仕事と家庭の両立又は職場環境に関する事項のうち、２以上の事項に該当する者	＋10点
②未就業者の職業体験に取り組んだ者	＋3点（ただしインターンシップを含む取組の場合は＋5点）
③若年者（採用時３１歳未満）を常時雇用として採用し、かつ、継続雇用している者（**県内在住者に限る。**）	１名の場合　　＋20点 ２名以上の場合＋30点

有 資 格 技 術 者 の 保 有 基 準

※（　）内はうち１級の人数

工　　種	有　資　格　技　術　者	等級	平成３１・３２年度適用
一般土木	１級土木施工管理技士 ２級土木施工管理技士（土木）	A	１０名（４名）以上
		B	５名（１名）以上
		C	３名　　以上
法　面	のり面施工管理技術者	A	１名　　以上
建築一式	１級建築士 ２級建築士 １級建築施工管理技士 ２級建築施工管理技士（建築）	A	１０名（４名）以上
		B	５名（１名）以上
		C	３名　　以上
電　気	１級電気工事施工管理技士 ２級電気工事施工管理技士 電気主任技術者　※１ 電気工事士	A	６名（２名）以上
		B	３名　　以上
給排水	１級管工事施工管理技士 ２級管工事施工管理技士	A	６名（２名）以上
		B	３名　　以上
鋼構造物	１級土木施工管理技士 １級建築士 １級建築施工管理技士 ２級建築施工管理技士（躯体）	A	４名（２名）以上
		B	３名　　以上
舗　装	１級土木施工管理技士 ２級土木施工管理技士（土木） １級舗装施工管理技術者　※２ ２級舗装施工管理技術者　※２	A	１０名以上 （１級土木４名以上） （舗装２名以上（１級１名以上））
		B	５名以上 （１級土木１名以上） （舗装１名以上　　）
一般塗装	１級土木施工管理技士 ２級土木施工管理技士（鋼構造物塗装） １級建築施工管理技士 ２級建築施工管理技士（仕上げ） １級塗装技能士（建築塗装又は鋼橋塗装）　※１ ２級塗装技能士（建築塗装又は鋼橋塗装）	A	５名（２名）以上
		B	３名　　以上
路面標示	路面標示施工技能士	A	２名　　以上
造　園	１級造園施工管理技士 ２級造園施工管理技士	A	５名（２名）以上
		B	３名　　以上
解　体	１級土木施工管理技士　※３ ２級土木施工管理技士（土木）　※３ １級建築施工管理技士　※３ ２級建築施工管理技士（建築）　※４ ２級建築施工管理技士（躯体）　※３ 解体工事施工技士　※５	A	３名以上 （解体工事施工技士２名以上）

各工種ごとに建設業法で規定する建設業の種類別技術者資格要件に合致する技術士は1級扱いとする。

※1　電気主任技術者及び1級塗装技能士（建築塗装又は鋼橋塗装）は1級扱いとする。

※2　うち数の技術者数を計算する場合、同一人が土木施工管理技士と舗装施工管理技術者の資格を有するときは、重複計算して構わない。

※3　建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成27年国土交通省令第83号）附則第4条の規定により、解体工事業に関し建設業法（昭和24年法律第100号）第7条第2号イ又はロに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものとして国土交通大臣が認定する者とみなされる者を含む。

※4　平成27年度までに実施された技術検定の合格者については、登録解体工事講習の修了者又は合格後解体工事に関し1年以上の実務経験がある者に限る。

※5　うち数の技術者数を計算する場合、同一人が解体工事施工技士と他の資格を有するときは、重複計算して構わない。

第４　審査申請手続

１　提出書類

経営事項審査申請に必要な書類のほか、次の書類を提出してください。

提　出　書　類	提　　出　　時　　期
建設工事入札参加資格審査申請書	**経営事項審査の申請書と同時に提出**
技術職員名簿（秋田県指定様式）	**経営事項審査の申請書と同時に提出**
県税納税証明書（**県税全般に滞納がない旨の証明**）	**面談審査日に提出** **※納税証明書は、面談審査日の概ね１週間前以内に発行されたものを提出**してください。（受付日に提出するものではありません） ※建設業**許可申請の際の事業税の納税証明書とは異なる**ので注意してください。
地域貢献活動実施申告書（該当する場合）	**面談審査日に提出**
男女共同参画職場づくり事業に係る書類（該当する場合）	**面談審査時に提出書類はありませんが、平成３１年１月３１日までに次世代・女性活躍支援課から加点対象者である旨の認定を受けてください。**
未就業者の職業体験受入実施申告書（該当する場合）	**面談審査日に提出**
若年者雇用申告書（該当する場合）	**面談審査日に提出**
技術職員名簿（特例用）（該当する場合）	**平成３１年１月３１日までに提出**

※提出する書類は、知事許可業者、大臣許可業者とも同じです。

※男女共同参画職場づくり事業の内容、事業に係る提出書類の記入方法等については、次世代・女性活躍支援課に直接お問い合わせください。

２　申請書類

必要な書類の様式は、建設政策課ホームページからダウンロードしてください。

３　受付期間

(1) 知事許可業者

受付は、原則として**経営事項審査の申請と同時**に行います。

なお、やむを得ない事情により経営事項審査と同時に申請できない場合は、随時受け付けることも可能ですが、その場合であっても、**最終の提出期限は平成３１年１月３１日**とします。（**その翌日以降の提出は受け付けません**ので注意してください。）

(2) 大臣許可業者

受付は、**経営事項審査の結果通知を受領した後**となります。

なお、知事許可業者と同様に、**最終の提出期限は平成３１年１月３１日**とします。（**その翌日以降の提出は受け付けません**ので注意してください。）

4　受付場所

(1) 知事許可業者：主たる営業所の所在地を所管する地域振興局総務企画部総務経理課総務経理班又は工事契約班

(2) 大臣許可業者：建設政策課建設業班

5　面談審査

(1) 知事許可業者：原則として**経営事項審査の面談と併せて行います。**

(2) 大臣許可業者：建設政策課で指定した日に申請書の受付と併せて行いますので、面談審査が可能な日時を事前に建設政策課に連絡してください。

6　提示書類

面談審査日には、次の書類を持参してください（**「若年者雇用」に係る提示書類については、平成３０年１１月１日以降に面談審査を行う場合に限ります。**）。

なお、**提示していただく書類は、特段の記載がないものは全て原本**ですので、注意してください。（原本の提示がない場合は、**原本により内容が確認されるまでの間、審査は保留**されます。）

審　査　事　項	提　　示　　書　　類　　名
職員の常勤性	①**社会保険被保険者標準報酬決定通知書**（通知後に資格取得又は喪失した場合は、その通知書） ②**雇用保険被保険者資格喪失届・氏名変更届**及び**雇用保険被保険者資格喪失確認通知書** ③社会保険及び雇用保険又はどちらか一方に加入していない職員がいる場合は、当該職員の**給与所得の源泉徴収簿、源泉所得税を納付したことを証する書類、賃金台帳**及び**出勤簿** ※技術職員名簿に記載された**職員全員のものが必要**です。
技術職員の資格	合格証、免許証、卒業証明書、実務経験証明書等 ※申請書の受付時に交付される技術職員リストに記載されている技術職員で、その資格に異動がない者については、**１級建設機械施工技士、２級建設機械施工技士その他「附則第４条該当」のみが解体工事に対応する資格、２級建築施工管理技士（建築）、のり面施工管理技術者、舗装施工管理技術者及び登録基幹技能者講習修了者を除**

	き、上記書類の提示は不要です。 ※１級建設機械施工技士、２級建設機械施工技士その他「附則第４条該当」のみが解体工事に対応する資格を有する技術職員を解体工事における発注者評価事項（有資格技術職員の保有人数）の加点対象とするときは、合格証明書を提示してください。 ※２級建築施工管理技士（建築）の資格を有する技術職員を格付要件（有資格技術者の保有基準）の対象とするときは、平成２８年度以降に実施された技術検定の合格者にあっては合格証明書、平成２７年度以前に実施された技術検定の合格者にあっては登録解体工事講習の修了証又は当該技術検定の合格後解体工事に関し１年以上の実務の経験を有することを証する書面を提示してください。 ※のり面施工管理技術者及び舗装施工管理技術者の資格を有している技術職員の場合は、各資格者証を提示してください。 ※登録基幹技能者講習を修了している技術職員の場合は、講習修了証を提示してください。
最高元請実績	各申請工種ごとに、審査基準日以前２４ヶ月間に元請として、完成した工事のうち、一件の金額が最高額となる工事の契約書及び当該工事請負代金の受領が確認できる通帳、領収書等 ※最高元請の工事が共同企業体による施工の場合、当該共同企業体の協定書も必ず提示してください。 ※契約の変更があった場合を除き、複数の契約を一件にまとめることはできません。
消費税の納税状況	消費税納税証明書（消費税及び地方消費税に滞納のない旨の証明書） ※納税証明書は、面談審査日の概ね１週間前以内に発行されたものを提示してください。 ※経営事項審査で必要とされている納税証明書とは異なるものですので、注意してください。
社会保険等の加入の状況	審査基準日の月を含む社会保険料納入確認書 平成２９年度及び平成３０年度の労働保険保険料申告書とその領収書 （経営事項審査面談で使用するものと同じもので可とします。）
社会的要請への対応状況	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 （いずれも写し） 被雇用者であることが分かる書類 （審査事項「職員の常勤性」の提示書類名を参考にしてください。）
若年者雇用	継続雇用している若年者に係る住民票の写し ※平成３０年１１月１日以降に発行されたものを提示してください。 ※「住民となった日」又は「住所を定めた日」から住民票の写しの発行日までの期間により「県内在住者」であるかを確認します。 ※個人番号が記載されていないものに限ります。

（注）大臣許可業者は、上記書類のほか、申請する工種に応じ、「土木一式工事」、「建築一式

工事」、「とび・土工・コンクリート工事」又は「塗装工事」について、４１ページに記載する方法により別葉で作成した工事経歴書を提示してください。

7　通知

平成３１年４月下旬に、入札参加資格審査の結果を通知します。

なお、審査結果については、異議の申し立てはできません。

第５　その他

１　条件付き一般競争入札

県では、等級格付をしている１５工種において、原則として条件付き一般競争入札を導入していますので、県発注工事の入札に参加したい者は、自ら秋田県電子入札システム※等で発注情報を検索し手続を行ってください。※アドレス　http://cals05.pref.akita.lg.jp/index.html

２　組織変更等

個人業から法人への組織変更があった場合など、一定の要件を満たす場合においては、等級格付を継承することができます。

この場合の要件、提出書類等については、建設政策課又は最寄りの各地域振興局へお問い合わせください。

３　合併等

入札参加資格を有する者２以上が、合併又は全ての建設業について営業譲渡した場合は、入札参加資格の調整措置及び入札参加機会の確保措置の対象となる場合があります。

この場合の要件、提出書類等については、建設政策課へお問い合わせください。

４　入札参加時の心得

秋田県では、入札参加者の入札時における遵守事項として、「建設工事等競争入札心得」及び「入札参加にあたっての留意事項」を定めています。

入札にあたっては、これらを十分承知の上、参加してください。

５　虚偽申請

経営事項審査や入札参加資格審査の申請書に虚偽の記載をし、入札参加資格を不正に取得したことが判明した場合は、建設業法に基づく監督処分（営業停止）や指名停止措置の対象となるほか、入札参加資格の取消しや変更（格下げ）が行われることとなります。

（参考）

事例１：経営事項審査の申請に当たり、雇用関係のない職員を技術職員名簿に記載し、虚偽の賃金台帳等を提示したもの

→建設業法に基づく監督処分（営業停止）、入札参加資格の取消し

事例２：経営事項審査の申請に当たり、複数の工事を１件の工事とし、又は実際の施工内容と

異なる工種の実績として計上し、虚偽の注文書を提示したもの
→建設業法に基づく監督処分（営業停止）、指名停止措置及び入札参加資格の変更（格下げ）

事例３：地域貢献活動又は若年者雇用の申告にあたり、虚偽の申告あるいは制度の趣旨に意図的に反した申告をしたことが判明したもの
→建設業法に基づく監督処分（営業停止）、入札参加資格の取消し又は変更（格下げ）

また、資格審査に影響を及ぼす重要な事項について、申請書や添付書類に事実と異なる記載をし、又は記載すべき事実を記載しなかった者については、入札参加資格の取消し又は変更（格下げ）が行われることがありますので、申請の際は御注意ください。

第４章　入札参加資格審査申請書の記載要領

※申請書は、ボールペン、ペン等の消えない筆記用具で記入してください。

１　建設工事入札参加資格審査申請書

１　許可番号欄

カラムの先頭の２桁に**知事許可の場合は「０５」**を、**大臣許可の場合は「００」**を記入し、次の６桁のカラムに許可番号を記入してください。

記入例：秋田県知事許可（般－２８）第１２３４号の場合

許可番号	0	5	0	0	1	2	3	4

２　印鑑

通常契約に用いる印鑑を押印してください。

３　２年平均と３年平均の選択

経営事項審査で採用した完成工事高計算基準の区分と同一にしてください。

４　完成工事高欄

(1) 入札参加資格審査を申請する工種について、「申請」欄に○印を記載してください。ただし、**解体工事に係る有資格技術者の保有基準の特例を受ける場合における解体工事の「申請」欄には、△印を記載してください。**

なお、申請する工種については、次に掲げる全ての要件を満たしている必要があります。

・申請日において、申請する工種に対応する**建設業許可を取得していること。**

・申請する工種に対応する許可業種に係る**総合評定値を請求していること。**

・申請する工種の**年間平均完成工事高が１，０００万円以上であること。**

(2) 完成工事高の記入に当たっては、次の表の工種区分に従い記入してください。記入する金額は全て消費税抜きの金額です。

工　　種	完　成　工　事　高　の　記　入
一般土木工事 法面工事 **建築一式工事** **解体工事**	申請書様式裏面の完成工事高計算表により算出した数値を記入してください。
一般塗装工事 路面標示工事	経営規模等評価申請書の塗装工事の完成工事高を分別して計上してください。
上記以外の９工種	経営規模等評価申請書の工事種類別完成工事高から転記してください。
その他	入札参加資格審査の申請をしない工種に係る完成工事高の合計額を記入してください。

(3) 「合計」欄は、経営規模等評価申請書の２０００２帳票（工事種類別完成工事高、工事種類別元請完成工事高）の項番３４の完成工事高の額と一致します。

(4) 「年間平均完成工事高」欄のコード０１～００は、**千円未満を四捨五入した数値を記入**してください。また、同欄のコード９９は、コード**０１～００欄の合計値**を記入してください。

5　元請実績欄

一般土木工事、建築一式工事及び**舗装工事**を申請する場合は、元請実績（最高元請負額）を確認する必要があります。

「最高元請負額」欄は、**審査基準日以前２４ヶ月間の範囲内**に元請として完成した工事のうち、一件の金額が最高の元請負工事の請負額を記入してください。記入する金額は消費税抜きです。

なお、総合的な企画、指導、調整を伴って土木工作物又は建築物を解体した工事に係る請負額は、一般土木工事又は建築一式工事における最高元請負額の対象とはなりません。

6　自己資本額欄

経営事項審査申請の際に２期平均を選択した場合であっても、**審査基準日現在（基準決算）の自己資本額を記入してください。**

7　有資格技術職員数欄

技術職員に係る資格の種類ごとに、審査基準日現在の人数を記入してください。この場合において、同一系統の資格については、次の方法により記入してください。

取　得　し　て　い　る　資　格		記入する資格
１級建築施工管理技士	１級建築士	１級建築施工管理技士
２級建築施工管理技士　（建築）	２級建築士	２級建築施工管理技士　（建築）
電気主任技術者	第二種電気工事士	電気主任技術者
１・２級電気工事施工管理技士	電気工事士	１・２級電気工事施工管理技士

一般塗装工事を申請する場合

取　得　し　て　い　る　資　格	記入する資格
１級土木施工管理技士　　１級建築施工管理技士 ２級　〃　（鋼構造物塗装）　　２級　〃　（仕上げ） １・２級塗装技能士（建築塗装） １・２級塗装技能士（鋼橋塗装）	左に掲げる資格のうち **有資格技術者の保有基準上の上位資格いずれか一つを記入** ただし、１級塗装技能士（建築・鋼橋）と２級土木施工管理技士（鋼構造物塗装）あるいは２級建築施工管理技士（仕上げ）の両方を保有している場合は、１級塗装技能士（建築・鋼橋）を記入

舗装工事を申請する場合

取　得　し　て　い　る　資　格	記入する資格
舗装施工管理技術者が 　１級土木施工管理技士　又は 　２級土木施工管理技士（土木）　を 保有していない場合	１級舗装施工管理技術者の数を コード２１の欄に ２級舗装施工管理技術者の数を コード２２の欄に それぞれ記入

解体工事を申請する場合

取　得　し　て　い　る　資　格	記入する資格
解体工事施工技士が１級土木施工管理技士等を 保有していない場合	解体工事施工技士の数を コード２６の欄に記入

８　完成工事高計算表（申請書裏面）

申請工種について、経営事項審査申請で作成した工事経歴書に基づき、消費税抜きの金額を記入し、経営事項審査申請上の業種を分離・統合して入札参加資格申請上の完成工事高を算出してください。

２　納税状況

県税の納税状況及び消費税の納税状況について、該当する方に○を付けてください。

３　社会保険等の加入の状況

社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）の加入の状況について、該当するものに○を付けてください。原則として審査基準日により審査します。

４　障害者雇用の状況

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を有する者の人数を記入してください。ただし、法人の役員及び個人事業主である者の人数は除きますので、注意してください。

５　地域貢献活動の実施状況

地域貢献活動の実施状況については、次の点に注意して申告してください。

１　提出書類

(1) 秋田県内において行われた自主的な活動のうち、次に掲げる地域貢献活動を行った者は、地域貢献活動実施申告書を提出してください（①～③の項目ごとに申告書を提出）。

①災害対応活動（自然災害時の地域パトロール、被災者への支援活動等）
②除雪活動（町内会の除雪作業への役務提供、ボランティア除雪活動等）
③クリーンアップ活動等（公共施設（道路、河川等）の清掃や草刈り、環境保全活動等）

(2) 地域貢献活動実施申告書には、**次に掲げる書類を添付**してください。

・関係者からの証明（申告書への関係者からの証明、又は活動を行ったこと及び当該活動が地域住民の生活に貢献するものであったことの証明書）**※申告書の「地域貢献活動証明欄」を利用しても差し支えありません。**

・感謝状の写し（感謝状の交付を受けた場合）

・その他地域貢献活動の実施を客観的に判断できる資料（新聞記事、広報誌、写真等（写し可））

※添付書類は必要最小限（多くても２～３枚程度）としてください。

2　地域貢献活動と認められるための条件

発注者別評価点の加点対象となる活動は、次の場合に限るものとします。

・**自主的な非営利の活動**であること（請負契約、注文等に基づく活動は対象外）
・**企業としての取組**であること（従業員の個人的活動は対象外）
・**実際の活動実績がある**こと
・**地域に貢献することを目的とする**こと
・**活動内容が客観的に確認できる**こと（感謝状、町内会等関係者からの証明、写真等）

※巻末資料「平成３１・３２年度適用建設工事入札参加資格審査における発注者別評価の考え方」も併せて御覧ください。

3　対象期間

平成３１・３２年度適用定期年審査においては、**平成２８年４月１日から平成３０年３月３１日までの期間における活動**を対象とします。

4　その他

平成２９・３０年度適用定期年審査及び平成３０年度適用中間年審査において加点対象となった活動は対象外とします。

また、地域貢献活動実施申告書については、建設業者が行っている地域貢献活動を地域住民に広く周知する観点から、**各活動内容を公開**する場合があります。

6　若年者雇用

新規学卒者等を含む若年者を常時雇用の者として採用し、かつ、継続雇用している者を評価しますので、該当する場合は、次の点に注意して申告してください。

1　提出書類等

(1) **若年者雇用申告書**

(2) **添付書類**

① 対象者が新規学卒者の場合、次の(ｱ)又は(ｲ)のいずれかを添付して若年者雇用申告書を提出してください。

(ｱ) 卒業証明書の原本を添付

(ｲ) 卒業証明書の原本を提示の上その写しを添付

② 対象者が新規学卒者以外の者である場合、次の(ｱ)から(ｴ)までのいずれかを添付して若年者雇用申告書を提出してください。

(ｱ) 採用直前に在籍していた会社の退職証明書（対象者の氏名、生年月日及び勤務期間が記載されているもの（様式任意）。以下同じ。）の原本を添付

(ｲ) 採用直前に在籍していた会社の退職証明書の原本を提示の上その写しを添付

(ｳ) 採用直前に在籍していた会社に係る雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書（写し）を添付

(ｴ) 採用直前に在籍していた会社に係る雇用保険被保険者離職票－１兼資格喪失確認通知書（被保険者通知用）（写し）を添付

(3) **提示書類**

上記のほか、採用した者の社会保険標準報酬決定通知、健康保険被保険者証（写し）及び雇用保険被保険者資格喪失届・変更届を提示してください。

2 評価対象基準

(1) 審査基準

対象期間（平成２８年４月１日から平成３０年３月３１日まで）に、若年者（採用日において３１才未満の者）を常時雇用の者として採用し、かつ、継続雇用している者**（当該若年者が県内在住者である場合に限ります。）**を審査対象とします。

なお、若年者については、**技術系職員・事務系職員を問いません。**

(2) 留意事項

・常時雇用について

雇用期間が特に限定されておらず、社会保険等（社会保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入している者（短時間勤務の者を除く。）を条件とします。

したがって、社会保険の加入義務がある事業所において、本人の希望又は自社都合により、採用時点で社会保険に加入していない場合は対象外となります。

また、従業員として「雇用」していることが前提となるため、役員等は、若年者雇用の対象として想定されません。

・継続雇用について

平成３０年１１月１日時点で継続雇用している者を条件とします。

・県内在住者について

採用日から平成３０年１１月１日までの間、継続して秋田県内に住所を有する者を条件とします。

・事後確認

平成３０年１１月１日前に面談審査を実施したときは、同日以後に、継続雇用していること及び県内在住者であることについて、事後確認を行います。

3　その他

対象・対象外については、次のとおりに取扱いますのでご注意ください。

【対象外となる場合】

①　**採用日前２年以内において当該企業に常時雇用の職員として在職したことがある者**を採用した場合

②　採用直前に在職していた会社が採用した会社と一定の**資本関係又は人的関係にある**場合

※資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ）又は子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更正会社又は民事再生法第２条第４項に規定する再生手続きが存続中の会社（以下「更正会社等」という。）である場合を除く。

ア　親会社（会社法第２条第４号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

イ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

※人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更正会社等である場合は除く。

ア　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を役員を現に兼ねている場合

【対象に含む場合】

①　平成２８年３月に学校教育法に規定する学校又は専修学校を卒業した者を同月内に採用している場合

②　対象採用期間に季節雇用で採用したが、当初の雇用期間を超えて在職している場合（平成３０年１１月１日時点で１０ヶ月以上在職している場合に限る。）

参　考

〇親会社、子会社の定義

会社法第２条第３号及び第４号に規定する親会社・子会社をいいます。

（会社法）

第２条第３号（子会社の定義）

会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

第２条第４号（親会社の定義）

株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

〇役員の定義

①会社の代表権を有する取締役（代表取締役）

②取締役（社外取締役を含む。ただし、指名委員会等設置会社の取締役を除く。）

③会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人

④指名委員会等設置会社における執行役又は代表執行役
＊監査役等は、役員には該当しません。

7　未就業者の職業体験の受入れ

未就業者の職業体験の受入れについては、次の点に注意して申告してください。

1　提出書類

(1) **未就業者の職業体験受入実施申告書**

(2) **未就業者の職業体験受入実施証明書**

(3) **学校から企業への依頼文の写し**

(4) **内容が具体的に確認できる資料（職業体験のプログラム、作業内容が分かる資料、写真等）を添付してください（添付資料は内容が把握できる必要最低限（数枚程度）で可）。**

(5) 学校からの御礼状や受け入れた生徒等が作成した感想文等がある場合は、その写しも添付してください。

2　評価対象基準

対象期間（平成２８年４月１日から平成３０年３月３１日まで）に、秋田県内において、自主的又は学校、教育委員会等からの依頼を受けて、学生・生徒等の未就業者を受け入れ、受入期間中に受入企業の責任のもとで自社の従業員等が指導を行い、未就業者の望ましい職業観の育成や建設産業への関心を深めるなど、人材の確保・育成に係る取組みに企業として協力するために行われた次に掲げる活動を評価します。

①インターンシップを含む職業体験に取り組んだ場合

「インターンシップ」とは、次に掲げる条件をすべて満たすものとします。

ア 対象は中学生以上であること。（ただし、就業予定者の研修受入を除く。）

イ **連続３日以上**当該企業において受入れしたものであること。

ウ **自社の**工事現場・事業所等での就業体験を伴うもの。

エ 学校長等から証明を得られること。

②インターンシップを含まない職業体験に取り組んだ場合

上記①に該当しない学生等の受け入れ、現場見学会等、未就業者の建設業への入職促進に資するために建設業にかかる業務遂行状況を具体的にイメージ出来ることができる取組みをいい、上記①ア及びエの条件を全て満たすものとします。

※上記①ウの「就業体験」とは、通常の建設工事において実施される作業等の一部についての実体験又は擬似的な体験とします。

（例：測量、現場作業、建設機械作業、現場管理業務、製図、配線結束やハンダ付け等）

※巻末資料「平成３１・３２年度適用建設工事入札参加資格審査にかかる発注者別評価の考え方」も併せて御覧ください。

3　その他

平成２９・３０年度適用定期年審査及び平成３０年度適用中間年審査において加点対象となった活動は対象外とします。

８　技術職員名簿（入札参加資格申請用）

１　通常の技術職員名簿と特例用の技術職員名簿

「技術職員名簿（特例用）」は、解体工事に係る有資格技術者の保有基準の特例を受けようとする際に用いる様式です。申請時には通常の技術職員名簿を用いてください。

なお、解体工事に係る有資格技術者の保有基準の特例を受けようとする場合であっても、審査基準日において恒常的な雇用関係の要件を満たす技術職員が解体工事に対応する資格を保有するときは、当該技術職員及び解体工事に対応する資格を通常の技術職員名簿に記入してください。

２　有資格区分コード

(1) これらの様式は、経営事項審査とは別個に、入札参加資格審査を行うために作成するものです。

そのため、経営規模等評価申請書の２０００５帳票（技術職員名簿）で記載した資格についても、入札参加資格審査において評価される資格の場合は、忘れずに記入してください。

(2) 技術職員が保有している資格に係るコードは、経営事項審査の業種別技術職員コード表（別表５、５８～６０ページ）に基づき記入してください。ただし、解体工事を申請する場合には、次に掲げる事項に留意してください。

①記載しようとする資格に通常のコードと「附則第４条該当」のコードがあり、かつ、その両方のコードが解体工事に対応するものであるとき（例えば、１１３と１１Ｃ）

…　当該技術職員が登録解体工事講習の修了者等である　通常のコードを記入してください。

…　当該技術職員が登録解体工事講習の修了者等でない　「附則第４条該当」のコードを記入してください。

②記載しようとする資格に通常のコードと「附則第４条該当」のコードがあり、かつ、「附則第４条」のコードのみが解体工事に対応するものであるとき（例えば、１１１と１１Ａ）

…　当該技術職員が解体工事の技術職員にみなされない者である　通常のコードを記入してください。

…　当該技術職員が解体工事の技術職員にみなされる者である　「附則第４条該当」のコードを記入してください。

(3) 経営事項審査上の配点がない資格については、次のとおり資格コードを記入してください。

・のり面施工管理技術者　…　１１７
・１級舗装施工管理技術者　…　１３１
・２級舗装施工管理技術者　…　２３２

(4) 同一工種に係る資格を複数有している技術職員がいる場合は、次のとおり記入してください。

①経営事項審査上の配点が低い資格又は配点がない資格（上記(3)参照）が技術者保有条件となっている場合

… **経営事項審査上の配点が最も高い資格コードと、技術者保有条件となっている資格コードの両方**を記入してください。

【記載の一例】

・１級建設機械施工技士（１１１）と２級土木施工管理技士（２１４）の両方を有する場合

・第一種電気工事士（１５５）と電気主任技術者（２５８）の両方を有する場合

②経営事項審査上の配点が同じ資格が技術者保有条件となっている場合

… **技術者保有条件となっている資格コードのみ**を記入してください。

（必要に応じて７８ページの記入方法を参照してください。）

③経営事項審査上の配点が高い資格が技術者保有条件となっている場合

… **経営事項審査上の配点が最も高い資格コードのみ**を記入してください。

(5) 経営事項審査において加点対象となる資格であっても、**申請しない工種に係る資格コードは記入しない**でください。

(6) **建設業の合併等に伴う入札参加機会の確保措置により、主たる営業所が所在する地域以外に所在する営業所の所在地域の入札参加資格を有する者にあっては、営業所毎に技術職員名簿を作成してください。**

2　職員の常勤性

技術職員として**通常の技術職員名簿に**記載することができる職員は、審査基準日現在において、**審査基準日以前に６ヶ月を超える恒常的な雇用関係があり、かつ、雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者に限ります**ので、常勤性が認められない技術職員は記入しないでください。

3　技術職員名簿（特例用）

解体工事に係る有資格技術者の保有基準の特例を受けようとするときは、次のとおり「技術職員名簿（特例用）」を作成してください。

(1) 特例の対象となる技術職員だけではなく、通常の技術職員名簿に記入した技術職員（解体工事に対応する資格を保有する者に限る。）も含めて記入してください。

(2) 特例の対象となる技術職員は、審査基準日から平成３１年１月３１日までの間に恒常的な雇用関係の要件を満たすことになる者のうち、有資格技術者の保有基準を満たすまでの者に限ります。

(3) 特例の対象となる技術職員については、「特例」欄に○印を記入してください。

(4) 解体工事に対応する資格のみを記入してください。

建設工事入札参加資格審査申請書

秋田県で行われる建設工事に係る入札に参加する資格の審査を申請します。

平成 30 年 5 月 11 日

秋田県知事　　佐竹敬久

受付番号	－	許可番号	0	5	0	0	1	2	3	4

商号又は名称　秋田建設株式会社

代表者氏名　代表取締役　秋田一郎　印

完成工事高計算基準の区分	2

〔 1:2年平均　2:3年平均 〕

総合評定値の請求	あり	なし

完成工事高	工種名	申請	前々期分 自 27 年 4 月 至 28 年 3 月	前期分 自 28 年 4 月 至 29 年 3 月	基準決算期分 自 29 年 4 月 至 30 年 3 月	コード	年間平均完成工事高（千円）
	一般土木	○	87,910	106,500	100,937	01	98,449
	法面	○	17,690	18,500	20,753	02	18,981
	建築一式					03	
	電気					04	
	給排水暖冷房					05	
	鋼構造物					06	
	舗装	○	28,380	20,500	87,250	07	45,377
	一般塗装					08	
	路面標示					09	
	機械器具設置					10	
	電気通信					11	
	造園					12	
	さく井					13	
	水道施設					14	
	解体	△	29,194	6,878	7,712	15	14,595
	その他		39,350	24,900	44,030	00	36,094
	合計		202,524	177,278	260,682	99	213,496

最高元請負額		
	一般土木	28,700 千円
	建築一式	千円
	舗装	9,150 千円

※最高元請負額は、審査基準日以前24ヶ月間の範囲内で税抜きの数値を記載すること。

自己資本額	9,152 千円

障害者雇用人数	2 人

未就業者の職業体験の受入れ	
あり	なし
インターンシップを	
含む	含まない

地域貢献活動		
災害対応活動	あり	なし
除雪活動	あり	なし
クリーンアップ活動等	あり	なし

県税の納税状況	完納	未納
消費税の納税状況	完納	未納

男女共同参画	あり	なし	提出予定
若年者雇用	あり	なし	

社会保険等の加入の状況				
	雇用保険	加入済	未加入	適用除外
	健康保険	加入済	未加入	適用除外
	厚生年金保険	加入済	未加入	適用除外

有資格技術職員数	資格の名称	級	種別	コード	技術者コード	人数
	技術士			01		
	土木施工管理技士	1級		02	113･11C	3
		2級	土木	03	214･21D	2
			鋼構造物塗装	04	215	
	建築士	1級		05	137	
		2級		06	238	
	建築施工管理技士	1級		07	120･12A	
		2級	建築	08	221	
			建築	09		
			躯体	10	222･22B	
			仕上げ	11	223	
	1級電気工事施工管理技士 電気主任技術者			12	127、258	
	2級電気工事施工管理技士 電気工事士（1種・2種）			13	228、155、256	
	管工事施工管理技士	1級		14	129	
		2級		15	230	
	塗装技能士（建築塗装・鋼橋塗装）	1級		16	188、189	
		2級		17	288、289	
	路面標示施工技能士			18	167	
	造園施工管理技士	1級		19	133	
		2級		20	234	
	舗装施工管理技術者	1級	土木施工管理技士と重複しない技術職員	21	131	
		2級		22	232	
		1級	土木施工管理技士と重複する技術職員	23	131	1
		2級		24	232	1
	のり面施工管理技術者			25	117	1
	解体工事施工技士		重複しない技術職員	26	060	
			重複する技術職員	27		1

（申請事務担当者所属･氏名･電話番号）

経理部　秋田 花子　018-860-2425

完成工事高計算表

注）単位はすべて「千円」

工種		基準決算前々期分	基準決算前期分	基準決算期分	
01	土木一式工事	91,240	86,500	80,400	←20002帳票のコード010の完成工事高から転記します。
内訳	土木工作物を解体した工事 ①	20,240	0	0	
内訳	上記を除く工事 ②	71,000	86,500	80,400	
02	建築一式工事	0	0	0	←20002帳票のコード020の完成工事高から転記します。
内訳	建築物を解体した工事 ③	0	0	0	
内訳	上記を除く工事 ④	0	0	0	
05	とび・土工・コンクリート工事	34,600	38,500	41,290	←20002帳票のコード050の完成工事高から転記します。
内訳	とび工事 ⑤	0	0	0	
内訳	法面工事 ⑥	17,690	18,500	20,753	←20002帳票のコード051の完成工事高から転記します。
内訳	土工ｺﾝｸﾘｰﾄ工事等 ⑦	16,910	20,000	20,537	
14	しゆんせつ工事 ⑧	0	0	0	←20002帳票のコード140の完成工事高から転記します。
29	解体工事 ⑨	8,954	6,878	7,712	←20002帳票のコード290の完成工事高から転記します。
一般土木	②+⑦+⑧	87,910	106,500	100,937	
法面	⑥	17,690	18,500	20,753	
建築一式	④	0	0	0	
解体	①+③+⑨	29,194	6,878	7,712	

その他工事に建築一式工事が含まれていたとしても、その完成工事高は解体工事の完成工事高の算出に用いることはできま

20002帳票のコード300に含まれる完成工事高から解体工事を抜き出して記入することはできません。

記載要領

1. 「許可番号」の欄は、知事許可は「05」から、大臣許可は「00」からそれぞれ記入してください。
2. 「完成工事高計算基準の区分」欄は、経営事項審査で採用したものと同一としてください。
3. 申請する工種には、〇印（**解体工事に係る有資格技術者の保有要件の特例を受けようとする場合における解体工事には△印**）を記入してください。
4. **経営規模等評価申請書の工事種類別完成工事高（20002帳票）において「その他工事」に分類されている完成工事高は、一般土木工事又は解体工事の完成工事高に含めることはできません。**
5. 年間平均完成工事高の合計額（コード99）は、コード01からコード00までの額を合計した数値を記入してください。
6. 「男女共同参画」欄は、平成30年度男女共同参画職場づくり事業に係る必要書類を次世代・女性活躍支援課に対し、申請日時点で送付をしているときは「あり」に、送付しないときは「なし」に、申請日以後に送付するときは「提出予定」に〇印を記入してください。
7. **「有資格技術職員数」欄のコード08には建築一式工事に係る有資格技術者の保有基準に挙げられている2級建築施工管理技士（建築）の数を、同欄のコード09に解体工事に係る有資格技術者の保有基準に挙げられている2級建築施工管理技士（建築）の数を記入してください。**
8. 「有資格技術職員数」欄は、同一職員の同一系統の資格の記入については、いずれか優位な資格を一つだけ記入してください。
   ただし、舗装工事を申請する場合における「土木施工管理技士」と「舗装施工管理技術者」、解体工事を申請する場合における「施工管理技士」と「解体工事施工技士」については、重複して記載することができます。
   （詳細は、入札参加資格申請の手引を参照してください。）

技術職員名簿

（入札参加資格申請用）

	氏名	フリガナ	生年月日	住所（市町村）	有資格区分コード
1	秋田　一郎	ｱｷﾀ　ｲﾁﾛｳ	S17.1.1	秋田市	113
2	大館　次郎	ｵｵﾀﾞﾃ　ｼﾞﾛｳ	S19.11.15	秋田市	11C060
3	潟上　三郎	ｶﾀｶﾞﾐ　ｻﾌﾞﾛｳ	S25.3.8	潟上市	21D131
4	鹿角　四郎	ｶﾂﾞﾉ　ｼﾛｳ	S27.6.23	秋田市	21B
5	北秋　七子	ﾎｸｼｭｳ　ﾅﾅｺ	S32.12.11	秋田市	21B117
6	湯沢　八郎	ﾕｻﾞﾜ　ﾊﾁﾛｳ	S60.9.25	秋田市	111
7	由利　九郎	ﾕﾘ　ｸﾛｳ	S55.4.1	由利本荘市	11C232
8	横手　十郎	ﾖｺﾃ　ｼﾞｭｳﾛｳ	S55.4.2	秋田市	21D
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					

記載要領

1）有資格区分コードは、経営事項審査の業種別技術職員コード表に基づき記入してください。
なお、のり面施工管理技術者は「117」、1級及び2級舗装施工管理技術者はそれぞれ「131」及び「232」、鋼橋塗装技能士（1級及び2級）はそれぞれ「188」及び「288」となります。

2）同一工種に係る資格を複数有している場合は、手引を参照のうえ、必要な資格コードを記入してください。

3）**申請をしない工種に係る資格コードは記入しないでください。**

4）建設業の合併等に伴う入札参加機会の確保措置により、主たる営業所が所在する地域以外に所在する営業所の所在地域の入札参加資格を有する者にあっては、営業所毎に技術職員名簿を作成してください。

受付番号	―

技術職員名簿（特例用）

平成31年　1月31日

商号又は名称　秋　田　建　設　株　式　会　社

代表者氏名　代表取締役　秋田　一郎　印

	特例	氏名	フリガナ	生年月日	住所（市町村）	有資格区分コード
1		秋田　一郎	ｱｷﾀ　ｲﾁﾛｳ	S17.1.1	秋田市	113
2		大館　次郎	ｵｵﾀﾞﾃ　ｼﾞﾛｳ	S19.11.15	秋田市	11C060
3		潟上　三郎	ｶﾀｶﾞﾐ　ｻﾌﾞﾛｳ	S25.3.8	潟上市	21D
4		鹿角　四郎	ｶﾂﾞﾉ　ｼﾛｳ	S27.6.23	秋田市	21B
5		北秋　七子	ﾎｸｼｭｳ　ﾅﾅｺ	S32.12.11	秋田市	21B
6		由利　九郎	ﾕﾘ　ｸﾛｳ	S55.4.1	由利本荘市	11C
7		横手　十郎	ﾖｺﾃ　ｼﾞｭｳﾛｳ	S55.4.2	秋田市	21D
8	○	山王　太郎	ｻﾝﾉｳ　ﾀﾛｳ	H2.5.1	秋田市	113060
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						

記載要領

1）　解体工事に対応する資格を保有する技術職員を記入してください。

2）　特例の対象となる技術職員については、「特例」欄に○印を記入してください。

3）　解体工事に対応する資格について、経営事項審査の業種別技術職員コード表に基づき、「有資格区分コード」欄に記入してください。

4）　建設業の合併等に伴う入札参加機会の確保措置により、主たる営業所が所在する地域以外に所在する営業所の所在地域の入札参加資格を有する者にあっては、営業所毎に技術職員名簿を作成してください。

秋田県建設工事入札参加資格審査用
（平成３１・３２年度適用定期年申請）

地域貢献活動実施申告書

平成　　年　　月　　日

秋田県知事

建設業許可番号
商号又は名称
代表者職氏名　　印

秋田県建設工事入札参加資格審査申請に当たり、次のとおり、地域貢献活動を行っていることを申告します。

地域貢献活動の種類 ※該当するものに○印	１　災害対応活動　　２　除雪活動 ３　クリーンアップ活動等
実施期間	平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日
実施場所	
活動内容 ※活動の内容を具体的に記入してください。	
契約、注文等に基づく対価の受領 ※該当するものに○印	あり　　・　　なし

【地域貢献活動証明欄】

上記申告内容に相違なく、当該活動が地域住民の生活に貢献するものであったことを証明します。	
証明者 ※証明者が署名又は記名押印してください。	（役職名） （氏　　名） （電話番号）

【提出方法及び添付書類】

・　申告書は、地域貢献活動の種類毎に別葉で提出してください。１種類につき１枚のみ、合計３枚まで提出できます。
・　上記証明欄への記載（署名又は記名押印）により、関係者からの証明を得てください。なお、証明書等が別途書面で交付されているときは、当該書面の原本を添付し、又は当該書面の原本を提示の上その写しを添付して、提出してください（この場合、上記証明欄への記載は不要です）。
　また、活動内容が具体的に確認できる資料（新聞記事、広報誌、写真等）がある場合は、それらも添付してください（添付資料は必要最低限（数枚程度）で可）。

【対象期間等に関する注意事項】
加点対象は、平成２８年４月１日から平成３０年３月３１日までの期間における地域貢献活動に限ります。その他詳細については、手引をご覧ください。

秋田県建設工事入札参加資格審査用
（平成３１・３２年度適用定期年申請）

未就業者の職業体験受入実施申告書

平成　　年　　月　　日

秋田県知事

建設業許可番号
商号又は名称
代表者職氏名　　印

秋田県建設工事入札参加資格審査申請に当たり、次のとおり、未就業者の職業体験の受け入れを行っていることを申告します。

職業体験の種類 ※該当するものに○印	１．インターンシップを含む ２．インターンシップを含まない
実　施　期　間	平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日
実　施　場　所	
活　動　内　容 ※活動の内容を具体的に記入してください。	

・「インターンシップ」とは、次に掲げる条件をすべて満たすものとします。
　ア　対象は中学生以上であること（ただし、就業予定者の研修受入を除く）。
　イ　連続３日以上当該企業において受け入れしたものであること。
　ウ　自社の工事現場・事業所等での就業体験を伴うもの。
　エ　学校長等から証明を得られること。

【提出方法及び添付書類】

・　所定の様式による未就業者の職業体験受入実施証明書（原本に限る。）と学校からの依頼文（写し）を添付して、提出してください。
・　内容が具体的に確認できる資料（職業体験のプログラム、作業内容が分かる資料、写真等）を添付してください（添付資料は内容が把握できる必要最低限（数枚程度）で可）。
・　学校からの御礼状や受け入れた生徒等が作成した感想文等がある場合は、その写しも添付してください。

【対象期間等に関する注意事項】
加点対象は、平成２８年４月１日から平成３０年３月３１日までの期間における職業体験の受け入れに限ります。その他詳細については、手引きをご覧ください。

未就業者の職業体験受入実施証明書

平成　　年　　月　　日

学校長　様

商号又は名称
代表者　　印

秋田県建設工事入札参加資格審査申請に当たり、当社が次のとおり未就業者の職業体験の受け入れを実施したことを証明願います。

受入実施期間　平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日（　　日間）

受入生徒・学生数　　学年　　名
学年　　名
学年　　名　　合計　　名

上記の内容のとおり、貴社から未就業者の職業体験の受け入れについて協力を得たことを証明します。

平成　　年　　月　　日

証明者　　学校長　　印

秋田県建設工事入札参加資格審査用
（平成３１・３２年度適用定期年申請）

若年者雇用申告書

平成　　年　　月　　日

秋田県知事

建設業許可番号
商号又は名称
代表者職氏名　　印

秋田県建設工事入札参加資格審査申請に当たり、次の若年者を常時雇用として採用し、継続雇用していることを申告します。

１　対象者の氏名及び生年月日 ※最大２名まで記載	１　（　　年　　月　　日生）
	２　（　　年　　月　　日生）
２　採用日及び区分 ※区分は該当するものに○印	１　平成　　年　　月　　日　（新規学卒者・新規学卒者以外）
	２　平成　　年　　月　　日　（新規学卒者・新規学卒者以外）
３　各保険の状況 ※該当するものに○印	社会保険の加入：　有　・　無 雇用保険の加入：　有　・　無 雇用期間の定め：　有　・　無
４　採用者職歴等※	

※採用者について採用直前２年間で職歴がある場合は、その期間と勤務先を、新規学卒者の場合は、卒業学校名と卒業年月日を記載してください。

【誓約欄】

本申告は、入札参加資格審査制度の趣旨に合致するものであり、裏面に記載された対象外にあたるもの又は本制度の趣旨に反するものでないこと、そして継続雇用に関する事後調査に協力することを誓約します。

商号又は名称
代表者職氏名　　印

【添付書類】

・　対象者が新規学卒者の場合は、(ｱ)卒業証明書の原本を添付、(ｲ)卒業証明書の原本を提示の上その写しを添付、以上の(ｱ)・(ｲ)のいずれかにより申告書を提出してください。
・　対象者が新規学卒者以外の者である場合は、(ｱ)採用直前に在籍していた会社の退職証明書（対象者の氏名、生年月日及び勤務期間が記載されているもの（様式任意）。以下同じ。）の原本を添付、(ｲ)退職証明書の原本を提示の上その写しを添付、(ｳ)採用直前に在籍していた会社に係る雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書（写し）を添付、(ｴ)雇用保険被保険者離職票－１兼資格喪失確認通知書（被保険者通知用）（写し）を添付、以上の(ｱ)から(ｴ)までのいずれかにより申告書を提出してください。

【提示書類】

社会保険標準報酬決定通知、健康保険被保険者証（写し）及び雇用保険被保険者資格喪失届・変更届

【対象期間等に関する注意事項】

加点対象は、原則として平成２８年４月１日から平成３０年３月３１日までの期間における若年者採用に限ります。また、裏面も必ず確認の上、両面印刷して提出してください。その他詳細については、手引をご覧ください。

若年者雇用申告書　裏面

平成３１・３２年度適用定期年入札参加資格審査における若年者雇用の概要

新規学卒者等を含む若年者を常時雇用の者として採用し、地域雇用の創出と技術の継承に取り組んでいる者を評価するため、次の場合に該当するときは対象外とします。

また、本制度導入の趣旨に反した状況（加点を目的とした人事交換等）が疑われる場合は、調査を行い、対象外とする場合がありますので、留意してください。

【対象外となる場合】

① 採用日前２年以内において当該企業に常時雇用の職員として在職したことがある者を採用した場合

② 採用直前に在職していた会社が採用した会社と一定の資本関係又は人的関係にある場合

※資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ）又は子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定する更正会社又は民事再生法第２条第４項に規定する再生手続きが存続中の会社（以下「更正会社等」という。）である場合を除く。

ア　親会社（会社法第２条第４号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。

イ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。

※人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更正会社等である場合は除く。

ア　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第６７条第１項又は民事再生法第６４条第２項の規定により選任された管財人を役員を現に兼ねている場合

なお、対象期間外に採用した場合や採用時は常時雇用の者ではなかった場合であっても、次の場合は、対象に含むものとして扱います。

① 平成２８年３月に学校教育法に規定する学校又は専修学校を卒業した者を同月内に採用している場合

② 対象採用期間に季節雇用で採用したが、当初の雇用期間を超えて在職している場合（平成３０年１１月１日時点で１０ヶ月以上在職している場合に限る。）

参　考

〇親会社、子会社の定義

会社法第２条第３号及び第４号に規定する親会社・子会社をいいます。

（会社法）
第２条第３号（子会社の定義）
　会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。
第２条第４号（親会社の定義）
　株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

〇役員の定義

①会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
②取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会設置会社の取締役を除く。）
③会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
④委員会設置会社における執行役又は代表執行役
　※監査役、執行役員などは、役員には該当しません。

平成３１・３２年度適用定期年建設工事入札参加資格審査にかかる発注者別評価の考え方

秋田県建設部建設政策課

このことについては、下記の考え方に基づき評価を行いますのでご留意願います。
具体例を別途例示していますので、参考にしてください。

第１　地域貢献活動

１　評価の対象となる活動の区分

評価の対象となる地域貢献活動は、平成２８年４月１日から平成３０年３月３１日までの間に、秋田県内において行われた自主的な活動のうち、次のいずれかに該当するものとします。

なお、それぞれの項目ごとに評価し加点しますが、同じ項目について複数回実施しても点数は同じです。（１項目３点で上限９点）

また、同種の活動について、⑴～⑶の複数項目に該当するものとしてそれぞれ申請することはできません。

⑴ 災害対応活動

暴風、豪雨、洪水、地震等の自然的事象が発生した際に行う道路や河川のパトロール、道路管理者等への被災箇所の通報、住民への注意喚起など、被害を未然に防ぐための活動のほか、被災者に対して行う住宅の応急修理などの緊急性のある活動とします。

なお、災害対応であっても緊急性が認められないもの（洪水被災家屋の泥上げ、雪解け後の破損施設修理等）については、本項目の対象としません。（⑶ クリーンアップ活動等に区分されます。）

⑵ 除雪活動

近隣町内会の除雪作業に対する役務や除排雪車両の提供（オペレーターを伴うものに限る）、自らで除雪作業を行うことができない近隣住民宅のボランティア除雪活動などの除雪支援活動とします。

⑶ クリーンアップ活動等

交通安全運動など地域の安全・安心なまちづくりに寄与する活動や、道路や河川など公共施設の清掃、通学路の環境美化活動（クリーンアップ活動）のほか、地域住民の生活環境の向上に寄与する活動とします。

２　加点対象として認めるための条件

発注者別評価点の加点対象となる地域貢献活動は、次に掲げる条件を全て満たす場合に限るものとします。

⑴ 自主的な非営利の活動であること

防災協定に基づく出動であっても、無償又は材料費のみの支給を受けて行う場合は加点対象としますが、協議等により請負契約や業務委託契約に基づく工事費用の支払いが発生した場合には加点対象にはなりません。

(2) 企業としての取組であること

被災地（秋田県内に限る）の支援活動や地元地域のクリーンアップ活動などに、従業員や会社の役員等が個人的に参加した場合は加点対象にはなりませんが、会社全体として取り組んでいる場合には加点対象とします。

(3) 実際の活動実績があること

会社としてその従業員が作業等の活動を行うことが必要であり、金銭や物品の寄付・提供のみで、従業員等の実際の活動を伴わないものや防災協定等を締結しているだけで活動の実績がない場合は加点対象にはなりません。

(4) 地域に貢献することを目的とすること

原則として一個人に対する活動等、対象者を限定して行う活動は加点対象にはなりません。

(5) 活動内容が客観的に確認できること

活動内容と関連のある団体からの証明書や、関係者からの感謝状（別途書面で得ることが困難な場合は、申告書への証明でも可）などにより、地域に貢献した活動であったことが客観的に確認できる場合にのみ加点対象とします。

証明者については原則として団体の長等、一定の責任を有する者に限ります。（担当者の証明不可）

３　その他

非営利目的で自主的に行い、対象行為に該当する活動であっても、所有者の承諾を得ないで勝手に行うなど、違法又は不当な行為である場合は加点対象とはなりませんので、関係者との意思疎通を十分に図ってください。

また、当該活動に起因して関係者との間で紛争になるなど、地域に貢献した活動であると認められない事態が生じた場合は、発注者別評価点の加点をしない、又は取り消す場合がありますので注意してください。

【地域貢献活動の事例集】

①災害対応活動

（認められる事例）

・暴風の翌朝、林道のパトロールを行い、異常ない旨を市役所に報告した。（市役所からの証明あり。ただし市から受注した維持管理業務でないこと）

・豪雨の際、河川のパトロールを行ったところ、水位の上昇が認められたため、近隣住民に注意喚起を行った。（地域振興局からの証明あり。ただし県から受注した維持管理業務でないこと）。

・豪雨の際、河川のパトロールを行ったところ、水位の上昇が認められたため、河川管理者に通報した。（地域振興局からの証明あり。ただし県から受注した維持管理業務でないこと）。

・市役所からの要請により、民家裏の法面に発生した亀裂が拡大しないようブルーシート張り作業を行った。（市役所からの証明及びブルーシートの実費支給あり）。

・竜巻の発生により被災した住宅の屋根の応急修理を行った。（部材実費のみを家主に請求。ただし、家主からの証明及び写真等の会社が修理したことがわかる書面の提出を必須とする。）

（認められない事例）

・防災協定に基づき、河川管理者からの要請文書により災害時の応急対策工事を行ったが、後日、維持管理業務に振り替えした工事であった。

→　無償又は材料費のみに該当しないため加点対象となりません。

・防災協定に基づき、地方公共団体等と防災訓練を実施している。

→　実際に災害等が発生した際に行った活動でないため、毎年定期的に行われている防災訓練等は加点対象となりません。

・隣県の大雨洪水災害発生時に、ダンプと重機を搬入し堤防の復旧活動を行った。

→　秋田県内における活動でないため加点対象となりません。

・大雨による冠水に備え、用水路内の支障木を除去した。

→　実際に発生した災害等に行った活動について対象としており、災害予防活動は加点対象となりません。なお、③クリーンアップ活動等としては加点対象となります。

・雪解けにより破損した幼稚園のフェンス修理を無償で行った。

→　緊急的に対応する活動ではないため、雪解けによる破損等は災害対応活動と認められません。なお、③クリーンアップ活動等としては加点対象となります。

・平常のパトロールの際に路面陥没箇所を発見し、市役所に連絡した後、掘削・埋め戻し作業を行った。（市役所からの証明あり）

→　暴風、豪雨、洪水、地震等の自然的事象との因果関係が不明なことから加点対象となりません。なお、路面陥没に関する対応は本来道路管理者が行う業務であり、修繕の契約が行われるケースと推定されます。

②除雪活動

（認められる事例）

・豪雪の際、自ら除雪作業を行うことが困難な独居老人がいるとの相談を受け、屋根の雪下ろしや生活道路確保のための除雪をボランティアで行った。（社会福祉協議会からの証明あり）

→　証明者が社会福祉協議会や自治会長等のものに限り加点対象とします。対象者個人からの証明については、地域に貢献した活動であったことが客観的に確認できないため加点対象となりません。

・地域の寺院の駐車場の除排雪作業を行った。（自治会長からの証明あり）

→　寺院が地域住民が集う場所である等、地元地域のために行う活動であることが自治会長等の証明で確認できる場合に限り加点対象とします。（護持会長等の証明は一寺院に対する奉仕との違いが判断出来ないため加点対象となりません。）

・地域の公民館の雪下ろしを無償で行った。（ただし、市町村が直接管理するものを除く。）

（認められない事例）

・道路管理者から除雪の業務委託をされている区域の除雪状況に苦情があったため、当該悪状況を改善するための作業を行った。

→　自主的な活動ではなく、委託されている業務の範囲内又は付随して行うべき作業であると認められるため、加点対象となりません。

・市役所車庫の雪下ろしを無償で行った。

→　上記の公民館の場合と異なり、本来は公共施設管理者が行う業務であり、地域住民への貢献を目的とする活動とは言い難いため、加点対象となりません。

③クリーンアップ活動等

（認められる事例）

・通学路となっている河川堤防の草刈りと清掃を､河川管理者の承諾のうえで自主的に行った。

・近隣の道路に設置しているカーブミラーの清掃やガードレールの美化を行った。

・自治会主催でお祭りを開催するにあたり、会場の草刈りや整地、駐車場の誘導などを行いお祭りの円滑な運営に会社として協力した。

→　ただし、単にお祭りやイベントそのものに参加しただけの場合は加点対象となりません。

・地域住民のために街灯を設置した。

→　ただし、設置にあたって従業員等による設置作業が行われたものに限ります。（資材の提供のみの場合は寄付行為であるため加点対象となりません。）

（認められない事例）

・工事現場出入口前の道路が、工事車両の通行により汚れたため、路面清掃を行った。

→　共通仕様書で定められている現場周辺の美装化（イメージアップ）の範囲内であるため、加点対象となりません。

・スキーの指導資格を有する従業員が、地元小学校のスキー教室で指導を行った。

→　従業員や役員が個人的に行った活動は加点対象とはなりません。

・イベントを企画した。

→　イベントの企画のみの場合は、会社としてその従業員が作業等の活動を行うことを通じて、地域住民の生活に貢献しているとはいえないため加点対象となりません。

ただし、イベントの企画のみではなく、運営にあたって会社としてその従業員が作業等の活動を行った場合は加点対象となります。（政治的・思想的なイベントは除く。）

・スポーツ大会を主催した。

→　単なるスポンサーは加点対象となりません。ただし、スポーツ大会の運営に会社として携わる等、活動が伴うものに限り加点対象とします。

　また、取引業者や同業者の親睦を深めるために開催するスポーツ大会は加点対象になりませんが、地域住民が対象であるなど、地域住民の生活に貢献している場合は加点対象となります。

（なお、本事例が加点対象となるためには、新聞記事等の客観的に活動が確認できる書類の添付が必要です。）

※　ここに掲げたものは一例であり、例示した活動に限定されるものではありません。

第２　未就業者の職業体験の取組

１　対象行為

評価の対象となる取り組み活動は、平成２８年４月１日から平成３０年３月３１日までの間に、秋田県内において、自主的または学校、教育委員会等からの依頼を受けて、学生・生徒等の未就業者を受け入れ、受け入れ期間中に受入企業の責任のもとで自社の従業員等が指導を行い、未就業者の望ましい職業観の育成や建設産業への関心を深めるなど、人材の確保・育成に係る取り組みに企業として協力するために行われた次に掲げる活動とします。

⑴ インターンシップを含む職業体験に取り組んだ場合（５点）

⑵ インターンシップを含まない職業体験に取り組んだ場合（３点）

上記⑴に該当しない職業体験への協力を企業として協力する活動とします。

※⑴または⑵に掲げる活動のうち、点数が高い項目を評価し加点します。
⑴と⑵の両方に取り組んでいても、点数が高い⑴の点数のみを加点します。

２　定義

⑴ 「インターンシップ」とは、次に掲げる条件をすべて満たすものとします。

ア　対象は中学生以上であること。（ただし、就業予定者の研修受入を除く。）

イ　連続３日以上当該企業において受け入れしたものであること。

ウ　自社の工事現場・事業所等での就業体験を伴うもの。

エ　学校長等から証明を得られること。

⑵ 「インターンシップを含まない職業体験」とは、⑴に該当しない学生等の受け入れ、現場見学会等、未就業者の建設業への入職促進に資するために建設業にかかる業務遂行状況を具体的にイメージ出来ることができる取り組みをいい、上記ア及びエの条件を全て満たすものとします。

⑶「就業体験」とは、通常の建設工事において実施される作業等の一部についての実体験または擬似的な体験とします。

（例：測量、現場作業、建設機械作業、現場管理業務、製図、配線結束やハンダ付け等）

【未就業者の職業体験の取組活動の事例集】

（「インターンシップ」として認められる事例）

・工業高校生を３日間受け入れ、うち１日は現場において、現場代理人や主任技術者等が指導を行い現地測量を体験させた。

→　受入日全てにおいて就業体験を行う必要はありません。

なお、会社として学生・生徒に対し指導した実績が確認できないものについては「インターンシップを含まない職業体験」の対象となります。

（「インターンシップを含まない職業体験」として認められる例）

・工業高校生を当初３日間の予定で受け入れしたが、生徒の都合により２日間の受け入れに変更された。

→　連続３日以上の場合のみ「インターンシップ」の対象とします。（理由の如何に問わず条件とします）

・工業高校生の職場見学を受け入れ、工事現場で技術者の業務の様子や重機の稼働内容を見学させた。

→　就業体験の伴わない短期間の職場見学・現場見学のため、「インターンシップ」には該当になりませんが「インターンシップを含まない職業体験」の対象となります。

・国土交通省や建設業協会主催の高校生の現場見学会において、自社の工事現場での説明等に会社として協力した。

→　学校側の証明が得られるものに限り対象とします。（主催者の証明は認めません）

（「インターンシップ」「インターンシップを含まない職業体験」のいずれも認められない事例）

・自社で採用予定の大学生の就業前職場体験を１週間受け入れした。

→　自社の人材育成として実施すべき内容であり、評価対象とはなりません。

・地元小学生の工事現場見学を受け入れした。

→　中学生以上が対象となります。

・高校生を２日間受け入れし、１日目は会社において会社の概要説明のみを行い、２日目は建設業協会が準備した重機試乗体験会に参加させた。

→　会社としての関与した部分は１日目のみで、その内容が会社の概要説明のみである場合は、建設業にかかる業務遂行状況が具体的にイメージできないため評価できません。

ただし、次のケースについては「インターンシップを含まない職業体験」として評価します。

①１日目に現場見学や職業体験を行い、２日目は建設業協会が準備した重機試乗体験会に参加させた。

②１日目に会社において会社の概要説明のみを行い、２日目の重機試乗体験会の運営に会社として協力した。

・高校生のインターンシップを連続３日受け入れし、兼業である電気販売店の販売を体験させた。

→　建設業にかかる業務遂行状況を体験させたとは言い難いことから、評価対象とはなりません。

※　ここに掲げたものは一例であり、例示した活動に限定されるものではありません。

入札参加資格審査において解体工事を申請する際の留意事項について

平 成 ３ ０ 年 ２ 月
秋田県建設部建設政策課

１　申請するための要件について

①　土木一式工事、建築一式工事又は解体工事の総合評定値の請求をしていること。

…　上記の３工種のうち、いずれか１工種の総合評定値の請求をしていれば、解体工事を申請することができます。

②　年間平均完成工事高が１，０００万円以上であること。

…　解体工事の年間平均完成工事高は、解体工事（建設業法）の完成工事高に、土木一式工事又は建築一式工事に整理される工作物を解体した工事に係る完成工事高を加えて算出します。ただし、総合評定値の請求を行っている工種のみが対象です。

（例）　総合評定値の請求を行っている工種が建築一式工事のみでも解体工事を申請することはできますが、年間平均完成工事高を算出するために用いることができる工種は建築一式工事だけとなります（土木一式工事及び解体工事（建設業法）の完成工事高は加算できません。）

③　有資格技術者の保有基準を満たしていること。【特例があります。】

…　登録解体工事講習を修了者等でないなど、いわゆる「みなしの技術者」であっても認められます。

（例）　登録解体工事講習を修了していない１級土木施工管理技士（１１Ｃ）

…　審査基準日において有資格技術者の保有基準を満たすことができない場合は、審査基準日から平成３１年１月３１日までの間のいずれかの日において６カ月を超える恒常的な雇用関係がある者であって、有資格技術者の保有基準に定める資格を有するものを加えることができます。→新たに雇用した者だけではなく、審査基準日において既に６カ月を超える恒常的な雇用関係がある者が試験に合格した場合も含みます。

ただし、有資格技術者の保有基準に達するまでを限度とします。

２　「技術職員名簿」について

⑴　有資格区分コード

①　記載しようとする資格に通常のコードと「附則第４条該当」のコードがあり、かつ、その両方のコードが解体工事に対応するものであるとき（例えば、１１３と１

１Ｃ）

…　当該技術職員が登録解体工事講習の修了者等である　通常のコードを記入してください。

…　当該技術職員が登録解体工事講習の修了者等でない　「附則第４条該当」のコードを記入してください。

（例）　一般土木工事と解体工事を申請する場合において、その技術職員が登録解体工事講習を修了者等でないときは、「１１Ｃ」のみを記載してください（同一の技術職員について、「１１３」と「１１Ｃ」の双方を記入する必要はありません。）。

②　記載しようとする資格に通常のコードと「附則第４条該当」のコードがあり、かつ、「附則第４条」のコードのみが解体工事に対応するものであるとき（例えば、１１１と１１Ａ）

…　当該技術職員が解体工事の技術職員にみなされない者である　通常のコードを記入してください。

…　当該技術職員が解体工事の技術職員にみなされる者である　「附則第４条該当」のコードを記入してください。→合格証明書を提示してください。

（例）　一般土木工事と解体工事を申請する場合において、その技術職員が平成２８年６月１日時点において１級建設機械施工技士の資格を保有していたときは、「１１Ａ」のみを記載してください（同一の技術職員について、「１１１」と「１１Ａ」の双方を記入する必要はありません。）。

※　解体工事の技術職員とみなされる者（「みなしの技術者」）とは、平成２８年６月１日時点において、とび・土工・コンクリート工事において主任技術者となる資格を保有していた者をいいます。

⑵　提示書類

２級建築施工管理技士（建築）の資格を保有する技術職員を解体工事に係る有資格技術者の保有基準の対象とするとき

…　当該技術職員が平成２８年度以降に実施された技術検定の合格者であるときは、合格証明書

…　当該技術職員が平成２７年度以前に実施された技術検定の合格者であるときは、登録解体工事講習の修了証又は実務経験証明書

（例）　建築一式工事と解体工事を申請する場合において、２級建築施工管理技士（建築）の資格を保有する技術職員を建築一式工事に係る有資格技術者の保有基準のみの対象とする。→提示書類は不要です。申請書の有資格技術職員数欄のコード０８に計上してください。

（例）　建築一式工事と解体工事を申請する場合において、２級建築施工管理技士（建築）の資格を保有する技術職員を建築一式工事と解体工事に係る有資格技術者の保有基準の対象とする。→書類を提示してください。申請書の有資格技術職員数欄のコード０８とコード０９の双方に計上してください。

３　解体工事に係る有資格技術者の保有基準の特例について

⑴　要件

解体工事に係る有資格技術者の保有基準の特例（以下「特例」という。）を受けるための要件は、

①　１①及び②の要件を満たしていること。

②　審査基準日において解体工事に係る有資格技術者の保有基準を満たしていないこと

です。

⑵　申請書の記載方法

特例を受けようとする場合は、解体工事の申請欄に△印を記入してください（他の工種も併せて申請するときは、当該他の工種については〇印を記入してください）。

⑶　「技術職員名簿」

申請時の「技術職員名簿」には、審査基準日において恒常的な雇用関係の要件を満たす技術職員が解体工事に対応する資格を保有するときは、当該技術職員及び解体工事に対応する資格を記入してください。→解体工事に係る有資格技術者の保有基準に対し一部不足する状態の「技術職員名簿」となります。

⑷　「技術職員名簿（特例用）」

解体工事に対応する資格を保有する全ての技術職員について、解体工事に対応する資格のみを記入してください。→解体工事に係る有資格技術者の保有基準に定められている資格だけではなく、発注者別評価事項で加点対象となる資格についても記入してください。

解体工事に係る有資格技術者の保有基準を満たすこととなった日から平成３１年１月３１日までの間に、「国家資格者・監理技術者一覧表」（様式第１１号の２）等と併せて面談審査を行った地域振興局に提出してください。

⑸　特例の対象となる技術職員

解体工事に係る有資格技術者の保有基準に達するまでを限度とします。

（例）　当初、１級土木施工管理技士１名と解体工事施工技士１名の合計２名である場合

①　解体工事施工技士１名

②　解体工事施工技士以外の保有基準資格（以下「１級土木等」という。）と解体工事施工技士を併せて保有する者１名

のいずれかが特例の対象として認められます。

※　「１級土木等のみを保有する者１名」と「解体工事施工技士１名」を雇用し恒常的な雇用関係の要件を満たしたとしても、解体工事施工技士１名のみで解体工事に係る有資格技術者の保有基準を満たすため、解体工事施工技士１名が特例の

対象となります。

※　「解体工事施工技士１名」と「１級土木等と解体工事施工技士を併せて保有する者１名」を雇用し恒常的な雇用関係の要件を満たした場合、申請者はどちらを特例の対象とするかを選択することができます。

⑹　発注者別評価事項（技術者の保有状況）

１級又は２級の技術者の保有状況により、２点又は１点の加点を行いますが、⑸の特例の対象となった技術職員については、解体工事についてのみ加点します。

（例）　当初、２級土木施工管理技士（土木）３名・解体工事施工技士１名
申請工種は一般土木工事及び解体工事
特例により１級土木施工管理技士と解体工事施工技士を併せて保有する者１名を追加
この場合、申請の当初は、一般土木「２級３名」、解体「２級４名」ですが、特例が認められた後は、一般土木「２級３名」、解体「１級１名」・「２級４名」として加点します。

※　通常であれば、１級土木施工管理技士は一般土木工事の加点の対象となる資格ですが、特例の対象となった技術職員の資格であるため、解体工事についてのみの加点となります。

※　解体工事に限らず、同一の技術職員が同一工種に対応する複数の資格を保有している場合は、配点が高い方の資格について加点します。